

平成 28 年 5 月 31 日（火曜日）

福島県報号外第 38 号別冊

平成 27 年度 包括外部監査報告書

保健福祉事業の財務事務の執行
及び事業の管理について
～子ども・子育てに関連する事業を中心として～

平成 28 年 3 月

福島県包括外部監査人

満 山 幸 成

目 次

第1章 総論	1
第1部 包括外部監査の概要.....	1
1 包括外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 外部監査の対象期間.....	1
4 外部監査の実施期間.....	1
5 特定の事件を選定した理由について.....	1
6 監査対象とした事業.....	1
7 包括外部監査の方法.....	2
8 外部監査の補助者.....	3
9 利害関係	3
第2部 包括外部監査の結果.....	4
1 監査の結果について.....	4
2 監査結果及び意見の要約リスト.....	5
第2章 保健福祉事業の概要.....	14
第1部 保健福祉部施策の基本方針及び重点施策.....	14
1 基本方針	14
2 重点施策	14
第2部 福島県総合計画と福島県保健医療福祉復興ビジョン及び各個別計画の関係..	17
1 復興ビジョン改定の趣旨.....	17
2 保健医療福祉の「めざす将来の姿」.....	17
3 復興ビジョンと総合計画の関係.....	18
第3部 うつくしま子ども夢プラン.....	22
1 計画の見直し.....	22
2 東日本大震災に伴う環境の変化.....	24
3 少子化の進行.....	28
4 少子化の要因とその背景.....	30
5 期待される行政施策.....	31
6 計画の理念	32
7 計画の実現に向けて.....	33
第4部 監査対象とした組織、事業の概要.....	34
1 監査対象とした組織.....	34
2 監査対象とした事業.....	37
3 安心こども基金.....	40

4 福島県保育緊急確保事業費補助金	42
第3章 監査対象とした事業に関する監査の結果.....	43
第1部 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト.....	43
1-1 浜児童相談所整備事業.....	43
1-2 新生児聴覚検査支援事業.....	49
1-3 子どもの医療費助成事業.....	53
1-4 母子の健康支援事業.....	56
1-5 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業.....	61
1-6 子育て応援パスポート事業.....	65
1-7 ふくしまから はじめよう。豊かな遊び創造事業.....	69
1-8 子ども・子育て支援新制度移行推進事業.....	74
1-9 地域の寺子屋推進事業.....	81
1-10 ふくしまスマイルキャラバン事業.....	85
1-11 ふくしまキッズ夢サポート事業.....	88
1-12 ふくしま保育元気アップ緊急支援事業.....	91
1-13 ふくしま保育士人材確保事業.....	96
1-14 地域の子育て力向上事業.....	101
1-15 ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業.....	106
第2部 人口減少・高齢化対策プロジェクト.....	112
2-1 地域少子化対策強化交付金事業.....	112
2-2 ふくしまで幸せつかもうプロジェクト.....	117
2-3 多子世帯保育料軽減事業.....	121
第3部 その他の子ども・子育て関連事業.....	124
3-1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）	124
3-2 保育対策等促進事業.....	127
3-3 安心こども基金事業.....	131
3-4 保育サービス等充実事業.....	137
第4部 全般事項	139
第5部 総括	140

第1章 総論

第1部 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

保健福祉事業の財務事務の執行及び事業の管理について

3 外部監査の対象期間

原則として平成26年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

平成27年4月から平成28年3月までの期間、監査を実施した。

5 特定の事件を選定した理由について

「福島県総合計画」及び「福島県復興計画」の下、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、今後8年をめどに本県が東日本大震災及び原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられていることを目指し、平成25年3月に「福島県保健医療福祉復興ビジョン」を策定している。

福島県の平成26年度一般会計当初予算の総額は1兆7,145億円であり、平成26年度福島県総合計画13の重点プロジェクトのうち、「人口減少・高齢化対策プロジェクト(1,423億円)」、「生活再建支援プロジェクト(1,443億円)」、「県民の心身の健康を守るプロジェクト(360億円)」、「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト(316億円)」等が保健福祉に関連している。

一方、「復興・再生に向けた行財政運営方針」（平成24年10月）において「復興を支える財源の確保と財政健全性の確保」が示されており、保健福祉事業に係る財務事務の執行や事業の管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の保健福祉行政運営にとって有意義と判断し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

6 監査対象とした事業

以下の理由により、本県における少子化対策としての子ども・子育て政策の重要性に鑑み、保健福祉事業のうち子ども・子育てに関連する事業を監査の対象とした。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震及び津波による被害に加えて、放射性物質による深刻かつ多大な被害を福島県にもたらした。その結果、避難区域を始め広い地域で、現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いている。福島県が東日本大震災から復興するに当たっては、未来を担う子どもたちを健やかに育成することは必要不可欠である。
- (2) 福島県においては、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を県づくりの基本目標に掲げ、福島県が重点的に取り組むべき課題として、「未来を担う子ども・若者育成」を重点プロジェクトとしており、子ども・子育て政策は福島県において重要な政策の一つとなっている。
- (3) 子ども・子育て政策の重要な指標として、合計特殊出生率がある。厚生労働省の人口動態統計によると、福島県の平成 15 年から平成 22 年までの合計特殊出生率は 1.49～1.54 で推移しており、常に全国平均を上回っていた。震災後の平成 24 年は全国平均と同じ 1.41 まで低下したが、平成 25 年は 1.53 に回復した状況である。しかし、出生数は震災前と比較して 10%～15%減少している状況にある。
- (4) 国としては、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格施行されたところである。また、平成 27 年 3 月に新たな少子化社会対策大綱が作成され、少子化は克服できる課題であるとしている。

7 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

保健福祉事業における財務事務の執行及び事業の管理が関係法令、各種規則及び要綱等に従って実施されているか、また、財務事務の執行及び事業の管理が経済性、有効性及び効率性の観点から適切に実施されているかを基本的な視点として監査を実施した。

監査の視点		
合規性	地方自治法等法令に違反していないか	3 E 監査
経済性	無駄なコストがかかっているか	
有効性	目的とした成果をあげているか	
効率性	より成果のでる方法はないか	

(2) 監査要点

監査の視点に留意し、「事業の有効性」、「事業の適正性」、「競争性の確保」、「契約事務の適正性」及び「業務実施の適正性」を監査要点として監査を実施した。

(3) 主な監査手続

監査手続の策定においては、効率的な監査を実施する観点から、保健福祉に係る事業について概要を把握し、重要と判断した事項に限定して試査により監査を行った。

平成 26 年度の保健福祉に係る事業の概要をヒアリング等により把握し、対象事業を抽出し、当該事業が監査要点の視点から適切に行われているかについて、関連資料の閲覧、分析、担当者への質問等を実施した。

なお、効率的な監査を実施する観点から、重要と判断した事項に限定して試査により監査を行った。

8 外部監査の補助者

公認会計士	佐藤 成
公認会計士	渡部和俊
公認会計士	富樫健一
公認会計士	井上雄介
公認会計士	鈴木康将
公認会計士	齋藤 健
公認会計士	小山 暢
公認会計士試験合格者	中鉢政彦
公認会計士試験合格者	葛西裕之

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 包括外部監査の結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査要点ごとの指摘及び意見の件数は以下のとおりである。

項目	指摘	意見	合計
事業の有効性	0	8	8
事業の適正性	1	0	1
競争性の確保	0	2	2
契約事務の適正性	2	15	17
業務実施の適正性	0	2	2
合計	3	27	30

2 監査結果及び意見の要約リスト

監査の結果及び意見の要約は以下のとおりである。

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
1-1 浜児童相談所整備事業				
(1)	<p>不動産売買契約における価格決定について</p> <p>公有財産（土地）の購入において、不動産鑑定評価額が予算額と大幅に乖離している理由について調査を行っていない。</p> <p>不動産鑑定評価は、鑑定評価の方法、価格の種類、条件及び目的等により評価額が変わることから、これらの前提条件が不動産鑑定評価依頼目的に適合したものであるかの確認を行い、金額の算出過程を理解した上で事務を行うべきである。</p>		○	46
(2)	<p>土地購入における予算額について</p> <p>予算額 98,100 千円に対し取引金額 52,269 千円と大幅に乖離している。予算額と取引金額の乖離率は 46.7% であるが、その内訳は、単価の乖離率が 19.6%、面積の乖離率が 33.7% と面積の乖離率が大きい。土地購入の予算額の設定にあたっては、鑑定評価額及び測量結果を入手するまでは県の見積りによるしかないが、面積については、登記簿を確認するなど大幅な乖離とならないようにすべきである。</p>		○	47
(3)	<p>不動産鑑定評価業務における予算額の算定について</p> <p>不動産鑑定評価業務委託に係る予算額について、県の方針としては、価格情報を容易に入手できることから、基本的にいわき地区の不動産鑑定士が妥当と見込んでいたにもかかわらず、予算額においては何ら調整がされていない。見積書提出先の状況にもよるが、予算額は、徴収した単価情報を検証し、業務に係る状況を反映させるべきである。今回は予算額との差異は多額と言える程度ではないものの、予算段階で適正な価格を見積もるよう努めるべきである。</p>		○	47
1-2 新生児聴覚検査支援事業				
(1)	<p>精密聴覚検査機関への紹介について</p> <p>実施要綱第 7 にて、「検査の結果、精密聴覚検査が必要と認められた新生児については、新生児聴覚検査精密検査依頼票（様式第 5 号）により精密聴覚検査機関へ紹介するものとする。」とされているが、4 件中 3 件が精密聴覚検査機関以外の医療機関を紹介している事例であった。精密聴覚検査機関へ紹介する趣旨は、検査事業の密接な連携を図ること（実施要綱第 9）と考えられることから、精密聴覚検査機関以外の医療機関を紹介することは、実施要綱の趣旨に反するものとなる。</p>	○		51
(2)	<p>スクリーニング機関への周知及び資料の改善について</p> <p>実施要綱第 7 にて、新生児聴覚検査実施報告書（様式第 4 号）により毎月、県へ検査結果を報告することとされている。</p>		○	52

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
	現在、スクリーニング機関から提出される実施報告書の月次の出生者数と検査実施件数に差異があるが、差異の調整等を行わず、検査未実施者の把握が正確には行われていない。事業の有効性の向上に資する情報を入手するためにも、スクリーニング機関への周知や資料の改善が望まれる。			
1-3 子どもの医療費助成事業				
	特に指摘すべき事項はなかった。			
1-4 母子の健康支援事業				
(1)	<p>概算払金額の合理性について</p> <p>予算の内訳は、報償費・旅費が89%であり、おおむね業務の実績に応じて発生するものであると考えられる。業務は年間を通して行われている。概算払は、概算払の必要があると認めたときにすることができるとされているが、第1・四半期に委託料の約4割を、第2・四半期までに約7割を支払っており、業務の進捗度合いと整合した委託料の支払条件となっていない。</p> <p>概算払を行うときは、受託者から実績について中間報告を受け、合理的な理由がある場合を除き、業務の進捗度を上限とした金額とすべきである。</p>	○	58	
1-5 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業				
(1)	<p>訪問事業の効率的かつ効果的な実施について</p> <p>訪問対象者の実績は617人（延べ人数732人）であり、6割強にとどまっている。実績が伸び悩んだ理由として、対象者の親族が仕事などにより時間の都合がつかないことが挙げられるが、県、市町村などの避難者に対しての訪問調査等もあることから、対象家庭に対して負担をかけている恐れがあることも考えられる。第一に児童及び世帯全体の負担を考慮すべきと考える。今後は可能な限り、必要な訪問相談は他の調査等との調整を図るか、県と市町村で重複する訪問調査等については市町村に移譲するといった、効率的かつ効果的な実施が望まれる。</p>	○	63	
(2)	<p>単独随意契約による委託契約の適正性について</p> <p>仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業について、県内における同様の事業者の検討を十分に行わず、特定の事業者に事業を委託するのは委託事業に関する競争性の確保が十分に図られていない。また、他の事業者の検討の余地及びそもそも平成26年度内で実施すべき事業であったのかを慎重に検討すべきであったのではないかと考える。</p>	○	64	

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
1-6 子育て応援パスポート事業				
(1)	<p>企画競争による審査会の審査方法について</p> <p>ファミたんカード協賛店ガイドブック製作業務については、企画競争により委託業者を決定している。審査会は、担当課（子育て支援課）だけでなく他課（広報課）も審査委員に含めたが、広報課は、ガイドブック製作の目的からは外れているとして、総合得点の低い会社を選定しており、結果的に子育て支援課の意見だけで決定している結果となっていた。</p> <p>実施要領には、ガイドブック製作の目的として「カードの利用促進」を図る必要性や『子育て世帯にやさしい店』であることを広報」することの必要性をうたっている。単に協賛店の周知を図ることだけが目的ではないことから、審査会における決定プロセスが不明瞭であると考え。また、企画競争における審査会の実施においては、担当課以外の意見を十分に検討することでより公平な審査が実施できるものと考え。</p>		○	67
1-7 ふくしまから はじめよう。豊かな遊び創造事業				
(1)	<p>子どもの冒険ひろば設置支援事業の事後評価について</p> <p>豊かな遊び創造事業の目的は、「子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る」ことにある。そのため、各事業においては、この目的が達成できているかについて、事後的に評価する必要がある。しかし、「子どもの冒険ひろば設置支援事業」においては、「冒険ひろば」で何人の子どもが来場したかを集計していないため、「冒険ひろば」の来場者数の推移、予定来場者数の達成割合等が把握できない状況にある。「子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る」という事業の目的に鑑みれば、子どもの来場者数を把握する必要がある。</p>		○	73
1-8 子ども・子育て支援新制度移行推進事業				
(1)	<p>補助金に係る消費税等の確認について</p> <p>福島県保育緊急確保事業費補助金及び福島県安心こども基金特別対策事業補助金の交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる」と規定しているが、申請時及び実績報告時に返還の可能性を検討していない。</p> <p>財政課長より「補助金に係る消費税の取り扱いについて(通知)」が発出され、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額について、補助金交付先の事業者等が消費税の納税に当たり税額控除をした場合は、当該相当額を返還（又は減額交付）させる必要がある旨の通知を行っているが、依然として是正されていない。</p> <p>消費税は今後 10%に引き上げられる予定であり影響額が大きくなることから、補助金に係る消費税仕入控除税額相当</p>		○	79

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
	額の返還（又は減額交付）の事務が適正に行われるよう体制を整備する必要がある。			
1-9 地域の寺子屋推進事業				
(1)	支出内容の検討について 委託仕様書には、チラシ、ポスター等による効果的な周知を事業開催前に行うことが記載されているが、事業報告書の作成は明示されていない。500部作成し事後的に報告書を作成し、関係各機関に配布することの要否について、有効性の観点から検討を行う必要がある。		○	83
1-10 ふくしまスマイルキャラバン事業				
	特に指摘すべき事項はなかった。			
1-11 ふくしまキッズ夢サポート事業				
(1)	消費税の取扱いについて 事業補助金交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる。」と規定しているが、申請時及び実績報告時に返還の可能性を検証していない。 指摘の具体的な内容は、事業 No. 1-8 の記載と同様である。	○		90
1-12 ふくしま保育元気アップ緊急支援事業				
(1)	重点プロジェクトとしての適切な測定指標の設定について ふくしま保育サポート事業及び相談支援者育成研修事業は、毎年のように財源、要件などの制度改正が行われ、継続的な財源の確保に懸念がある中で実施している。しかし、重点プロジェクトとして重要な事業であると県で位置付けているのであれば、事業の有用性を示すための具体的な効果測定の指標を設け、それに対する実績を上げることが望まれる。		○	94
1-13 ふくしま保育士人材確保事業				
(1)	事業のための効果測定指標の設定について 保育士等支援センター事業は潜在保育士の就職、保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的としており、相談件数及びマッチング件数を増加させることを目標としているが、平成26年度現在では具体的な測定指標は設けていない。支援センターに寄せられる相談は多岐にわたり、全ての相談件数が必ずしも再就職に関わる相談ではないことも想定される。平成26年度の相談件数の中からマッチングした件数は4%程度である。今後は効果測定として測定指標を設けることにより、潜在保育士の再就職支援の更なる推進を図るべきと考える。		○	99

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
(2)	<p>潜在保育士等の就職支援の連携について</p> <p>潜在保育士の再就職及び新卒保育士の就職については、ハローワークでも就職相談を実施しており、保育士に関する就職対策の窓口が重複している状況となっている。ハローワークは厚生労働省の各都道府県労働局の管内に複数設置される出先機関であり、当該事業の目的及び内容と必ずしも合致しない点はあると考える。しかし、保育士の雇用状況の改善という点で、再就職のあっせん先が複数ある状態では、潜在保育士がハローワークと社会福祉協議会のいずれに掛け合えばよいのか困惑するおそれもある。今後はハローワークなどとの連携を図り、潜在保育士のニーズの把握等に関し情報共有を行うといった潜在保育士の再就職への効率的な支援を行うべきである。</p>		○	100
1-14 地域の子育て力向上事業				
(1)	<p>事業計画書の確認について</p> <p>福島県民間団体企画提案事業については、少子化対策の企画に該当するため、独身者のための事前講習を含む出会いの場づくりなどが対象となる。平成26年度の福島県民間団体企画提案事業で採択された婚活イベント「だてコン」は、事前講習又はフォローアップを組み込むことという条件が付されている。実施要領では明確に記載されていないものの、企画提案段階で事前講習又はフォローアップを計画されていないことから、本来は採択されるべきではない。</p> <p>なお、事前講習又はフォローアップについては、平成26年6月2日付けで再提出された事業計画書に記載されたものの、平成27年3月31日付けで内容変更するために事業変更申請書が提出されたが、同日付けの事業計画書からは事前講習会及びフォローアップイベントの開催に関する記載が漏れている。事前講習及びフォローアップを組み込むことは採択の条件であり、入手した書類の内容確認を十分に行う必要がある。</p>		○	103
(2)	<p>事前講習又はフォローアップの実績について</p> <p>福島県民間団体企画提案事業の婚活イベント「だてコン」は、事前講習又はフォローアップとして婚活イベント前にセミナーが企画されている。実績として4回のセミナーが企画されたものの、実施実績がほとんどない状況である。</p> <p>セミナーは企画されているものの、実態を伴っておらず、単に婚活イベントに補助金を充当したことになっている。業務実施が適切に行われているかの確認が不十分である。</p>		○	104

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
(3)	<p>収支予算書と収支決算書の比較について</p> <p>補助事業等成果確認書に添付されている収支決算書は、当初の収支予算書と支出科目の集計が相違していることから、当初の収支予算書との比較が容易でない状況となっている。収支予算書のとおり集計することにより、収支決算書が当初の予算とどの程度乖離しているかを明確にする必要がある。</p>		○	104
(4)	<p>具体的な支出内容について</p> <p>補助事業等成果確認書において、人件費に係る証拠が添付されていない。収支予算書と収支決算書は同額の支出となっているものの、根拠資料を添付する必要がある。</p> <p>また、食事代として3回分の領収書合計 30,000 円分が添付されているが、領収書日付にイベント開催日との関連性が見られない。</p> <p>本来、イベントに直接関連した経費に限定した支出を集計すべきであり、イベント開催日との関連性が見られない場合は、支出内容を確認する、当該支出を認めない等の対応が必要である。</p>		○	105
1-15 ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業				
(1)	<p>概算払を必要とする理由の記載について</p> <p>地域子育て食環境支援事業の委託先は、会員会費、委託事業費等の予算を下に社会貢献活動を行っている団体であること及び既に保育所、市町村等から管理栄養士又は栄養士の派遣要望が出されており早急に支援者の賃金、旅費等の活動費を必要としているとの理由で、概算払で 500 万円支払っている。実績等が県に提出される前である業務開始時に予算額の 8 割以上を概算払で一括払いとするには金額的にも多額である。また、委託先の平成 26 年度事業計画では事業比率は全体のわずか 1.8%と僅少である。このような事業費率などの状況を勘案した結果、概算払請求書において概算払が必要な理由が「会員の会費で運営するので、当該事業に係る費用を捻出できないため」と一行で記載しているのは理由として不十分ではないかと考える。今後は委託先から提出される事業実績などを踏まえて、概算払が必要な理由を明確かつ詳細に記載し、場合によっては昨年の実績報告等に鑑みて、四半期ごとに委託費を支払うなどを検討すべきと考える。</p>		○	110
(2)	<p>業務内容について</p> <p>平成 26 年度地域の子育て食環境支援業務で、業務委託仕様書において業務内容は以下のとおり。</p> <p>(業務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイス ・保育所、幼稚園、学校等の子ども、保護者等に対する栄養・食生活指導 		○	110

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
	<p>・福島県食育応援企業、うつくしま健康応援店等によるスリムアップイベントにおける栄養指導・試食・運動コーナーの実施支援。</p> <p>・その他福島県の食育を推進するための支援等</p> <p>しかし、実績報告を見ると後半はうつくしま健康応援店に対するスリムアップイベントの普及啓発活動が主となり、偏りが生じている。飲食店を多く回り、栄養や食に関する助言をすることについて、意義があるものとは理解するが、その結果が地域の子育て食環境支援に結びつくものか効果が不透明である。業務委託仕様書の委託業務の範囲を広義に解することができ得る余地があり、業務内容について見直す余地があると考え。</p>			
(3)	<p>業務範囲について</p> <p>平成 26 年度地域の子育て食環境支援業務委託の業務内容は、「保育所、幼稚園、学校、行政、福島県食育応援企業、うつくしま健康応援店等からの要請書に基づき、栄養・食生活指導などの活動を行う。」であり、具体的な回数等を決めているわけではないが、相双地区などでは栄養士が不足（1名）しているため、要望があっても断る場合もあるとのことである。県内全域からの要望に応えられるよう委託事業の業務範囲を見直し、業務委託仕様書を作成する余地があると考え。</p>		○	111
(4)	<p>精緻な積算による予算の策定の必要性について</p> <p>地域の子育て食環境支援業務について、管理栄養士等による食環境支援活動費として支援活動経費で支出する需用費の当初の積算が 519,171 円であるのに対して、収支計算書では 1,162,617 円と 2 倍以上の支出となっており、当該支出のみが大幅に乖離している。県の見解としては委託先が委託費の範囲内で効果的に業務を執行するため需用費の見直しが図られたものとしている。委託先において委託費の範囲内で経費支出の割合が変わることは理解できるが、当初の積算と大幅に乖離するのでは、作成する県の側でどのような根拠に基づいて当該積算を作成しているのか疑念を抱かざるを得ない。県においてはどのような根拠資料に基づいて作成しているのかを明確にし、さらに精緻な積算を行うべきと考える。</p>		○	111
2-1 地域少子化対策強化交付金事業				
(1)	<p>予算及び積算資料の検証について</p> <p>平成 26 年度当初予算歳出見積書（事業説明書）の事業予算の積算において、「委託料 1（宿泊ケア）」の集計が漏れていた。これは単純な計算誤りではあるが、単純な計算誤りが生じないように、部署内で作成者とは別の者がチェックする体制を整備するといった対応を行うべきである。</p>		○	116

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
2-2 ふくしまで幸せつかもうプロジェクト				
(1)	<p>業務委託変更契約事務の適時性について</p> <p>ふくしまで幸せつかもうプロジェクトの縁結びサポーターの研修会及び情報交換会については、縁結びサポーターの単独事業として行うのではなく、『復活！世話やき人』活躍推進事業の「結婚」支援部門として開催することとした。</p> <p>これは、当初予算がほぼ固まった後に、国の補正予算が活用できることとなったため、県事業の見直しを行った上で国の予算を優先させて活用するために、業務委託変更契約書を締結し、業務委託仕様書の変更と委託料の減額を行ったものである。</p> <p>しかし、変更契約に係る発議及び支出負担行為の決裁を業務委託契約期間終了間際の平成27年3月20日に行い、同日付けで業務委託変更契約書を締結しており、契約事務処理の適時性に問題がある。国の補正予算が活用できることが判明後、速やかに委託業務範囲の見直しを行い仕様書の変更手続を行うよう努めるべきである。</p>		○	120
2-3 多子世帯保育料軽減事業				
(1)	<p>予算積算資料の見込み額の算定について</p> <p>多子世帯保育料軽減事業の認可保育所の予算積算において、前年度との差の平均を加算する方法としていることから直近の状況を反映しない場合がある。平成24年度を除いて前年度との差が増加していることから、過去実績の平均ではなく、直近の年度の増加額を使用するなど将来の予測に対するより適切な補正を行うことを検討されたい。</p>		○	122
3-1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）				
	特に指摘すべき事項はなかった。			
3-2 保育対策等促進事業				
	特に指摘すべき事項はなかった。			
3-3 安心こども基金事業				
(1)	<p>実績報告書の添付書類の様式について</p> <p>福島県安全こども基金特別対策事業補助金実績報告書に添付する書類である事業実績書について、市町により端数処理方法が違っている。様式を定めるに当たっては、補助金の算定根拠となる部分については、実績報告書作成者によって解釈が分かれやすいよう分かりやすい様式を定めるべきである。</p>		○	134

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘	意見	
(2)	<p>事業計画書及び事業実績書の検証について</p> <p>各市町村は、実績報告時に「補助金積算額算出内訳書」及び「歳入歳出決算(見込み)書」を提出することとされており、「歳入歳出決算(見込み)書」が「補助金積算額算出内訳書」の総事業費の金額の疎明資料となる。</p> <p>白河市については、「歳入出決算見込抄本」の歳出額の内訳金額及び説明欄の内訳の記載が誤っている。</p> <p>また、猪苗代町の「歳入歳出決算(見込)書抄本」には、保育の質の向上のための研修事業費が記載されていない。</p> <p>これらはいずれも書類の不備であり、実際の補助金交付額に影響するものではないが、白河市及び猪苗代町から正式に発行され提出された書類であり、補助金額の算定に際しての疎明資料となるものであることから、実績報告書の入手時に確認し、市町に対して訂正を求める必要がある。</p>		○	136
3-4 保育サービス等充実事業				
	特に指摘すべき事項はなかった。			
4 全般に関する事項				
(1)	<p>権限規程の適切な運用について</p> <p>県民の健康に関する業務などにより業務量が増大し、財務規則で定められた決裁権者(課長等)が決裁すべき書類が膨大であることは考えられるが、多くの書類に関して代決者が決裁しており、本来の決裁権者のコントロールが十分に図られない可能性がある。福島県事務決裁規程の代決規定は、決裁権者が不在の時は事務を代決することができるといった例外規定であり、緊急を要する事務でない限り本来の決裁権者が事務を行うことが原則であると解される。財務規則の趣旨を踏まえ、決裁権限の適切な運用が望まれる。</p>		○	139

第2章 保健福祉事業の概要

第1部 保健福祉部施策の基本方針及び重点施策

平成26年度の保健福祉部事業計画書において、当年度の基本方針及び重点施策の取組方が示されている。概要は次のとおりである。

1 基本方針

「福島県保健医療福祉ビジョン」において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、8年後をめどに本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられている「めざす将来の姿」を基本理念として長期的な展望に基づき、事業を展開していく。

平成26年度における保健福祉部の施策については、「めざす将来の姿」の実現に向け、重点施策の方向と位置付けた6つの基本目標と、福島県総合計画の主要施策と福島県復興計画の重点プロジェクト、特に人口減少や高齢化の影響の軽減を図るための取組とともに、積極的かつ効果的な事業の展開を図る。

2 重点施策

(1) 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方を始めとする多くの県民の生活基盤が大きく変化した状況を踏まえ、県民の生活の場へ出向いた支援など施策の効果的な展開に留意し、以下に掲げる各基本目標と関係しながら、復興へ向けた心身の健康対策の推進、医療福祉提供体制の回復、最先端医療体制の整備、安心できる子育て環境の整備、福祉サービス提供体制の復旧、飲料水・食品等の安全性確保及び保健・医療・福祉の連携体制の構築に取り組む。

(2) 全国に誇れる健康長寿の県づくり

被災者の生活環境の変化による心身の健康状態の悪化予防、甲状腺検査の実施機関を増やし震災時18歳以下の方への2巡目の検査を開始するなど健康不安解消等のための支援活動の充実を図る。

被災により様々なストレスを受けた子どもやその保護者及び支援者に対し、専門的人材の派遣、研修会の開催等を通して効果的に支援するとともに、ひきこもり状

態にある本人及びその家族が、地域においてまずどこに相談するか、その相談先を明確にするため「ひきこもり支援センター」を設置するなど、支援に結び付けやすくするための取組を進める。

「福島県がん対策の推進に関する条例」に基づき、「がんの予防及び早期発見」、「がん医療の充実」、「がん患者等に対する支援」及び「がんの教育・普及啓発」を柱とした取組を推進する。

本県の将来を担う子どもたちの適切な食生活及び食習慣の定着のため、関係部局等と連携し、家庭・学校・地域が一体となって食育を推進する。

(3) 地域医療の再生と最先端医療の推進

医療提供体制を回復するため、県外からの医療従事者の雇用に取り組む医療機関並びに看護職員の離職防止及び復職を支援し、看護職員の定着に向けた取組を行う医療機関等への支援を行うとともに、修学資金貸与事業及び研修機会の拡充などの県内定着に向けた環境づくりを支援する。

「福島県地域医療再生計画」及び「福島県浜通り地方医療復興計画」に基づき、引き続き、救急・小児周産期医療体制を充実強化する、及び医療機関の機能分担、医療情報連携システムの構築等に取り組む医療機関を支援するとともに、救急患者の搬送及び受入の迅速化を図るためのシステムを導入し、救命率の向上を図る。

放射線医学に係る最先端の研究・診療拠点として県立医科大学に整備を進めている「ふくしま国際医療科学センター」については、平成 27 年度の一部稼働を目指し建築工事を進める。

うつくしま次世代医療産業集積プロジェクトにおいて、商工労働部と連携し、企業・医療従事者向けに各種セミナーを開催するなど、安全性が高く優れた福島県産の医療機器開發生産に向けた取組を進める。

(4) 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

18 歳以下の医療費助成に引き続き取り組むとともに、子どもの健やかな発育及び体力向上のため、子どもの運動習慣の定着、屋内外における豊かな遊び環境の整備、子どもが活動する施設の環境改善等に取り組む。

幼保一体化の推進、保育の量的拡大、幼児教育、保育の質的向上等を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から開始されたことから、福島県子ども・子育て支援事業支援計画を策定するとともに、市町村が取り組む保育所及び認定こども園の施設整備、保育士等の人材確保への支援等、新制度への円滑な移行に向けた取組を進める。

次代を担う若者の県内定着を図るため、社会全体で男女の出会いを応援する機運を高め、身近なところで相談に乗り、独身者が結婚に向けて一歩踏み出す支援を行

うサポーターを養成するなど、地域の結婚相談体制を整備するとともに、女性の健康支援の相談体制の充実及び不妊・不育治療に要する費用の負担軽減を図る。

(5) ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

東日本大震災及び原子力災害により困難となっている福祉・介護人材の確保のため、県外から相双地域等の介護施設等に就職を予定している者に対し、就職準備金等の貸与、住まいの確保等の支援に取り組む。

高齢者・障がい者を含め、誰もが生きがいを持ち社会参加できるよう支援するとともに、知恵と経験のある高齢者と親子が交流する地域の寺子屋事業に引き続き取り組む。

住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、認知症疾患医療センターの拡充を図るとともに、認知症に対する正しい知識の普及・啓発に取り組む。

震災後の相談件数の増加等に対応するため、浜児童相談所の改築に着手し、機能の強化を図る。

(6) 誰もが安全で安心できる生活の確保

ア 市場等に流通する食品等の安全を確認するための放射性物質検査及び飲料水の安心・安全を確保するため定期的な放射性物質のモニタリング検査を引き続き実施し、利用者・消費者に安心を提供する。

イ 大規模災害時の医療・福祉提供体制を確保するため、災害派遣医療チーム、災害福祉広域支援ネットワークに続き、災害派遣精神医療チームの整備に向けた検討を進めるなど、災害時の保健医療福祉体制の充実強化を図る。

ウ 高齢者、障がい者等要配慮者が避難できる福祉避難所の指定を促進するため、市町村、関係団体等に対して、運営方法等に関する研修事業等を行う。

保健福祉の「めざす将来の姿」には、子どもたちが健やかに発育し、成長していくことが大切である。このためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進が求められ、この基本理念の下、各種施策が展開されていくこととなる。

第2部 福島県総合計画と福島県保健医療福祉復興ビジョン及び各個別計画の関係

保健福祉部が取りまとめた「福島県保健医療福祉復興ビジョン」（平成25年3月）から、復興ビジョンの決定経緯並びに総合計画及び個別計画との関係に関して、基本情報を転載する。

1 復興ビジョン改定の趣旨

(1) 福島県保健医療福祉ビジョンの改定の趣旨

「福島県保健医療福祉ビジョン」は、平成22年度を初年度とした「福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』」（以下「総合計画」という。）の策定に合わせて、平成22年度から平成26年度までの保健医療福祉分野の基本理念等を示すものとして平成22年3月に策定し、基本理念及び基本目標に基づき各施策を推進してきた。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、本県に大きな被害をもたらした。

また、原子力災害は、収束の時期の見通しがいまだ立っておらず、多数の県民が県内外への避難を余儀なくされている。

原子力災害が収束していない中で、本県の復旧・復興の取組は喫緊の課題であることから、県は平成23年8月に「福島県復興ビジョン」を決定し、復興に当たっての基本的な方向を示し、同年12月、さらに具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示す「福島県復興計画」を策定した。

県政全体の基本的方針を示す「総合計画」については、復興ビジョン及び復興計画と将来像を共有しながら、平成24年12月に計画の全体的見直しを行った。

2 保健医療福祉の「めざす将来の姿」

(1) 基本理念

復興ビジョンの基本理念は「すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”」である。復興を進め、人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、

高齢者、障がい者、全ての人が、健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる新しいふくしまを創りあげてくという想いを込めて掲げた。

(2) めざす将来の姿

東日本大震災及び原子力災害の影響により、保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、被災地を中心とした地域医療や福祉サービスの提供体制の再構築の問題など、大きく変化している。

また、放射性物質による影響から、健康や食の安全の問題など、健康を脅かす事案の発生により、県民の安全・安心に対する関心がより一層高まっている。

このような状況を踏まえ、子どもたちが親の世代となる 30 年ほど先を視野に入れ、本県が目指すべき将来の姿を、3つのスローガンとして提示している。

ア 一人一人が、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う温かな社会

イ 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる豊かな社会

ウ 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる安全・安心な社会

(3) 基本目標

「めざす将来の姿」を実現するために、次の6つを基本目標に掲げ、施策展開につなげていく。

ア 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

イ 全国に誇れる健康長寿の県づくり

ウ 地域医療の再生と最先端医療の推進

エ 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

オ ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

カ 誰もが安全で安心できる生活の確保

3 復興ビジョンと総合計画の関係

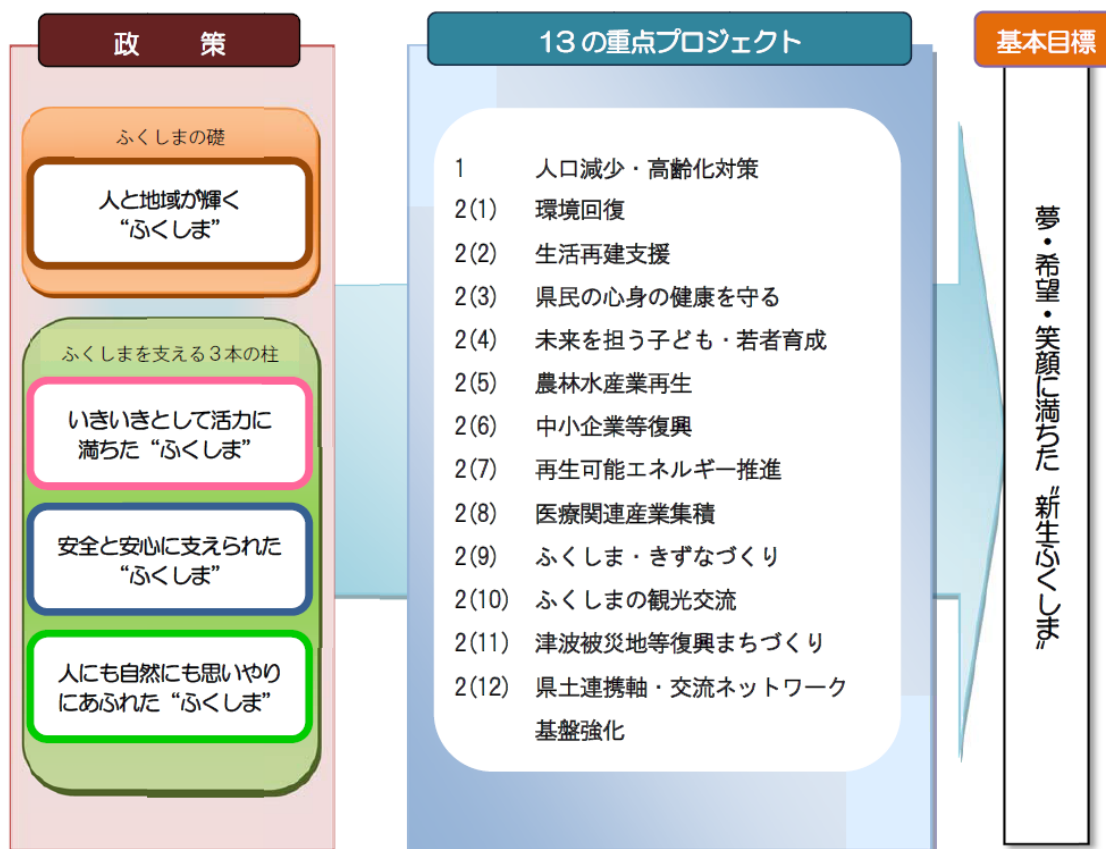
復興ビジョンは、福島県の政策目標やその展開方向を示す総合計画の理念を受け、さらに復興計画の施策を反映し、各個別計画と総合計画、復興計画との関係を明確にする役割を果たしている。

(1) 福島県総合計画

平成 26 年度「福島県総合計画 ふくしま新生プラン」の中で、主要施策に基づ

く取組のうち、県が重点的に取り組むべきとして、人口減少・高齢化対策プロジェクト及び福島県復興計画の12の重点プロジェクトを重要プロジェクトに位置付けている。平成26年度は、これらの13の重点プロジェクトを推進するための取組を重点事業として、財源の優先的かつ効果的な配分により、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向けて県づくりを進めていくこととしている。

総合計画の推進（概念図）



保健福祉部では、このうちの7つの重点プロジェクトを推進するものとして、以下の事業を位置付けている。

- 1 人口減少・高齢化対策プロジェクト
- 2 (1) 環境回復プロジェクト
- 2 (2) 生活再建支援プロジェクト
- 2 (3) 県民の心身の健康を守るプロジェクト
- 2 (4) 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト
- 2 (8) 医療関連産業集積プロジェクト
- 2 (11) 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト

(2) 福島県保健医療福祉復興ビジョン

ビジョンは、各個別計画で定める個別具体的な施策を、保健医療福祉の連携のもと、一体的に推進することにより実行性の確保を図っている。

福島県総合計画における「未来を担う子ども・若者の育成」の取組は、福島県保健医療福祉復興ビジョンの基本目標の1つである「日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり」に反映され、次の7つの行動指針へと展開されている。

- ア 安心できる子育て環境の整備
- イ 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築
- ウ 子ども健全育成のための環境づくりの推進
- エ 子育て家庭の経済的支援
- オ 援助を必要とする子どもや家庭への支援
- カ 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保
- キ 次代の親を育成するための環境づくりの推進

ビジョン基本目標と主な各個別計画

個別計画	健康ふくしま21計画	第六次福島県医療計画	うつくしま子ども夢プラン	福島県高齢者保健福祉計画・福島県介護保険事業支援計画	第三次福島県障がい者計画	ふくしま食の安全・安心対策プログラム
ビジョン基本目標						
1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進	●	●	●	●	●	●
2 全国に誇れる健康長寿の県づくり	●			●		
3 地域医療の再生と最先端医療の推進		●				
4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり		●	●			
5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進				●	●	
6 誰もが安全で安心できる生活の確保				●	●	●

「日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり」の具体的な行動計画として、個別計画「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」が位置付けられている。

<参考> 福島県保健医療福祉復興ビジョンの全体図は次のとおりである。

ビジョンの全体図

<基本理念>

すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”

<めざす将来の姿>

東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられています。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる安全・安心な社会

<基本目標>

復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

全国に誇れる健康長寿の果づくり

地域医療の再生と最先端医療の推進

日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

誰もが安全で安心できる生活の確保

<施策の方向>

○復興へ向けた心身の健康管理対策の推進
○医療提供体制の回復
○最先端医療体制の整備
○安心できる子育て環境の整備
○福祉サービス提供体制の復旧
○飲料水及び食品等の安全性の確保
○保健・医療・福祉の連携体制の構築

○復興へ向けた心身の健康管理対策の推進(再掲)
○心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進
○生活習慣病を予防するための環境づくりの推進
○がん予防・医療の推進
○高齢者の介護予防の推進
○健全な食生活を育むための食育の推進
○感染症対策の推進
○歯科口腔保健の推進

○医療提供体制の回復(再掲)
○医師、看護師等の確保と資質の向上
○安全、安心な医療サービスの確保
○最先端医療体制の整備(再掲)
○血液の確保と医薬品の有効性・安全性の確保

○安心できる子育て環境の整備(再掲)
○社会全体で子育てを支援する仕組みの構築
○子どもの健全育成のための環境づくりの推進
○子育て家庭の経済的支援
○援助を必要とする子どもや家庭への支援
○妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保
○次代の親を育成するための環境づくりの推進

○人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進
○誰もが人と人とのつながりを感じることができる社会づくりの推進
○生活に希望を持ち自らの能力を発揮できる社会づくりの推進
○福祉サービス提供体制の復旧(再掲)
○高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実
○地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援
○DV、虐待防止及び被害者の保護・支援
○介護・福祉サービスの質の向上
○生活支援の充実

○飲料水及び食品等の安全性の確保(再掲)
○ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進
○生活衛生水準の維持向上
○安全な水の安定的な供給
○生産から消費に至る食の安全・安心の確保
○人と動物の調和ある共生
○健康危機管理体制の強化
○災害時の保健医療福祉体制の強化

第3部 うつくしま子ども夢プラン

平成25年3月の「福島県子育て支援推進本部会議」において最終決定された「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）＜平成25年3月 改定版＞」の概要（要約）は、次のとおりである。

1 計画の見直し

（1）計画の見直しの趣旨

ア 「うつくしま子どもプラン」（平成7年度～平成12年度）

県においては、少子高齢社会に対応し、「安心して子どもを生み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年3月に「うつくしま子どもプラン」を策定し、平成7年度から平成12年度を計画期間として「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」に取り組んできた。

イ 「新うつくしま子どもプラン」（平成13年度～平成17年度）

子どもの意見を尊重した子育て環境づくりの視点を加え、施策の充実を図った総合的な計画として、平成13年3月に「新うつくしま子どもプラン」を策定し、平成13年度から平成17年度を計画期間として施策を推進してきた。

ウ 「うつくしま子ども夢プラン」（平成17年度～平成21年度）

少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行している状況にある中で、緊急に集中的な対策を講ずることが必要であるとの考えから、「新うつくしま子どもプラン」の最終年度を待たずに計画の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定した。

エ 「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」（平成22年度～平成26年度）

「うつくしま子ども夢プラン」の計画期間が終了し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を見直す時期にあることに加え、県全体の指針であり施策の方向性を示す新しい福島県総合計画の計画期間が平成22年度より開始することから、「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定した。

オ 「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）＜平成 25 年 3 月 改定版＞」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所事故を含む。）により、放射性物質による健康への不安など本県の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえるとともに、喫緊の課題である復旧・復興の取組を取りまとめた福島県復興計画を反映するため、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を見直した。

（2）計画の性格

子どもを社会全体の宝ととらえ、行政、企業、地域社会が協力し社会全体で子育てを支援するという理念の下、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できるような環境づくりを整備し、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に、見直しを行い、子育て・子育て環境づくりを更に推進していく方向性を示している。

本プランを、「次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県後期行動計画」、「児童福祉法に基づく保育計画」及び「子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画」として位置付けている。

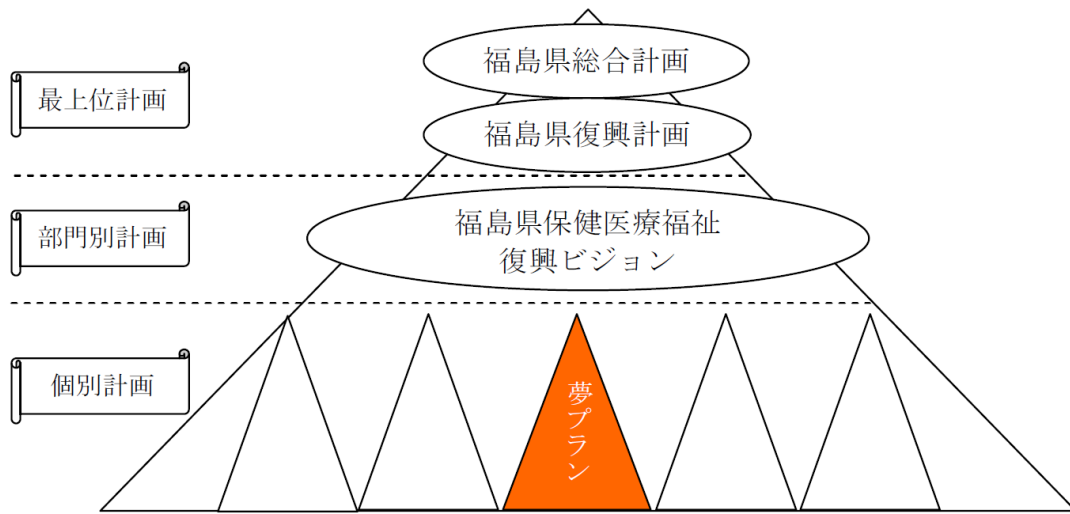
福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の下に策定される部門別計画として「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本プランはその「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の下に策定される個別計画として、本県の子育て支援施策全般の基本指針となるものである。

また、本計画の推進に当たっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して取り組みを進めている。

「ふくしま青少年育成プラン」、「福島県総合教育計画」等、県の各種計画と整合性を図った計画であるとともに、市町村の次世代育成支援対策に係る計画と整合性を図った計画であり、各種施策を計画的に推進するため、できる限り目標値を設定している。

本プランにおける「子ども」とは、児童福祉法第 4 条による「児童」のことであり、18 歳未満の者を指している。

<総合計画・復興計画とビジョン・各個別計画の関係>



(3) 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法の下に策定しているものであり、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としている。

なお、社会情勢の変化、他計画の見直し等に応じ、目標値その他について必要な見直しを行うこととしている。

2 東日本大震災に伴う環境の変化

(1) 放射性物質の拡散と健康への不安

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震及び津波による被害に加えて、放射性物質による深刻かつ多大な被害を本県にもたらした。

その結果、避難区域を始め広い地域で、現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いている。

特に、子育て世帯においては、屋外における活動が制限されるなど子どもたちが安心して遊ぶことや体験活動を行う機会が減少したほか、母子での避難による二重生活を続ける等家庭生活のあり方にも影響を及ぼしており、親子ともに大きなストレスを抱えている。

福島大学の子ども心のストレスアセスメントチームが平成23年6月から同年7月まで及び平成24年1月に福島市及び郡山市で実施した親子のストレス調査

では、外遊びや食品の産地への不安を感じている保護者が多く、また、子どもも赤ちゃんがえりや勉強・遊びに集中しないといった症状が出るなど、親と子それぞれに放射線不安等によるストレスを感じている、といった状況が報告されている。

また、同チームが県児童家庭課の協力の下、県内全域の3歳児健診・1歳6ヶ月児健診・4ヶ月児健診において実施したストレス調査によると、放射線量の高低により保護者の不安やストレス度合い、3歳児のストレス度合いに地域差が出ており、県内の子育て世帯が放射線量により不安やストレスを感じていることが明らかになってきている。

さらに、文部科学省が被災7県の幼稚園から高校までを対象に実施した調査によると、東日本大震災の発生後（以下「震災後」という。）の子どもの様子として、よく甘えるようになった、物音に敏感になった、震災の影響と思われるストレス症状が見られたなどの回答の割合が本県では高くなっている。

また、今後は遅発性の心的外傷後ストレス障害（PTSD）が懸念されている。

調査対象	項目	福島県	(参考)被災7県
保護者から見た震災後の子どもの様子（保護者調査）	よく甘えるようになった	17.4%	10.7%
	物音に敏感になったりイライラする	16.5%	9.1%
学校での震災後の子どもの様子（学級担任調査）	子どもに現れやすいストレス症状が見られた ^{※1}	8.0%	4.9%
	災害後に現れることが多い反応が見られた ^{※2}	9.7%	6.3%

（文部科学省 非常災害時の子どもの心のケアに関する調査より）

- ※1・・・食欲異常、睡眠不足、頭痛・腹痛等、持病の悪化、体のだるさ、元気がない、あまり話さない の7項目
- ※2・・・災害のことを思い出し動揺、災害を連想させる事柄や場面で話題を変えたりその場から立ち去る、喜怒哀楽がなくなり無表情、些細な音に過剰に警戒 の4項目

（2）子どもの避難状況

東日本大震災により県内外に避難している18歳未満の子どもの人数は、平成24年10月1日現在で30,968人に及んでいる（住民票の異動の有無を問わず市町村が把握している人数）。このうち、放射性物質への不安等から県外に避難している人

数は 16,970 人と半数を超えている。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ
(市町村が把握している人数)

(単位:人)

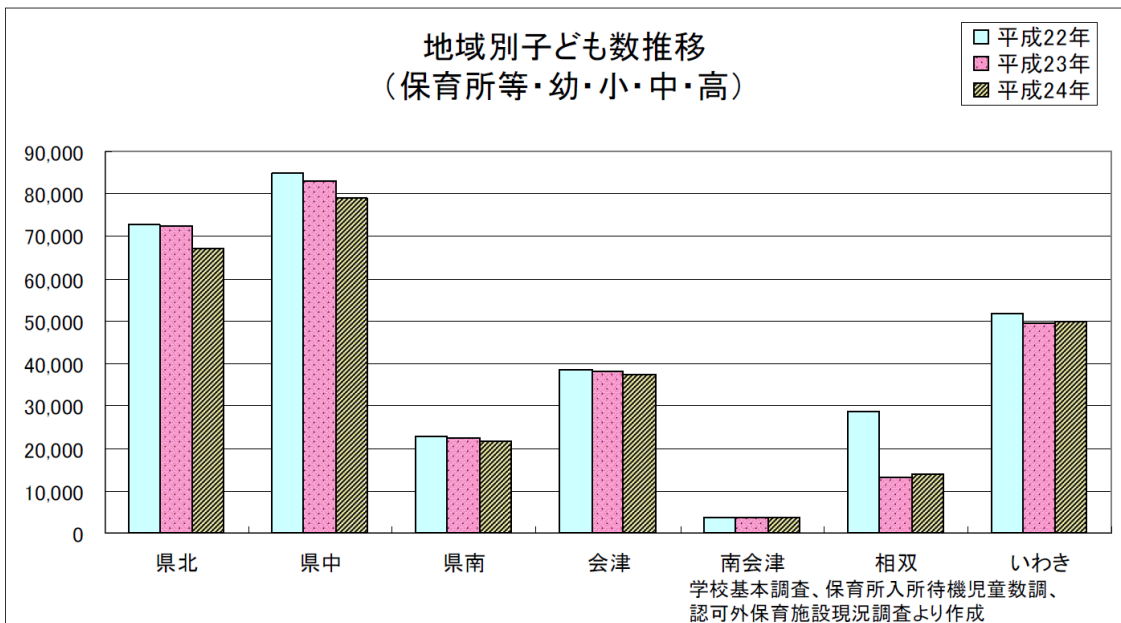
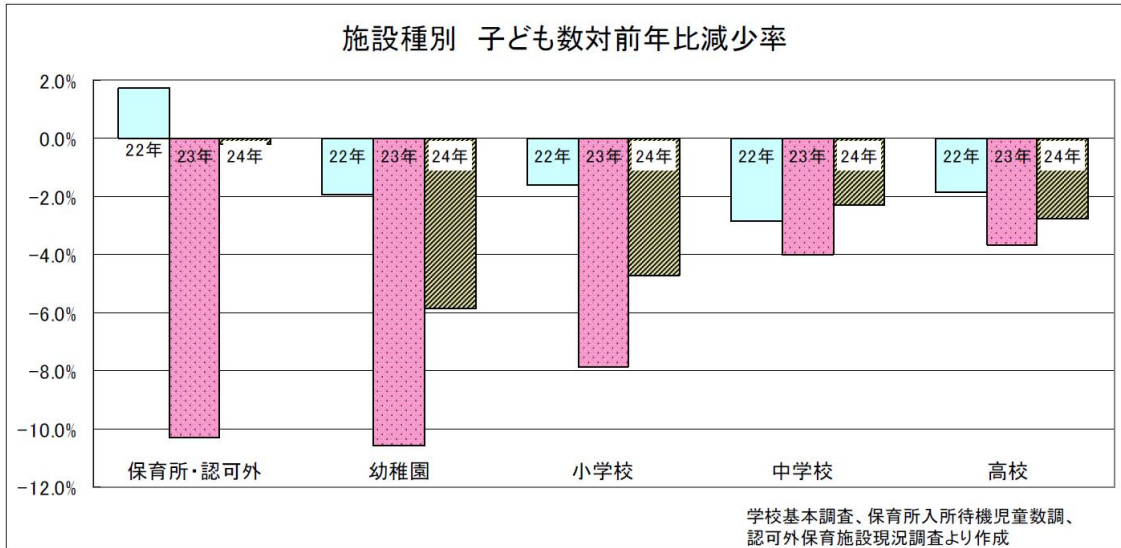
市町村名	平成24年10月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村外	
避難元市町村内	避難元市町村外	避難元市町村内		避難元市町村外
福島市	3,233	0	32	3,201
会津若松市	65	0	0	65
郡山市	2,640	0	23	2,617
いわき市	3,152	1,348	60	1,744
白河市	329	131	2	196
須賀川市	209	0	0	209
喜多方市	7	0	0	7
相馬市	104	0	20	84
二本松市	296	0	9	287
田村市	388	305	55	28
南相馬市	6,485	1,316	1,846	3,323
伊達市	353	0	3	350
本宮市	67	0	1	66
桑折町	35	0	0	35
国見町	26	0	0	26
川俣町	247	98	60	89
大玉村	21	0	1	20
鏡石町	82	38	7	37
天栄村	25	0	1	24
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	0	0	0	0
猪苗代町	5	0	0	5
会津坂下町	3	0	0	3
湯川村	0	0	0	0
柳津町	0	0	0	0
三島町	1	0	0	1
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	4	0	0	4
西郷村	58	0	0	58
泉崎村	13	0	0	13
中島村	1	0	0	1
矢吹町	36	0	1	35
棚倉町	7	0	0	7
矢祭町	0	0	0	0
塙町	3	0	0	3
鮫川村	2	0	0	2
石川町	3	0	0	3
玉川村	7	0	0	7
平田村	3	0	0	3
浅川町	3	0	0	3
古殿町	5	0	0	5
三春町	42	0	0	42
小野町	26	0	3	23
広野町	886	25	656	205
檜葉町	1,242	0	977	265
富岡町	2,656	0	1,702	954
川内村	269	46	158	65
大熊町	2,262	0	1,586	676
双葉町	1,143	0	491	652
浪江町	3,270	0	1,898	1,372
葛尾村	193	0	169	24
新地町	14	0	0	14
飯館村	1,047	0	930	117
計	30,968	3,307	10,691	16,970

(県子育て支援課調べ)

- ※ 原則として平成24年10月1日時点の避難者数である。
(9/30 福島市、9/21 須賀川市、2/1 会津坂下町、9/1 会津美里町、9/18 双葉町)
- ※ 相馬市、桑折町及び新地町については、小中学生の区域外就学のみ把握。
- ※ 郡山市の数値については、平成24年10月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げによるもの。
注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。

子どもの人数の推移を見てみると、もともとの少子化傾向はあるものの平成 22 年に比べて平成 23 年及び平成 24 年の前年比減少率について、保育所・認可外保育施設、幼稚園及び小学校で減少幅が大きく、小さい子どものいる施設での減少率が大きいことが分かる。

また、地域別に見ると、相双地方に次いで、県北地域・県中地域の減少幅が大きく、放射性物質の拡散による健康不安が影響していると考えられる。



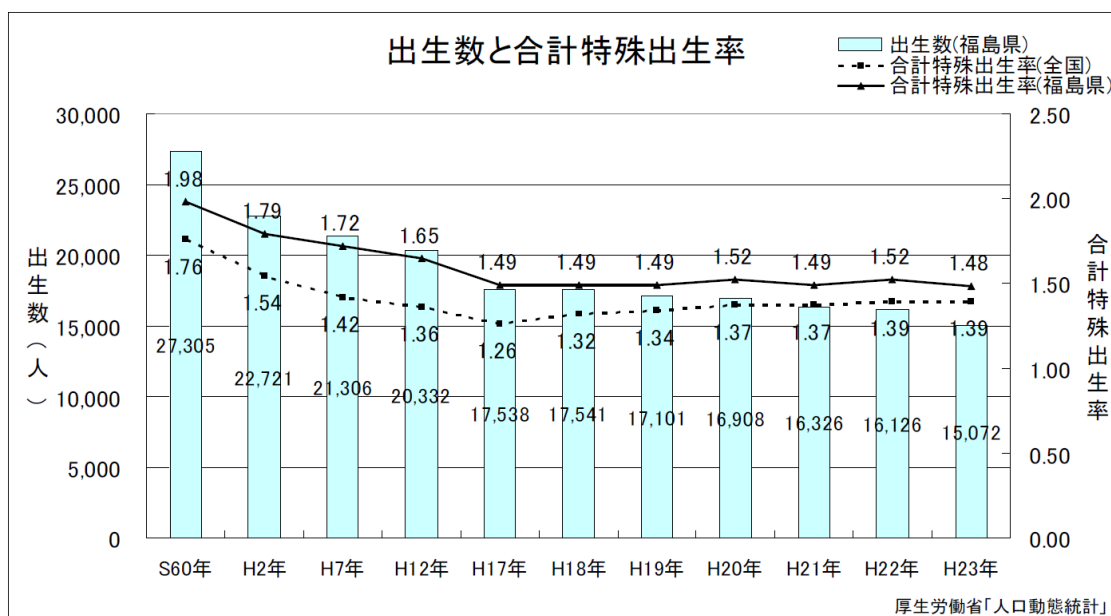
3 少子化の進行

(1) 出生数及び出生率の低下

福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの約7万3,000人（全国約269万7,000人）をピークに急減し、その後、第2次ベビーブームに当たる昭和48年、49年頃に3万2,000人台（全国約209万2,000人）まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成23年には東日本大震災の影響もあり1万5,072人（前年比△1,054人。全国105万698人）まで減少した。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、全国を上回る水準で推移しており、平成23年は1.48（全国1.39）と全国第19位となっているが、昭和30年以降、多少の上下はあるものの減少傾向にあり、現在の人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っている状況にあり、少子化が進行している。

（以下、本章における図表は、特に説明のない限り福島県に関するデータである。）



(2) 少子高齢化の進行

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行している。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、26.0パーセントとなっている。

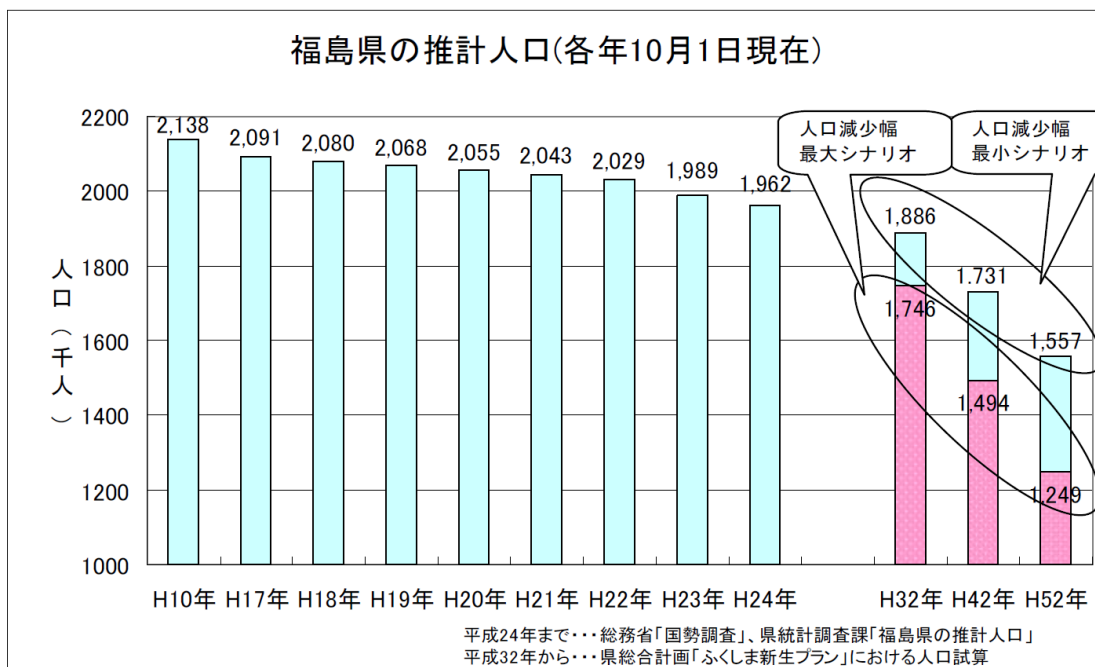
平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、特に、東日本大震災の影響により子育て世帯の減少に拍車がかかっていることから、今後もさらに拡大することが見込まれる。

(3) 将来の人口

少子化の進行や流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は平成 10 年 1 月の 2,138,454 人をピークに減少傾向にある。

特に、東日本大震災の影響により人口減少に拍車がかかっており、平成 24 年は 196 万 2 千人（平成 22 年比△ 6 万 7 千人）となっている。住民票の異動を伴わないものを含めると、さらに減少幅は大きいものと推測される。

また、県総合計画「ふくしま新生プラン」における県内人口試算では、平成 52 年において、県外避難者全員が県内に帰還する想定で人口減少幅を最も小さく見込んだ場合は 155 万 7 千人、県外避難が長期化し人口減少幅を最も大きく見込んだ場合は 124 万 9 千人としている。



(4) 少子化の社会に与える影響

少子化に伴う少子高齢化の進行とともに人口の減少が社会に与える影響として、次のようなものが考えられる。

- ア 労働力人口の減少及び労働者の高齢化による経済成長及び経済活力の低下懸念
- イ 人口の高齢化による現役世代の社会保障の分野における負担の増大
- ウ 単身者又は子どものいない世帯の増加による家族の変容
- エ 子ども同士の交流の機会の減少等、子どもの健全育成への影響
- オ 住民への福祉サービス等の基礎的なサービス水準の低下懸念

4 少子化の要因とその背景

少子化の要因として5項目及びその背景を、平成22年の総務省「国勢調査」のデータを中心に説明している。

(1) 未婚率と平均初婚年齢

福島県の未婚率は、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いては全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきている。男女とも、30歳代の未婚率の上昇が目立ってきている。

また、平均初婚年齢は、平成23年で男性は29.6歳（全国30.7歳）、女性は27.8歳（全国29.0歳）といずれも全国で最も低くなっているが、年々高くなってきている。

出生数や合計特殊出生率の低下には、この未婚化、晩婚化の進行が大きな要因となっていると考えられる。

そして、この背景には、結婚観、価値観等の変化、結婚や子育てと仕事の両立の負担感、子育て世帯の孤立化、若者の経済力の低下等があると考えられる。

(2) 結婚観、価値観等の変化

平成20年度に福島県が実施した少子化・子育て環境現況把握のための県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）によれば、未婚者の結婚に対する考え方は、ある程度の年齢までには結婚するつもりとする人が47.5%、理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わないとする人が全体の42.4パーセント、一生結婚するつもりはないとする人が6.9%等となっている。

※ 県民意識調査：平成20年12月から平成21年1月にかけて実施

対象 20歳から59歳までの9,000人

有効回収数 3,265（有効回収率 36.3%）

（うち子どものいない未婚者 510）

(3) 結婚や子育てと仕事の両立の負担感

県民意識調査を全国の同種の調査結果（国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（平成22年6月）」）と比較すると、結婚しないで働き続ける意向がやや高い（福島県20.8%、全国17.7%）一方で子育て後に再就職する意向が低く（福島県27.0%、全国36.1%）、再就職に対する厳しい認識が見られ、また、専業主婦志向は低い（福島県5.9%、全国9.1%）ことがうかがえる。

女性は結婚や子育てを仕事と両立したいと考えているものの、独身でいる理由の

中には両立の自信がない等の理由が挙げられており、実際に結婚した後は、子育て時期に労働力率が低下する等、結婚や子育てと仕事の両立が難しいことがうかがえる。

こうしたことから、子育てと仕事の両立、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、支援するとともに、その実現が可能になるような環境整備をしていく必要がある。

（４）子育て世帯の孤立化

世帯数は平成 21 年度までは年々増加傾向にあったが、東日本大震災の影響等により震災後は減少している。1 世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行している。

核家族化や都市化により、子育て世帯は孤立化の傾向にある。また、近隣者とのつながりも希薄になりつつあることもうかがえる。さらには、東日本大震災の影響により、慣れない避難先での子育てを余儀なくされるなど、これまで以上に孤立を深めているようなケースも増えている。

こうしたことから、相談体制、情報提供体制の整備、緊急時等の子どもの預け先の確保、育児不安の解消等、子育ての負担軽減を図っていく必要がある。

（５）若者の経済力の低下

15 歳から 29 歳の若者の労働力人口に占める完全失業者の割合は、平成 2 年以降生産年齢全体（15 歳から 64 歳）を上回って推移している。また、その伸びも生産年齢全体に比べて大きくなっているとともに、平成 12 年以降は全国よりも高い割合で推移している。特に、平成 22 年の国勢調査によると、15 歳から 29 歳の雇用者のうち派遣社員又は臨時雇用の割合は 31.5%（全国 35.1%）であり、全国よりは低いものの、生産年齢全体の 30.1%（全国 28.1%）より高くなっている。こうしたことから、若年者の就業状況は安定しておらず、経済力も低下していると考えられる。

若年者が家庭を築き子どもを生き育てていくことができるよう、安定した就労を支援していく必要がある。

5 期待される行政施策

行政に期待する施策について見ると、小児医療及び保健体制の充実、子どもの医療費及び保育料の無料化等子育て世帯への経済的支援、安全な生活環境の整備、保育所等の施設整備や内容の充実といった項目への期待が高くなっている。子どもの放射線への対応策について重要と考える施策については、長期にわたる子どもの健康の維持

管理を担う体制づくり、内部被ばく検査、放射線量に関する正確な情報提供、除染等への期待が高くなっている。

このほか、子どもにとって外で遊ぶことが重要との意見もあり、遊び環境への関心の高さがうかがえる。

さらに、福島大学が県外避難者を含む15歳以上の県民を対象に行った「福島の実態に関する政策提言に向けた意見募集」によると、子どもたちが福島で育つに当たって必要なものとして、以下のような意見が見られる。

- ・放射線量を気にせず、安心安全に遊べる・学べる屋内施設や屋内プール
- ・公立中高一貫校の設置や大学の誘致といった教育環境の充実
- ・子どもたちの心のケア
- ・放射能の正しい知識を得るための授業や子どもたち自身に放射能のことを自分で判断できるようにする教育

このほか、民間の人が参画しやすい環境を早く整えて欲しいとの意見もあり、行政に頼るだけではない意識・意欲の高さがうかがえる。

6 計画の理念

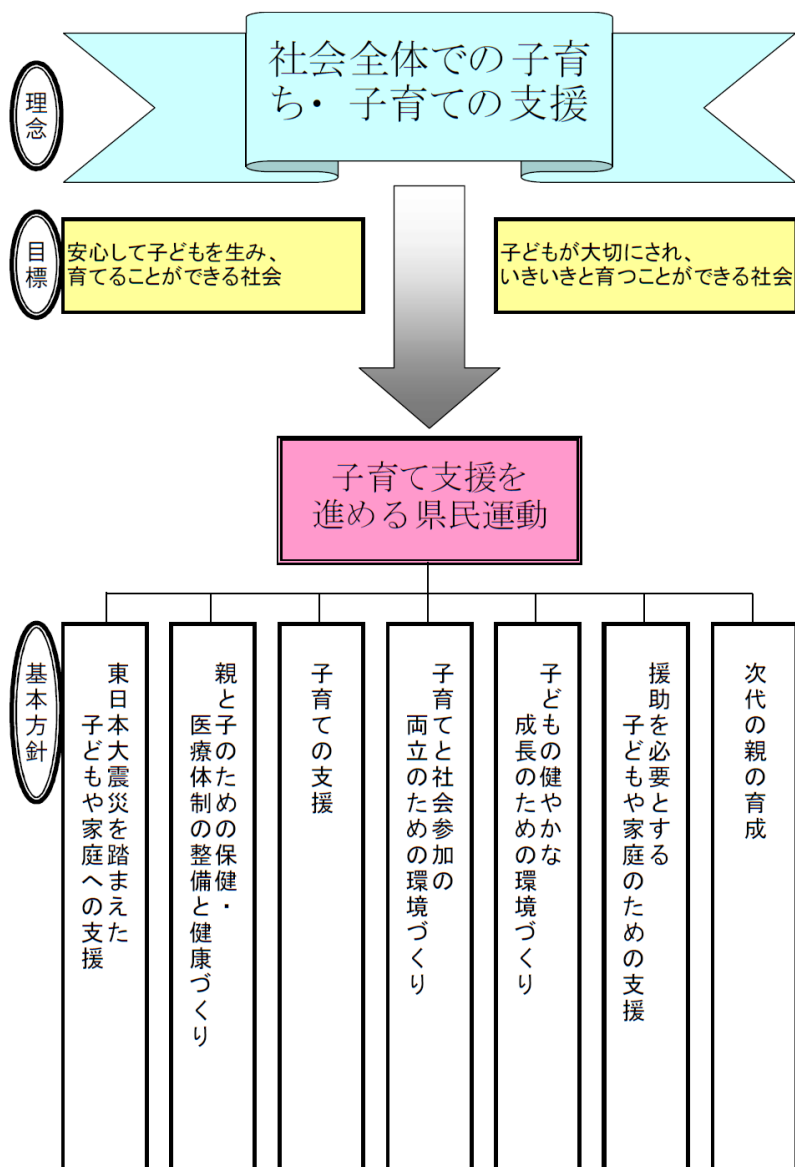
子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いであり、子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つことは、活力ある豊かな未来の社会を築いていく次世代を育成することでもある。また、本県が東日本大震災から復興するに当たって、将来を担う子どもたちを健全に育成することは必要不可欠である。

こうした意味で、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるよう、行政、企業を始め、地域の各団体、高齢者等の様々な世代等、社会全体で、新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要である。

このため、「社会全体での子育て・子育ての支援」を少子化対策を進める本計画の理念とするとともに、県民をあげてこうした体制づくりを進めるため、引き続き“子育て支援を進める県民運動”を展開しながら、進行する少子化に対応し、避難者に寄り添った継続的な支援を行うなど県外に避難した子どもたちが安心して本県に帰還できるように、また、県内に居住する子どもたちが健やかに育つように、各施策を総合的に推進していく。

この理念の下、「安心して子どもを生み、育てることができる社会」及び「子どもが大切にされ、いきいきと育つことができる社会」の2点を基本目標として、7つの基本方針の下、諸施策の展開を図るとしている。

(うつくしま子ども夢プランの理念・目標・基本方針)



7 計画の実現に向けて

福島県子育て支援推進本部を中心とした全庁的な体制の下、施策の総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、行政と民間が一体となった次世代育成支援対策の推進、市町村の計画実現に向けた取組への支援、さらには社会全体で子育て・子育てを支援する気運づくりを推進していくとしている。

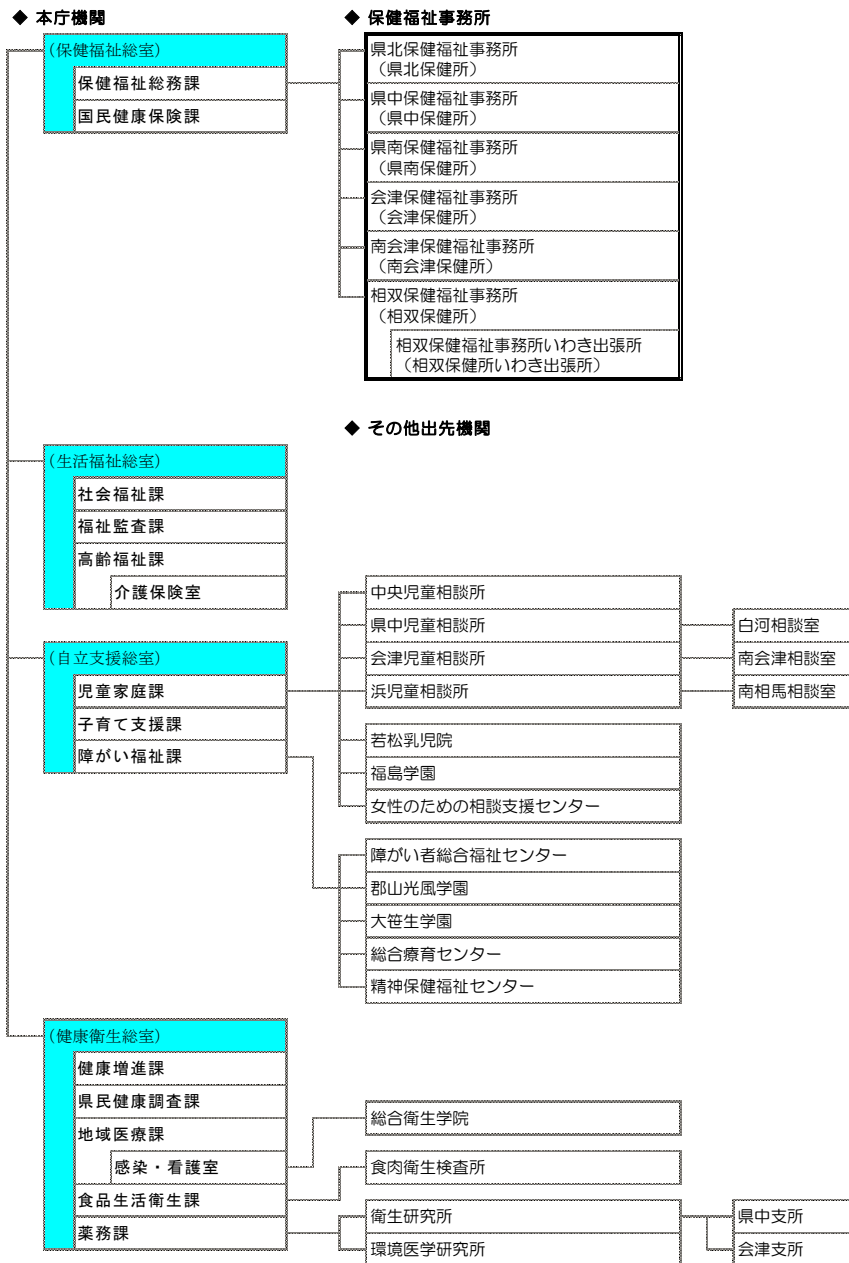
第4部 監査対象とした組織、事業の概要

1 監査対象とした組織

保健福祉事業を行っている保健福祉部を監査の対象として選定した。保健福祉部の組織図、本庁機関の人員、主な業務内容及び歳出決算額の推移は以下のとおりである。

(1) 保健福祉部の組織図

■平成26年度 福島県保健福祉部の組織



(2) 保健福祉部の本庁機関の人員（平成26年5月1日現在）

課名	職員数
部長、次長	6
保健福祉総務課	25
国民健康保険課	16
社会福祉課	18
福祉監査課	13
高齢福祉課	20
介護保険室	9
児童家庭課	23
子育て支援課	17
障がい福祉課	29
健康増進課	17
県民健康調査課	25
地域医療課	20
感染・看護室	14
食品生活衛生課	23
薬務課	26
合計	301

(3) 保健福祉部の本庁機関の主な業務内容

課・室名	主な業務内容
(保健福祉総室)	
保健福祉総務課	部内の総合企画・調整
国民健康保険課	国民健康保険、高齢者の医療、保険医療機関等の指導・監査
(生活福祉総室)	
社会福祉課	地域福祉の推進、生活保護、援護・恩給
福祉監査課	社会福祉法人・施設の指導監督、介護及び障害福祉サービス事業所等指導監督
高齢福祉課	長寿社会対策、高齢者の在宅福祉、施設福祉、やさしいまちづくり
介護保険室	介護保険
(自立支援総室)	
児童家庭課	児童の福祉、女性の福祉、ひとり親家庭等の福祉、母子保健、子ども医療
子育て支援課	少子化対策、子育て支援、保育所、認定こども園、保育士登録・試験、放課後児童クラブ、児童館、児童手当
障がい福祉課	身体障がい者・知的障がい者の福祉、精神障がい者の保健・福祉、自殺対策、心のケア
(健康衛生総室)	
健康増進課	健康づくりの推進、生活習慣病対策（栄養食生活改善・歯科保健対策など）、がん対策（予防・早期発見）、食育の推進、特定疾患対策、原子爆弾被爆者援護、被災者の健康支援
県民健康調査課	県民健康調査

課・室名	主な業務内容
地域医療課	医療提供体制の整備・充実、医師確保
感染・看護室	感染症予防対策、看護職員の養成・確保・資質向上
食品生活衛生課	食品安全確保対策の推進、動物愛護の推進、衛生的な環境対策の推進、水道事業の推進
薬務課	医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、献血、薬物乱用防止、温泉の適正利用、医薬品等の生産振興

(4) 保健福祉部の歳出決算額の推移

(単位：千円)

	節区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
01	報酬	250,175	260,190	269,075	277,955
02	給料	4,316,131	4,210,665	3,955,689	4,136,127
03	職員手当等	2,652,910	2,598,045	2,554,721	2,641,337
04	共済費	1,669,974	1,531,090	1,479,044	1,515,356
05	災害補償費	0	0	0	0
06	恩給及び退職年金	0	0	0	0
07	賃金	90,528	108,772	119,176	123,084
08	報償費	257,449	277,517	271,406	274,617
09	旅費	67,275	73,948	79,978	82,762
10	交際費	878	601	651	782
11	需用費	503,043	434,843	588,224	474,177
12	役務費	116,728	104,250	101,603	107,402
13	委託料	4,650,533	7,499,480	7,651,888	7,654,415
14	使用料及び賃借料	1,423,296	125,150	120,105	130,060
15	工事請負費	102,561	407,004	879,269	1,162,321
16	原材料費	0	0	0	0
17	公有財産購入費	0	0	0	52,269
18	備品購入費	618,128	309,726	253,817	72,842
19	負担金、補助及び交付金	119,643,761	107,516,906	108,888,371	119,874,797
20	扶助費	13,922,326	12,386,196	12,156,578	12,229,901
21	貸付金	6,158,111	5,003,990	3,318,350	2,998,811
22	補償、補填及び賠償金	0	0	5,639	0
23	償還金、利子及び割引料	157,006	988,048	3,257,153	452,612
24	投資及び出資金	0	0	0	0
25	積立金	159,294,473	35,467,953	6,817,464	4,320,507
26	寄附金	0	0	0	0
27	公課費	2,335	1,322	2,121	1,856
28	繰出金	1,405	1,575	2,417	3,524
	合計	315,899,026	179,307,271	152,772,739	158,587,514

2 監査対象とした事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震及び津波による被害に加えて、放射性物質による深刻かつ多大な被害を福島県にもたらした。その結果、避難区域を始め広い地域で、現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いている。

福島県が東日本大震災から復興するに当たっては、未来を担う子どもたちが健やかに育成することは必要不可欠である。

県においては、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を県づくりの基本目標に掲げ、福島県が重点的に取り組むべき課題として、「未来を担う子ども・若者育成」を重点プロジェクトとしており、子ども・子育て政策は福島県において重要な政策の一つとなっている。

子ども・子育て政策の重要な指標として、合計特殊出生率がある。厚生労働省の人口動態統計によると、福島県の平成15年から平成22年までの合計特殊出生率は1.49～1.54で推移しており、常に全国平均を上回っていた。震災後の平成24年は全国平均と同じ1.41まで低下したが、平成25年は1.53に回復した状況である。しかし、出生数は震災前と比較して10%～15%減少している状況にある。

	出生数(人)	合計特殊出生率		
		全国	本県	全国順位
平成10年	20,743	1.38	1.65	3
平成15年	18,828	1.29	1.54	2
平成20年	16,908	1.37	1.52	8
平成21年	16,326	1.37	1.49	9
平成22年	16,126	1.39	1.52	17
平成23年	15,072	1.39	1.48	19
平成24年	13,770	1.41	1.41	33
平成25年	14,546	1.43	1.53	15

(厚生労働省ホームページ人口動態調査(確定数)から作成)

国としては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行されたところである。また、平成27年3月に新たな少子化社会対策大綱が作成され、少子化は克服できる課題であるとし、この5年間で「少子化対策集中取組期間」と位置付け、直ちに集中して取り組むこととしている。その取組として、内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)の下「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」が開催され、平成27年8月21日に提言を行っている。少子化のトレンドを変えるため、国

として優先的に取り組むべき対策として(1)結婚の希望を実現するための環境整備、(2)子育て支援及び(3)ワーク・ライフ・バランスの推進が提言されたところである。

少子化社会対策大綱に「少子化危機は克服できる課題である」とあるように、本県における子ども・子育て政策に対する取組の重要性に鑑み、保健福祉事業のうち子ども・子育てに関連する事業を以下のとおり選定して監査を行った。

(1) 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

重点プロジェクト「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」では、子どもや親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境を整備するなど、子どもたちが心豊かにたくましく育つことができる取組を進めることとしており、その中の「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」として保健福祉部が行っている以下の15の事業を選定した。

(単位：千円)

事業名称	平成26年度 当初予算額	決算額	担当課
1-1 浜児童相談所整備事業	143,325	84,827	児童家庭課
1-2 新生児聴覚検査支援事業	100,412	87,323	児童家庭課
1-3 子どもの医療費助成事業	4,609,739	4,253,273	児童家庭課
1-4 母子の健康支援事業	30,892	29,642	児童家庭課
1-5 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	165,417	4,206	児童家庭課 子育て支援課
1-6 子育て応援パスポート事業	8,187	7,553	子育て支援課
1-7 ふくしまから はじめよう。豊かな遊び創造事業	417,921	202,467	子育て支援課
1-8 子ども・子育て支援新制度移行推進事業	187,359	50,291	子育て支援課
1-9 地域の寺子屋推進事業	2,005	2,003	子育て支援課
1-10 ふくしまスマイルキャラバン事業	30,898	30,540	子育て支援課
1-11 ふくしまキッズ夢サポート事業	85,610	80,662	子育て支援課
1-12 ふくしま保育元気アップ緊急支援事業	961,213	156,934	子育て支援課
1-13 ふくしま保育士人材確保事業	334,758	61,454	子育て支援課
1-14 地域の子育て力向上事業	44,088	34,671	子育て支援課
1-15 ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	12,270	11,012	健康増進課

(2) 人口減少・高齢化対策プロジェクト

重点プロジェクト「人口減少・高齢化対策プロジェクト」では、人口の県外流出の抑制、出生数の回復、高齢者の元気で豊かな暮らし、本県活力の向上等の取組を進めることとしている。出生数の回復のための取組として子ども・子育てに関連する事業があることから、以下の3事業を選定した。

(単位：千円)

事業名称	平成26年度 当初予算額	決算額	担当課
2-1 地域少子化対策強化交付金事業	70,167	49,851	児童家庭課 子育て支援課
2-2 ふくしまで幸せつかもうプロジェクト	6,751	4,515	子育て支援課
2-3 多子世帯保育料軽減事業	87,476	90,048	子育て支援課

(3) その他の子ども・子育て関連事業

子ども・子育てに関連する事業は主に保健福祉部の子育て支援課が行っている。子ども・子育て政策の全般的な状況を把握するために、重点プロジェクトの事業とはされていない事業で、子育て支援課が児童の健全育成等の推進及び保育対策の推進として取り組んでいる以下の4事業を選定した。

(単位：千円)

事業名称	平成26年度 当初予算額	決算額	担当課
3-1 放課後子どもプラン(放課後児童クラブ)	859,442	765,062	子育て支援課
3-2 保育対策等推進事業	440,518	408,505	子育て支援課
3-3 安心こども基金事業	454,892	212,045	子育て支援課
3-4 保育サービス等充実事業	953,015	305,943	子育て支援課

3 安心こども基金

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うために、国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成 20 年度から平成 22 年度までの間、事業を実施するというものである。その後も、基金は毎年拡充・延長が繰り返されている。

(1) 設置年月日

平成 21 年 3 月 13 日

(2) 基金条例

福島県安心こども基金条例（平成 21 年 3 月 13 日福島県条例第 4 号）

(3) 設置目的

子どもを安心して育てる体制の整備に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、福島県安心こども基金を設置する。

(4) 基金の収支状況

(単位:千円)

年度	設定・積立	利息	取崩	実績戻入	他	年度末残高
20 年度	1,801,605	0	0	0	0	1,801,605
21 年度	2,517,184	4,091	761,471	51,740	0	3,613,150
22 年度	917,099	2,699	2,259,756	264,819	0	2,538,012
23 年度	6,277,681	3,091	1,987,793	431,616	0	7,262,609
24 年度	5,156,276	7,105	1,900,310	148,605	※1 1,823	10,676,109
25 年度	122,003	8,987	3,443,910	217,359	※2 1,328	7,581,877
26 年度	39,717	6,053	891,630	25,863	※2 7,770	6,769,651
合計	16,831,565	32,030	11,244,870	1,140,004	10,921	

(福島県安心こども基金 基金台帳より作成)

※1:平成 23 年度事業充当(事故繰越分の修正)、平成 23 年度決算に伴う一般会計から基金への戻入

※2:繰越事業の決算確定等に伴う一般会計から基金への戻入

(5) 事業実績

事業区分別基金造成、実績額及び残高の状況は以下のとおりである。

基金設定から平成 26 年度までの各年度積立累計は 168 億円であり、実施した事業に充てるため平成 25 年度までに 92 億円、平成 26 年度に 8 億円を取り崩してきた。

資金運用益は基金に編入することになっており、平成 26 年度末の出納整理期間

の実績に伴う戻入後の基金残高は 67 億円となっている。残高については、今後、保育所等整備事業の施設整備に充て、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて取り崩していく予定である。

(単位:千円)

事業区分	基金造成	20年度～25年度実績額	26年度実績額	残高
1 保育サービス等の充実(文部科学省関係を除く)	9,629,757	3,023,005	522,433	6,084,318
2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)	807,719	516,358	156,843	134,517
3 すべての子ども・家庭への支援	3,288,161	3,288,161	0	0
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	1,392,011	1,392,011	0	0
5 社会的養護の拡充	18,455	16,984	1,471	0
6 児童虐待防止対策の強化	64,127	64,127	0	0
7 保育所等の複合化・多機能化	417,955	163,935	78,849	175,171
8 幼稚園等の複合化・多機能化	541,714	202,880	0	338,834
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等	579,056	568,267	10,789	0
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実	95,378	0	95,378	0
11 その他事業	5,000	215	4	4,780
計	16,839,335	9,235,946	865,767	6,737,621
運用益(累計)				32,030
合計				6,769,651

平成 26 年度に実施している事業の決算額の状況は以下のとおりである。監査対象とした事業については各論に事業内容等を記載している。

(単位:千円)

県の事業名	備考	平成26年度基金事業充当			財源:その他		(A)+(B) 現年決算額 合計	監査対象 事業
		計	(A) 現年決算額	明許繰越	(B) 現年決算額			
1 保育サービス等の充実(文部科学省関係を除く)								
安心こども基金事業(保育所等整備事業)	保育所等緊急整備事業	456,753	127,410	329,343	0	127,410	○	
安心こども基金事業(保育所等整備事業)	子育て支援のための拠点整備事業	2,152	2,152	0	0	2,152	○	
安心こども基金事業(保育の質の向上のための研修事業等)		3,296	3,296	0	328	3,624	○	
子ども・子育て支援新制度移行推進事業	認可外保育施設運営支援事業	34,256	0	34,256	0	0		
ふくしま保育士人材確保事業	(保育士等処遇改善臨時特例事業を除く)	25,976	25,976	0	10,228	36,204	○	
2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)								
安心こども基金事業(保育所等整備事業)	認定こども園整備事業	135,446	0	135,446	0	0		
認定こども園等の環境整備等事業		21,397	21,397	0	0	21,397		
5 社会的養護の拡充								
児童養護施設等生活環境改善事業	若松乳児院、福島学園分	1,471	1,471	0	8,415	9,886		
7 保育所等の複合化・多機能化								
安心こども基金事業(複合化・多機能化推進事業)		78,849	78,849	0	0	78,849	○	
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等								
子ども・子育て支援新制度移行推進事業	子ども・子育て新制度に係る電子システム構築等事業	10,789	10,789	0	0	10,789	○	
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実								
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成事業	95,378	95,378	0	55,842	151,220		
11 その他事業								
安心こども基金事業(事務費)		4	4	0	5	9	○	
合計		865,767	366,722	499,045	74,819	441,541		

4 福島県保育緊急確保事業費補助金

(1) 事業内容

「保育緊急確保事業」は、平成 27 年度施行の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、「待機児童解消加速化プラン」に関する事業のほか、新制度の下で、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 10 条の規定により市町村が実施する地域子ども・子育て支援拠点事業等を先行的に支援するものである。

(2) 交付の対象

福島県保育緊急確保事業費補助金は、保育緊急確保事業の実施に要する経費に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則及び福島県保育緊急確保事業費補助金交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。補助対象となる事業は以下の 14 の事業となっており、子ども・子育て支援新制度移行推進事業、ふくしま保育士人材確保事業及び保育サービス等充実事業において実施している。

本県が実施している事業と交付の対象となる事業との関連は以下のとおりである。

	子ども・子育て支援新制度 移行推進事業		ふくしま保育士 人材確保事業	保育サービス等充実事業		
	認可外保育施設 運営支援 事業	認定こども園 事業費	保育士等処遇 改善臨時特例 事業	保育サービス 等充実事業	保育体制の 強化事業	放課後児童 クラブの 充実事業
1	幼稚園における長時間預かり保育 支援事業	○				
2	認定こども園事業		○			
3	保育体制強化事業				○	
4	認可化移行総合支援事業	○				
5	保育士等処遇改善臨時特例事業		○			
6	放課後児童クラブ開所時間延長 支援事業					○
7	地域子育て支援拠点事業			○		
8	一時預かり事業			○		
9	子育て援助活動支援事業(ファミ リー・サポート・センター事業)			○		
10	乳児家庭全戸訪問事業(こんにち は赤ちゃん事業)			○		
11	養育支援訪問事業			○		
12	子どもを守る地域ネットワーク機能 強化事業			○		
13	子育て短期支援事業			○		
14	へき地保育事業			○		
監査対象事業No.		1-8	1-13	3-4		

第3章 監査対象とした事業に関する監査の結果

第1部 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

1-1 浜児童相談所整備事業

1 目的

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により県内の児童相談所相談件数が増加傾向となっており、特に避難者がより集中しているいわき市を管轄する浜児童相談所においては、他事務所に比べ増加が著しく、また、虐待受付件数も増加している。さらに、その内容も複雑・困難化しており、現在の施設は狭く、必要な部屋が確保されていないことなどから相談対応がスムーズに行えないなど、児童相談所機能に支障を来している。当該支障の解消は喫緊の課題であり、セーフティネットの機能を強化し、児童やその家庭に効果的な援助を行うことで地域の復興を加速させる観点からも浜児童相談所の改築を実施することになったものである。

2 事業内容

平成26年度 測量造成設計・地質調査・基本設計
平成27年度 実施設計・造成工事
平成28年度 建築工事
平成29年度 供用開始・外構工事（旧舎取り壊し及び園庭の整備）

3 事業の開始時期

平成26年度から開始

4 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	-	-	143,325
決算額	-	-	84,827

(2) 平成26年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
浜児童相談所整備事業	142,470	83,489
浜児童相談所整備事業事務経費	855	1,338
合計	143,325	84,827

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
浜児童相談所整備事業	142,470	83,489
役務費	704	368
委託料	43,666	30,852
公有財産購入費	98,100	52,269
浜児童相談所整備事業事務経費	855	1,338
旅費	221	80
需用費	285	227
役務費	120	120
使用料及び賃借料	229	248
報償費	0	663
合計	143,325	84,827

5 浜児童相談所整備事業の主な契約の内訳 (単位：千円)

契約件名	予算額	契約金額	
		平成 26 年度	平成 27 年度
<委託料>			
①浜児童相談所整備事業測量設計委託	10,292	13,444	-
②浜児童相談所整備事業 基本設計・実施設計委託業務	27,205	5,853	21,147
③浜児童相談所整備事業地質調査委託	12,053	11,555	-
<公有財産購入費>			
④浜児童相談所整備事業に係る用地購入	98,100	52,269	-
<役務費>			
⑤不動産鑑定評価業務(浜児童相談所整備事業)	664	273	-

6 契約の概要

(1) 浜児童相談所整備事業測量設計委託

契約締結日	平成 26 年 7 月 28 日
契約期間	平成 26 年 7 月 30 日～平成 27 年 2 月 23 日
変更後	平成 26 年 7 月 30 日～平成 27 年 3 月 30 日
契約方式	指名競争入札
契約理由	地方自治法 167 条の規定により、指名競争入札としている。
入札参加者数	9 者

当初の契約金額は 10,292 千円であったが、面積縮小により 2 月に 1,083 千円減額の変更契約を取り交わし、その後、補強土地詳細設計により 4,483 千円増額の変更契約を取り交わしている。当初予算額を超過したことについては、当初見込めな

かった要因によるものであり、やむを得ないものであったとのことである。

(2) 浜児童相談整備事業 基本設計・実施設計委託業務（基本設計）

契約締結日	平成 26 年 11 月 5 日
契約期間	平成 26 年 11 月 5 日～平成 27 年 8 月 31 日
契約方式	随意契約（公募型プロポーザル方式）
契約参加者	7 者
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。既存施設を一部残しつつ、建て替えを行うという制約のもと、解体、仮設及び改築計画についての一連の整備手法や安全・安心のゆとりある環境整備の考え方などを技術提案により審査し、総合的に相応しい者を選定するほうが優れた成果を期待できるため。
根拠法令	福島県公募型簡易プロポーザル募集要領

平成 26 年度は基本設計であり、実施設計は平成 27 年度契約となっている。

事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により競争性を高めている。プロポーザル審議委員会を設置し、プロポーザル委員は、学識経験者を含む外部者が 3 名及び内部者 3 名の計 6 名から構成されている。

(3) 浜児童相談所整備事業地質調査委託

契約締結日	平成 26 年 11 月 26 日
契約期間（平成 26 年度）	平成 26 年 11 月 26 日～平成 27 年 3 月 20 日
契約方式（平成 26 年度）	指名競争入札
入札参加者数	9 者

当初契約金額は 11,664 千円であったが、調査内容の変更等により 2 月に 1,004 千円減少の変更契約を取り交わし、3 月に 895 千円増加の変更契約を取り交わしている。

(4) 浜児童相談所整備事業に係る用地購入

契約締結日	平成 26 年 12 月 25 日
契約方式（平成 26 年度）	相対契約
契約金額	不動産鑑定評価額

取得財産については、平成 27 年 2 月 18 日に所有権移転登記を完了している。取引金額は不動産鑑定評価額を基に算定した金額となっている。

(5) 不動産鑑定評価業務（浜児童相談所整備事業）

委託開始時期	平成 26 年 11 月 13 日
契約期間（平成 26 年度）	平成 26 年 11 月 13 日～平成 26 年 12 月 8 日
契約方式（平成 26 年度）	随意契約参加者 9 者
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による。予算額は 664 千円と僅少であり、競争入札に性質が適さず、別表第五（第 167 条の 2 関係）第六号に規定する金額（1,000 千円）未満のため随意契約としたものである。

公有財産取得に必要な手続であることから不動産鑑定評価書を入手している。役務費の節減上、9 者の見積合わせを実施している。9 者の選定方法は、土木部で実施した基本鑑定報酬を参考に、希望業者 26 者のうち、移動コストの低いいわき市の業者 3 者及び隣接 3 管内から 6 者を選定している。

不動産鑑定評価は主要な土地を依頼しており、面積の広くない雑多な場所については意見書を受領している。意見書の土地はいずれも隣接地のため鑑定評価に基づく金額と大差はないと想定されるため、役務費の節減上有効である。

不動産鑑定評価業務及び土地購入における予算額の算定に当たっては、同種の取引を多く実施している土木部の取扱いを参考としている。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	整備事業及び地質調査委託の指名競争入札は、5 者以上となっている。 また、基本設計委託業務の随意契約は公募型プロポーザル方式によっており、プロポーザル委員は、学識経験者を含む外部者が 3 名及び内部者 3 名の計 6 名から構成されている。	—	—
契約事務の適正性	不動産売買契約における価格決定について 土地購入における予算額について 予算額の算定について	—	(1) (2) (3)
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

8 指摘、意見等

(1) 不動産売買契約における価格決定について【意見】

公有財産（土地）の購入において、不動産鑑定評価額に基づき取引金額を決定することについては問題ないが、取得した不動産鑑定評価額が予算額と大幅に乖離している理由について調査を行っていない。

不動産鑑定評価は、鑑定評価の方法、価格の種類、条件及び目的等により評価額が変わることから、これらの前提条件が不動産鑑定評価依頼目的に適合したものであるかの確認を行い、金額の算出過程を理解した上で事務を行うべきである。

（2）土地購入における予算額について【意見】

予算額と取引金額は以下のとおりであり、予算額 98,100 千円に対し取引金額 52,269 千円と大幅に乖離している。予算額については、国土交通省地価公示に基づき近隣地域の価格（32,700 円/m²）を使用している。

			面積(m ²)	単価(円)	金額(円)
予算額		a	3,000.00	32,700	98,100,000
取引金額	鑑定評価額		1,394.38	26,100	36,393,318
	意見書		573.91	27,500	15,782,525
			13.80	4,500	62,100
			6.78	4,500	30,510
	計	b	1,988.87	26,280	52,268,453
乖離 (a-b)		c	1,011.13	6,420	45,831,547
乖離率 (c/a*100)			33.7%	19.6%	46.7%

上記の表から分かるように、予算額と取引金額の乖離率は 46.7%であるが、その内訳は、単価の乖離率が 19.6%、面積の乖離率が 33.7%と面積の乖離率が大きいことから、大幅な乖離の主原因は、単価ではなく面積にあるといえる。土地購入の予算額の設定に当たっては、鑑定評価額や測量結果を入手するまでは県の見積りによるしかないが、面積については、登記簿謄本を確認するなど大幅な乖離とならないようにすべきである。

（3）不動産鑑定評価業務における予算額の算定について【意見】

今回の不動産鑑定評価業務は、相談件数の増加に対応するために、追加で隣接地を取得することを目的に不動産鑑定評価を行うものである。随意契約によっており、見積書を9者から入手し、最低見積価格を提示した業者に依頼している。土木部においては、基本鑑定報酬額が50万円～100万円の場合は9者で見積合わせを行っていることを参考に9者とした。

9者の内訳としては、主たる事務所の所在地がいわき市3者、県中12者のうち経験年数が高い（業者登録の更新回数が多い）ものから上位6者とした。最終的には主たる事務所の所在地がいわき市の1者が落札となっている。

①予算額	663,120 円
②落札見積価格	273,240 円
差引 (①－②)	389,880 円
(②÷①) ×100	41.2%

鑑定評価に係る予算額は、一般的には（人件費＋旅費交通費＋諸経費）等が含まれている。県の方針としては、価格情報を容易に入手できることから、基本的にいわき地区の不動産鑑定士が妥当と見込んでいたにもかかわらず、予算額においては何ら調整がされていない。

見積書提出先の状況にもよるが、予算額は、徴収した単価情報を検証し、業務に係る状況を反映させるべきである。今回予算額との差異は多額と言える程度ではないものの、予算段階で適正な価格を見積もるよう努めるべきである。

1-2 新生児聴覚検査支援事業

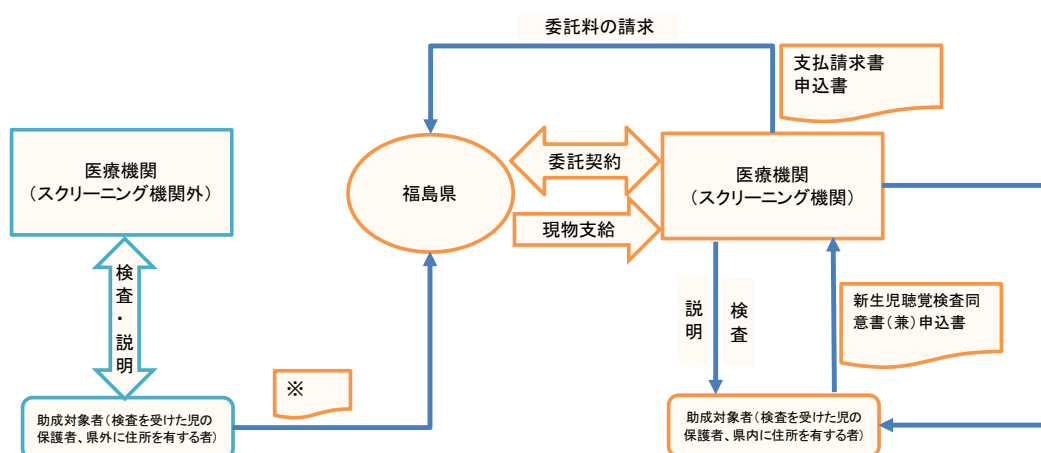
1 目的

先天性聴覚障がいを早期に発見し、早期に適切な療育につなぐことで言語獲得ができるよう、支援体制を整えるとともに、県が予算の範囲内で新生児聴覚検査費用を負担する。

2 事業内容

県内で安心して子どもを産み育てる環境整備の一環として、先天性聴覚障がいの早期発見、支援を行えるよう新生児聴覚検査の費用を助成する。新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者で、県内に住所を有するものに対し検査費用を助成する。

概要は以下の図のように、スクリーニング機関となっていない県外の医療機関などで検査を受けた場合であっても、県に申請することにより助成を受けることができる。



※ 新生児聴覚検査支援事業助成金申請書
 検査日、検査機器及び検査費用を確認できる書類
 検査日現在、助成対象者が県内に住所を有したことを確認できる書類
 母子手帳の出生証明ページの写し
 その他知事が定める書類
 ⇒検査を受けた日の属する年度内に申請(検査日が3月場合、翌年度4月末までの申請可能)

(ヒアリングにより作成)

3 事業の開始時期

平成 24 年度から開始。なお、福島県では、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間「新生児聴覚検査事業」を試行的に実施してきた。また、その後においても、「新生児聴覚検査普及事業」を継続的に実施している。

4 財源

福島県民健康管理基金

5 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	104,039	107,118	100,412
決算額	72,610	90,402	87,323

(2) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
旅費	123	0
需用費	619	618
役務費	225	65
委託料	98,611	85,971
使用料賃借料	30	0
扶助費	804	669
合計	100,412	87,323

6 委託契約の概要

項目	内容			
1 委託開始時期	平成 26 年 4 月 1 日			
2 契約期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日			
3 根拠法令(法律、条例、要綱等)	福島県新生児聴覚検査支援事業実施要領			
4 契約締結先	スクリーニング機関は県内の出産が出来る全ての医療機関(平成 26 年度 41 機関)			
5 契約方式	随意契約			
6 随意契約の理由	<p>契約の相手方となる医療機関は、新生児聴覚スクリーニング検査を行うに必要な機器(AABR(自動聴性脳幹反応検査)及びOAE(耳音響放射検査))が整備され、かつ、適切な検査体制が整えられている医療機関であり、県事業への参加を希望した機関である。</p> <p>また、検査方法の実際についての知識、技術の習得がなされており、技術的な保証が担保された委託するに適切な機関である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約とする。</p>			
7 契約			～平成 26 年度	平成 27 年度
	契約単価	自動聴性脳幹反応検査(AABR)	6,700 円	4,700 円
		耳音響放射検査(OAE)	3,000 円	2,000 円

7 事業の実施状況

福島県では、平成15年度から平成19年度までの5年間「新生児聴覚検査事業」を試行的に実施してきた。その後においても、「新生児聴覚検査普及事業」を継続的に実施している結果として、検査施行可能施設の割合が平成17年度に30%未満であったのに対し、平成25年度には90%超となっている（日本産婦人科医会：新生児聴覚検査の実態調査報告より）。

また、平成26年度に行った日本産婦人科医会の調査においても、新生児聴覚スクリーニング検査に対して公的補助を行っている自治体は27都府県、公的支援を受けて検査を行う医療機関が僅か8%にとどまっている中で、福島県の公的支援状況は全国的に見てもかなり高い水準となっている。

新生児聴覚検査費用の助成の実績件数は以下の表のとおりである。また、新生児聴覚検査の普及・啓発として、新生児聴覚検査の必要性や実施医療機関名を掲載したチラシを作成し、市町村の窓口等で該当者へ配布するとともに、県ホームページへ掲載している。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
チラシの作成・配布		18,000枚	31,000部	30,000部
助成件数	初回検査	10,963件	13,410件	13,254件
	確認検査	280件	440件	511件
	再確認検査	54件	78件	122件

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	スクリーニング機関への周知や資料の改善について	—	(2)
事業の適正性	精密聴覚検査機関への紹介について	(1)	—
競争性の確保	随意契約は、福島県内において新生児聴覚スクリーニング検査が実施可能である全ての医療機関を対象としている。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

(1) 精密聴覚検査機関への紹介について【指摘】

実施要綱第7にて、「検査の結果、精密聴覚検査が必要と認められた新生児については、新生児聴覚検査精密検査依頼票（様式第5号）により精密聴覚検査機関へ

紹介するものとする。」とされている。しかしながら、平成27年2月度の新生児聴覚検査同意書（兼）申込書をレビューしたところ、精密聴覚検査機関以外の医療機関を紹介している事例が4件中3件あった。精密聴覚検査機関へ紹介する趣旨は、検査事業の密接な連携を図ること（実施要綱第9）と考えられることから、精密聴覚検査機関以外の医療機関を紹介することは、実施要綱の趣旨に反するものとなる。

(2) スクリーニング機関への周知及び資料の改善について【意見】

実施要綱第7にて、新生児聴覚検査実施報告書（様式第4号）により毎月、県へ検査結果を報告することとされている。現在、スクリーニング機関から提出される実施報告書の月次の出生者数と検査実施件数に差異があるが、差異の調整等を行わず、検査未実施者の把握が正確には行われていない。

事業の有効性の向上に資する情報を入手するためにも、スクリーニング機関への周知や報告資料の改善が望まれる。

1-3 子どもの医療費助成事業

1 目的

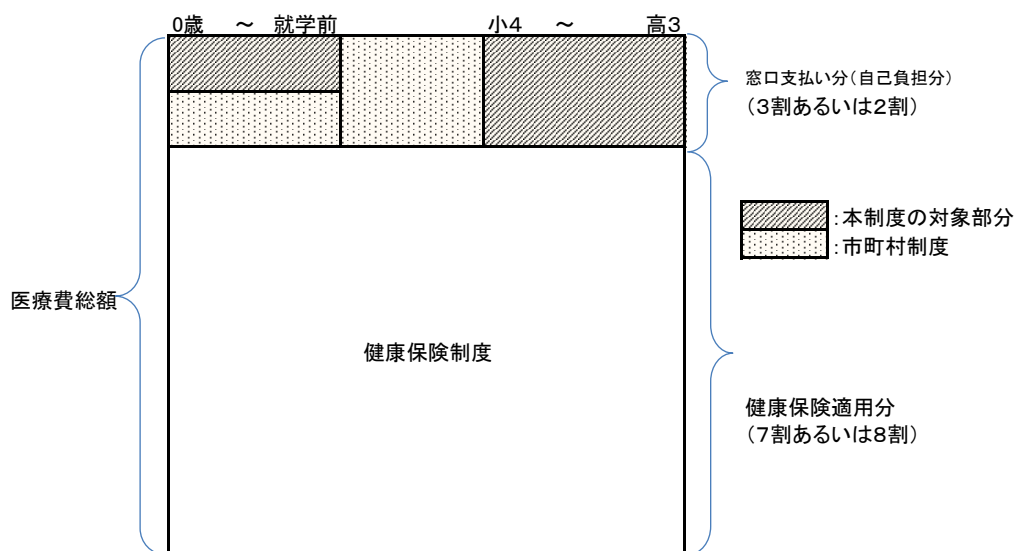
子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、市町村が実施する子どもの医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。

2 事業内容

福島県では、子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが安心して医療を受けられるように、子育て支援策として、医療費助成をするものである。本制度は、市町村が子どもの医療費の助成をするものであり、県は、市町村が助成した額を補助している。

対象者は①乳幼児医療費助成事業については、満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（福島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱第2条）であり、②子どもの医療費助成事業については、9歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者（福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱第2条）である。さらに、いずれの事業も県の区域に住所を有している者となっている。該当者については、健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担額（診療費、入院時食事療養費等）について補助をする。

(適用の範囲)



0歳～就学前 : 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

小4～高3 : 9歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間

(ヒアリングにより作成)

3 事業の開始時期

平成 24 年度から開始

4 当初予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	※1,048,695	5,044,786	4,609,739
決算額	1,925,393	4,227,130	4,253,273

※平成 24 年度の当初予算額は乳幼児医療費助成事業のみである。平成 24 年度 6 月補正予算において、県内で安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、18 歳以下の県民の医療費無料化を図り、子どもの医療費助成事業として 1,299,094 千円の予算が計上された。

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
乳幼児医療費助成事業	925,131	828,780
子どもの医療費助成事業	3,684,608	3,424,493
合計	4,609,739	4,253,273

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
乳幼児医療費助成事業	925,131	828,780
旅費	20	4
負担金、補助及び交付金	925,111	828,776
子どもの医療費助成事業	3,684,608	3,424,493
需用費	40	6
役務費	60	60
使用料及び賃借料	92	15
負担金、補助及び交付金	3,684,416	3,424,412
合計	4,609,739	4,253,273

5 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(1) 子どもの医療費助成事業・・・補助金

項目	内容
1 事業内容	上記のとおり
2 補助金等の名称	福島県子どもの医療費助成事業補助金 (小学校 4 年生から 18 歳まで)
3 補助率	10/10
4 補助上限	上限の定めなし。

項目		内容	
5	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱 福島県補助金等の交付等に関する規則	
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
7	交付先	59 市町村	
8	予算額と決算額	内訳	
		平成 26 年度	
		当初予算額	3,684,416
	決算額	3,424,412	

(2) 乳幼児医療費助成事業・・・補助金

項目		内容	
1	事業内容	上記のとおり	
2	補助金等の名称	福島県乳幼児医療費助成事業補助金 (就学前まで)	
3	補助率	1/2	
4	補助上限	上限の定めなし。	
5	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱 福島県補助金等の交付等に関する規則	
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
7	交付先	59 市町村	
8	予算額と決算額	内訳	
		平成 26 年度	
		当初予算額	925,111 千円
	決算額	828,776 千円	

6 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

7 指摘、意見等

なし

1-4 母子の健康支援事業

1 目的

助産婦や乳用児を持つ保護者等の健康や育児の様々な不安や悩みを解消することにより、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを目的とする。

2 事業内容

(1) ふくしまの赤ちゃん電話相談

電話相談窓口を設置し、健康や育児に関する相談に対応する。

(2) 母乳育児支援事業

母乳育児に対する不安や悩みについて、電話健康相談で対応するとともに、放射線の健康への影響を心配し、母乳の放射性物質濃度検査の実施を希望した場合は、検査方法等の説明をし、検査機関へつなぐ。

なお、検査の結果や電話相談の内容については、家庭訪問等によりきめ細やかな支援を行う。

(3) 助産婦等の相談・交流会

助産婦等や乳幼児を持つ保護者の健康や育児の様々な悩みや不安に対応するため相談会や交流会を開催する。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成24年からの3か年事業

5 財源

県民健康管理基金

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	106,166	36,934	30,892
決算額	32,287	29,422	29,642

(2) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
報償費	55	28
旅費	227	152
需用費	823	789
役務費	418	402
使用料及び賃借料	200	84
委託料	29,169	28,187
合計	30,892	29,642

7 委託契約の概要

(1) 平成 26 年度母子の健康支援業務

項目	内容	
1 委託期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
2 契約方式	随意契約	
3 随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。</p> <p>母子の健康支援業務は助産婦や乳幼児を持つ保護者等を対象として、健康や育児の電話相談等を行うことを目的としており、妊娠、出産、子育て等により専門的な知識、技術を持った助産師等による対応が必要である。</p> <p>助産師の団体は一般社団法人福島県助産師会以外に実施できる団体はないため、競争入札に適さない。よって、随意契約を締結したものである。</p>	
4 見積書省略の理由	<p>上記随意契約の理由に記述したとおり、業務を実施できる団体が一つしかなく、契約の内容から、財務規則第 269 条第 2 項及び同施行通達第 269 条関係第 2 項第 8 号の規定に基づき見積書の徴収を省略した。</p>	
5 概算払を必要とする理由	<p>本業務は、一般社団法人福島県助産師会により実施されるものである。</p> <p>通年にわたり、電話相談等を行うものであり、業務に要する経費として人件費等を計上しており、運営費的性格を有するものである。</p> <p>このことから財務規則施行通達第 6 条関係第 10 項、同通達第 110 条関係第 2 号の規定に基づき、四半期ごとに概算払を行うこととした。</p>	
6 予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
	予定価格	28,066 千円
	契約金額	28,066 千円

(2) 母子の健康支援業務における母乳検査業務

項目		内容	
1	委託期間	平成 26 年 5 月 7 日～平成 27 年 3 月 31 日	
2	契約方式	一般競争入札（単価契約）	
3	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	120 件 907 千円
		契約金額	16 件 121 千円

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	概算払金額の合理性について	—	(1)
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

(平成 26 年度母子の健康支援業務)

(1) 概算払金額の合理性について【意見】

委託契約書により、委託者が業務実績報告書を受領し、その内容が契約に適合するかどうかを調査し、適合すると認められたときは、受託者は委託料の支払を請求することができるかとされている。また、概算払をすることができるかとされている。

委託契約書

<p>(委託料の支払い)</p> <p>第 8 条 乙は、前条第 2 項の規定による調査により契約内容に適合すると認められたときは、委託料の支払を請求することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(概算払)</p> <p>第 9 条 甲は前条の規定にかかわらず、乙から当該委託料に係る概算払請求があった場合において、その必要があると認めたときは、概算払いをすることができるものとする。</p> <p>2 前項の概算払いによる支払いは、4 期（6 月、9 月、11 月、1 月）に分けて行うものとし、第 1・四半期に委託料の 10 分の 4 以内の額を、第 2・四半期に委託料の 10 分の 3 以内の額を、第 3・四半期に委託料の 10 分の 2 以内の額を支払い、残額を第 4・四半期に支払うものとする。</p>

上記契約に基づき、概算払は以下のとおり行われていた。

支払時期	支払金額
平成 26 年 6 月	11, 226 千円
平成 26 年 9 月	8, 419 千円
平成 26 年 11 月	5, 613 千円
平成 27 年 1 月	2, 808 千円
合計	28, 066 千円

実績報告書による主な業務実施状況は以下のとおりである。

月	電話相談 (件)	母乳検査申 込(件)	妊婦及び母 子訪問(件)	助産所にお ける母乳育 児支援(件)	助産婦等の相談交 流会（子育てサロ ン）
4月	83	3	127	48	18回 233組
5月	96	1	106	59	17回 200組
6月	93	1	93	38	18回 276組
7月	107	2	112	46	19回 263組
8月	83	4	95	37	19回 232組
9月	137	3	101	63	19回 221組
10月	108	0	120	74	20回 181組
11月	133	1	108	57	20回 224組
12月	101	3	129	52	22回 217組
1月	94	1	100	51	19回 235組
2月	115	0	115	53	21回 275組
3月	119	0	122	44	21回 264組
合計	1, 269	19	1, 328	622	233回 2, 821組

本事業は、通年にわたり、電話相談等を行うものであり、業務に要する経費として人件費等を計上しており、運営費的性格を有し、財務規則施行通達第6条関係第10項、同通達第110条関係第2号の規定に基づき、四半期ごとに概算払を行うものである。

概算払の実績としては、当該契約に基づき、第1・四半期に委託料の10分の4以内の額、第2・四半期に委託料の10分の3以内の額、第3・四半期に委託料の10分の2以内の額、第4・四半期に残額が支払われていた。

予算の内訳は、報償費・旅費が89%であり、おおむね業務の実績に応じて発生するものであると考えられる。上記の業務実施状況のとおり、業務は年間を通して

行われている。概算払は、概算払の必要があると認めたときにすることができる
とされているが、第1・四半期に委託料の約4割を、第2・四半期までに約7割を支
払っており、業務の進捗度合いと整合した委託料の支払条件となっていない。

委託料の支払は原則後払いであり、概算払は必要と認められた場合のみできるも
のである。契約書の概算払の上限の定めにかかわらず、概算払を行う時は、受託者
から実績について中間報告を受け、合理的な理由がある場合を除き、業務の進捗度
を上限とした金額とすべきである。

1-5 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

1 目的

様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施することを目的とする。

2 事業内容

東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とはいえない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士と一緒に遊ぶことにより交流できる」又は「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。

そのような要望を踏まえ、仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する。

(1) 子ども健やか訪問事業

避難の長期化等に伴う課題に対応するため、仮設住宅等に住んでいる子育て世帯に対して、心身の健康に関する訪問による相談・支援を行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業

仮設住宅に住んでいる子どもが、安心して過ごすことが出来るスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を実施する。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成 26 年度開始

5 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	-	165,417
決算額	-	-	4,206

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
子どもの健やか訪問事業	15,270	2,261
仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業	150,147	1,945
合計	165,417	4,206

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
子どもの健やか訪問事業	15,270	2,261
報償費	12,018	1,777
旅費	2,845	122
需用費	322	277
役務費	85	85
仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業	150,147	1,945
委託料	150,147	1,945
合計	165,417	4,206

6 委託契約の内容

(1) 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業

項目	内容
1 委託期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の理由	<p>当該業務は、仮設住宅に住む子どもの環境づくり業務実施要綱第 2 に規定する特定非営利法人に委託し実施するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。</p> <p>その理由として、当該業務は被災の影響を受けている仮設住宅に住む子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を目的としている。そのため、委託先は仮設住宅に居住する被災した子どもの実態を熟知し、相談業務や訪問業務にもたけており、ふくしま子ども支援センター事業業務委託で良好な実績を持つ特定非営利活動法人ビーンズふくしまに委託することが一番適しているため、</p>

項目		内容	
		単独随意契約とする。	
4	見積書省略の理由	本業務は応急仮設に住む子どもの居場所づくりを行う被災者支援活動のため、社会通念上見積書を徴することが実態に即しないためである。	
5	契約保証金を免除する理由	特定非営利活動法人ビーンズふくしまは、ふくしま子ども支援センター事業を県から受託しており、その実績は良好であることから、この契約を履行しないおそれはないと認められるためである。	
6	予算額と決算額	内訳	平成 26 年度
		予算額	150,147 千円
		決算額	1,945 千円

当該事業は当初、市町村への補助金事業として実施主体を被災県及び被災県内の市町村とすることを検討していた。しかし、被災した市町村との意向がなかなか折り合わず、実施できる市町村がなかなか見つからなかった。そのため、県では民間企業への委託へと方針を切り替えた。その結果、県内で子どもに関する相談や訪問業務に関する業務を委託している NPO 法人に急ぎよ委託し契約を締結したものである。

平成 26 年度は 4 か所の仮設住宅に訪問し交流行事を開催した。

なお、平成 27 年度は 7 か所の仮設住宅に訪問することとなっており、事業内容は拡大している。

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	単独随意契約による委託契約の適正性について	—	(2)
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	訪問事業の効率的かつ効果的な実施について	—	(1)

8 指摘、意見等

(1) 訪問事業の効率的かつ効果的な実施について【意見】

子どもの健やか訪問事業は、予算時には訪問対象者は 1,818 人、一人 1.4 回とし、延べ訪問件数 2,545 件と積算している。しかし、避難生活をしている子どもを持つ家庭（該当市町村は南相馬市、富岡町、川内村、大玉村、双葉町、浪江町及び葛尾村）の名簿の提示を受けた結果、対象人数は 1,177 人であった。

訪問対象者の実績は 617 人（延べ人数、732 人）であり、6 割強に留まっている。実績が伸び悩んだ理由として、対象者の家庭に対して保健福祉事務所がアポイント

メントを行うが、対象者の親族が仕事などにより時間の都合がつかないことが挙げられる。県や市町村などから避難者に対して他の訪問調査等もあることから対象家庭に対して負担をかけているおそれがあることも考えられる。

対象者は児童であるが、その保護者も同席の上、保健師や助産師といった子育て支援者が訪問実施者として訪問して事情を聞くことから、第一に児童及び世帯全体の負担を考慮すべきと考える。今後は可能な限り、必要な訪問相談は他の調査との兼ね合いを図るか、県と市町村で重複する訪問調査等については市町村に移譲するといった、効率的かつ効果的な実施が望まれる。

(2) 単独随意契約による委託契約の適正性について【意見】

仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業は、国からの被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費国庫補助金により実施する県及び市町村を実施主体とした補助金事業である。

しかし、国から補助金交付要綱制定通知があったのが平成 26 年 5 月に入ってからであり、また、被災した市町村では子どものケアの必要性は理解していても、当該事業を実施する人材や事業者の確保、該当する事業の計画策定を行う時間など、国から示された方針と実施主体からの要望にすれ違いが生じていたことから、その結果として市町村から要望があがることはなく、県としては他の業務委託で実績のある NPO 法人に業務を委託することとした。

被災した市町村の要望を十分に調整できず、市町村での実施は出来ない状況にある中で、「仮設住宅に居住する被災した子どもの実態を熟知し、相談業務や訪問業務にもたけており、他の事業業務委託で良好な実績を持つ」点のみで特定の委託先に随意契約によって委託することは、同様の事業者が県内に存在するかもしれない点を考慮しているか明確でなく、拙速な事業の推進とみられなくもない。

県内における同様の事業者の検討を十分に行わず、特定の事業者に事業を委託するのは委託事業に関する競争性の確保が十分に図られていない。また、他の事業者の検討の余地やそもそも平成 26 年度内で実施すべき事業であったのかを慎重に検討すべきであったのではないかと考える。

1-6 子育て応援パスポート事業

1 目的

本事業は、事業者と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える気運を盛り上げることを目的とする。

2 事業内容

本事業は、県内市町村に住民登録している世帯のうち、子ども（18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者）がいる世帯を対象にパスポートカードを交付し、本事業に協賛する事業者の店舗等に提示することにより、協賛店舗等が自ら定めた子育て応援サービスを受けることができる仕組みとして、平成26年は以下の事業を行っている。

- (1) 子育て応援パスポート広報事業
- (2) (新) 子育て応援パスポートカード更新事業
- (3) (新) 避難者支援ファミたんガイドブック作成事業

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成19年度から開始

5 財源

一般財源及び原子力災害等復興基金繰入金

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	3,494	3,433	8,187
決算額	3,237	1,941	7,553

(2) 平成26年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
子育て応援パスポート広報事業	528	293
子育て応援パスポートカード更新事業	2,395	2,265
避難者支援ファミたんガイドブック作成事業	5,264	4,995
合計	8,187	7,553

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
子育て応援パスポート広報事業	528	293
旅費	256	86
需用費	198	133
役務費	74	74
子育て応援パスポートカード更新事業	2,395	2,265
需用費	1,480	1,350
役務費	915	915
避難者支援ファミたんガイドブック作成事業	5,264	4,995
委託料	5,001	4,995
役務費	263	0
合計	8,187	7,553

7 主な委託契約の概要

(ファミたんカード協賛店ガイドブック製作業務)

本事業を多くの子育て世帯に活用してもらうためには、事業の周知のほか、カードを利用できる協賛店が身近に存在していることを知ってもらうことで、カードの利用促進を図る必要がある。また、協賛店がサービスの内容の周知を図るだけでなく、県としても多くの県民に協賛店の周知を行い、「子育て世帯に優しい店」であることを広報する必要があることから、協賛店を紹介するガイドブックを製作し、県民に周知を図る。また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響で、県内で避難している方が未だに多いことから、避難者が多い地域のガイドブックを製作し、配布することにより、避難先でのカード利用促進を図る。

項目		内容
1	委託期間	平成 26 年 10 月 31 日～平成 27 年 2 月 27 日
2	契約方式	指名方式による企画競争による随意契約
3	審査	提出書類による書類審査
4	予定価格と契約金額	内訳
		平成 26 年度
		予定価格
	契約金額	4,784 千円

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	企画競争による審査会の審査方法について	—	(1)
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

(1) 企画競争による審査会の審査方法について【意見】

ファミたんカード協賛店ガイドブック製作業務については企画競争により委託業者を決定している。県では、子育て支援や次世代育成支援に積極的に取り組んでいる事業者を「福島県次世代育成認証企業」として認証している。今回製作する印刷物は、「子育て支援を進める県民運動」の一つである「子育て応援パスポート事業」への協賛事業者を紹介するガイドブックであることから、「福島県次世代育成認証企業」のうち、物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に掲載されている企業の6社を企画参加者としている。

審査基準は、以下のとおりである。

審査項目	評価の視点
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。
業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は、情報発信等に関して特筆すべき業務成果があるか。
業務への意欲	企画書から、本業務への意欲・熱意を感じられるか。
実施方針（業務理解）	本業務の目的や業務内容を理解しているか。
企画提案（企画性）	提案された内容やアピールポイントは的確か。
企画提案（デザイン性）	デザイン性が優れているか。
企画提案（表現性）	分かりやすく、読みやすいか。

企画書提出期限は平成26年10月3日（金）であり、同年10月8日（水）から14日（月）の間で提出書類による書類審査を行い、同年10月22日（水）に最終審査会を行っている。審査委員は福島県子育て支援課から3名、福島県広報課から1名の合計4名であり、審査委員それぞれが審査項目に対して評価点数をつけて、本業務の目的を最も理解した企画提案がなされ、審査会で最優秀であった業者を選

定している。

審査会は担当課（子育て支援課）だけでなく他課（広報課）も審査委員に含めることにより公平性を確保している。

選定結果は、総合得点は低いですが、担当課の3名が支持し、本業務の目的「協賛店の周知を図ること」をより理解している会社を選定している。他方の最終選考で未採用となった企画提案は「ファミたんカードのお得感を出す」及び「利用者の声を取り入れる広報」は評価できるものの、ガイドブック製作の目的からは外れているとしている。結果的に子育て支援課の意見だけで決定している結果となっていた。

ファミたんカード協賛店ガイドブック製作業務企画競争実施要領1目的 第2段落

本業務を多くの子育て世帯に活用してもらうためには、事業の周知のほか、カードを利用できる協賛店が身近に存在していることを知ってもらうことで、カードの利用促進を図る必要がある。また、協賛店がサービスの内容の周知を図るだけでなく、県としても多くの県民に協賛店の周知を行い、「子育て世帯に優しい店」であることを広報する必要がある。

実施要領には、ガイドブック製作の目的として「カードの利用促進」を図る必要性や『子育て世帯にやさしい店』であることを広報」することの必要性をうたっている。単に協賛店の周知を図ることだけが目的ではないことが示されており、他方の企画提案も目的に適合しており、審査会における決定プロセスが不明瞭であると考え。また、企画競争における審査会の実施においては、担当課以外の意見を十分に検討することでより公平な審査が実施できるものとする。

1-7 ふくしまから はじめよう。豊かな遊び創造事業

1 目的

原発事故により飛散した放射性物質に不安を抱く保護者の方がいることなどから、子どもたちの外遊びの機会が少ない状況が続いている。

主に就学前の子どもたちを対象として、身近なところでの屋内遊び場整備を支援することにより、子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る。

一方、本県の復興に伴い、子どもたちの遊び環境も徐々に改善してきているため、子どもが野外空間で創造的な遊びを行うことができる冒険広場を実施する団体を支援し、県内に広く周知する。

また、保育所等の児童福祉施設の保育者、屋内遊び場の指導者等が、子どもの発達段階に沿った遊びや運動について、専門家から助言を受ける機会を設けることにより、子どもの健やかな発育や体力向上に寄与する。

2 事業の概要

「ふくしまからはじめよう。豊かな遊び創造事業」では以下の複数の事業を行っている。

- (1) (新) 屋内遊び場確保事業
 - ア 整備拡充事業（市町村） （6市町村 8施設）
 - イ 継続事業（市町村） （10市町村 11施設）
 - ウ 民間屋内遊び場の維持管理支援業務 （18団体 18施設）
- (2) (新) 子どもの冒険ひろば設置支援事業 （6団体）
- (3) (新) 子どもの施設等への訪問助言事業 （13施設）

3 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移 (単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	-	417,921
決算額	-	-	202,467

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳 (単位:千円)

事業名	予算額	決算額
屋内遊び場確保事業	378,779	175,577
子どもの冒険ひろば設置支援事業	37,757	26,142
子どもの施設等への訪問助言事業	1,385	748
合計	417,921	202,467

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
屋内遊び場確保事業	378,779	175,577
旅費	32	0
需用費	30	0
役務費	22	0
使用料及び賃借料	40	0
負担金、補助及び交付金	378,655	173,614
委託料	0	1,963
子どもの冒険ひろば設置支援事業	37,757	26,142
委託料	36,600	25,705
報償費	262	74
旅費	406	103
需用費	248	76
役務費	108	108
使用料及び賃借料	133	76
子どもの施設等への訪問助言事業	1,385	748
報償費	675	356
旅費	574	341
需用費	90	0
役務費	32	0
使用料及び賃借料	14	51
合計	417,921	202,467

4 事業内容及び補助金・委託契約の概要

(1) 屋内及び遊び場確保事業

ア 整備拡充事業(市町村)・・・補助金

項目	内容	
1 事業目的	市町村が屋内施設に遊具等を設置して遊び場を整備する際の、遊具購入費、運営費等を補助する。	
2 補助金等の名称	福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金	
3 補助率	2/3	
4 補助上限	1 市町村あたり、5,000 万円	
5 根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金交付要綱	
6 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他	()
7 交付先	6 市町村 8 施設へ補助	
8 予算額と決算額	内訳	平成 26 年度

項目		内容	
	予算額		213,327 千円
	決算額		117,974 千円

補助金の交付先別決算額

市町村名	決算額
矢吹町	34,267 千円
伊達市	45,686 千円
川俣町	34,802 千円
二本松市	2,043 千円
相馬市	1,057 千円
須賀川市	119 千円

イ 継続事業(市町村)・・・補助金

項目		内容	
1	事業目的	過去に補助を受け整備した遊び場を、平成 26 年度も継続運営する市町村へ、運営費を補助する。	
2	補助金等の名称	福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金	
3	補助率	2/3	
4	補助上限	1 市町村あたり、5,000 万円	
5	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金交付要綱	
6	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
7	交付先	10 市町村 11 施設へ補助	
8	予算額と決算額	内訳	平成 26 年度
		予算額	161,452 千円
		決算額	55,640 千円

【補助金の交付先別決算額】

市町村名	決算額
福島市	2,061 千円
白河市	6,768 千円
須賀川市	8,514 千円
二本松市	1,990 千円
田村市	1,139 千円
伊達市	727 千円
本宮市	17,202 千円
国見町	1,730 千円
西郷村	14,508 千円
玉川村	1,001 千円

ウ 民間屋内遊び場の維持管理支援業務・・・委託

項目		内容	
1	事業目的	東日本大震災の影響により、安心して屋外で子どもを遊ばせられない状況が続いていることから、身近なところに屋内遊び場を整備し、親子のストレス解消と子どもの体力向上を図る。	
2	事業内容	過去に県の補助を受けて民間団体が整備した屋内遊び場 18 施設の遊具のメンテナンス・更新や消耗品の購入等を行う。	
3	委託期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
4	委託先	1 法人	
5	支援先	18 団体 18 施設	
6	契約方式	プロポーザル方式による随意契約	
7	随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当するため	
8	見積書省略の理由	見積書は徴している。	
9	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	4,000 千円
		契約金額	4,000 千円
		決算額	1,963 千円

(2) 子どもの冒険ひろば設置支援事業・・・委託

項目		内容	
1	事業内容	子どもたちが、「自らの責任で自由に遊ぶ」ことを原則に、土・木・水・火等の自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、空地など野外空間を活用して、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる「冒険ひろば」を実施する団体の中から、6 団体を選定し、事業を委託する。 また、遊び場の運営や子どもたちの保育・遊びに関わる者、市町村の子育て支援関係者等に対して、冒険広場の取組を普及するための研修を実施する。	
2	委託期間	平成 26 年 5 月 7 日～平成 27 年 3 月 31 日	
3	委託先	6 団体	
4	契約方式	随意契約	
5	随意契約の理由	企画提案書等の企画内容と見積金額を総合的に勘案して契約の相手方を選定することから、競争入札が適さないため。	
6	見積書省略の理由	見積書は徴している。	
7	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	36,600 千円
		契約金額	25,705 千円

(3) 子どもの施設等への訪問助言事業 (13 施設)

児童福祉施設を始めとした子どもの活動施設へ専門家が出向き、施設における遊び場等の環境改善や、子どもの発育にとって望ましい遊び(運動)について助言している。専門家の助言を希望する施設を公募し、13 施設を選定している。実施状況については、子育て支援課ホームページで発信している。

5 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	事後評価について	—	(1)
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

6 指摘、意見等

(1) 子どもの冒険ひろば設置支援事業の事後評価について【意見】

豊かな遊び創造事業の目的は、「子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る」ことにある。そのため、各事業においては、この目的が達成できているかについて、事後的に評価する必要がある。しかしながら、「子どもの冒険ひろば設置支援事業」においては、「冒険ひろば」で何人の子どもが来場したかを集計していないため、「冒険ひろば」の来場者数の推移、予定来場者数の達成割合等が把握できない状況にある。「子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図る」という事業の目的に鑑みれば、子どもの来場者数を把握する必要がある。

1-8 子ども・子育て支援新制度移行推進事業

1 目的

幼保一体化の推進、保育の量的拡大や幼児教育・保育の質的向上等を図る「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が平成27年度に予定されていることを踏まえ、スムーズな移行ができるように市町村や各児童関連施設等の支援等をする。

2 事業内容

- (1) 一部（新）認可外保育施設運営支援事業
- (2) (新) 認定こども園事業
- (3) 子ども・子育て新制度に係るシステム構築等事業
- (4) 福島県子ども・子育て会議設置運営事業
- (5) 子ども・子育て支援対策調査等事業
- (6) 子ども・子育て支援法移行推進事業

3 事業の開始時期

平成26年度から開始（一部については、平成25年度から継続）

4 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	-	※ 610,402	187,359
決算額	-	71,787	50,291

※ 9月補正予算を記載している。

(2) 平成26年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
認可外保育施設運営支援事業	153,316	29,745
認定こども園事業	18,711	8,114
子ども・子育て新制度に係るシステム構築等事業	11,157	10,789
福島県子ども・子育て会議設置運営事業	3,010	1,008
子ども・子育て支援対策調査等事業	304	319
子ども・子育て支援法移行推進事業	861	316
合計	187,359	50,291

5 補助金・委託契約の概要

(1) 認可外保育施設運営支援事業・・・補助金

項目	内容	
1 事業内容	「待機児童解消加速化プラン」の一環として、認定保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設や幼稚園に対して、運営費の一部を補助するとともに、認可基準を満たすための改修費等を補助する。	
2 補助金等の名称	運営費：福島県保育緊急確保事業費補助金 修繕費：福島県安心こども基金特別対策事業補助金	
3 補助率	① 運営費 国庫 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ② 修繕費 2/3（基金）、市町村 1/12、設置者 1/4	
4 補助上限	下記※参照	
5 根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県補助金等の交付等に関する規則 福島県保育緊急確保事業費補助金交付要綱 安心こども基金管理運営要綱 福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱 認可化移行総合支援事業実施要綱	
6 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助（運営費）	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助（改修費）
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他	()
7 交付先	運営費：①A型 1市 3施設、②C型 1市 10施設 改修費（A型のみ）：1市 3施設	
8 予算額と決算額 (負担金、補助及び交付金)	内訳	平成 26 年度
	予算額	153,316 千円
	決算額	29,745 千円

※補助上限について

認可外保育施設運営支援事業(A型)

①運営費

年齢区分	基準額(1人当たり月額)		
	職員の配置が設備運営基準第33条を満たす認可外施設	保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設	保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設
4歳以上児	18,000円	15,000円	12,000円
3歳児	22,000円	18,000円	15,000円
1・2歳児	57,000円	48,000円	39,000円
乳児	107,000円	89,000円	72,000円

区分	基準額(1施設当たり月額)
認可外保育施設開設準備費加算	定員1人当たり7,500円

②改修費

項目	基準額(1施設当たり月額)
賃借料・改修費等補助	32,000,000円
移転等支援費(移転費)	1,200,000円
移転等支援費(仮設設置費)	3,800,000円

認可外保育施設運営支援事業(C型)

年齢区分	基準額(1人当たり月額)
4歳以上児	9,000円
3歳児	11,000円
1・2歳児	※1
乳児	107,000円

※1 ただし、満3歳児として私学助成(一般補助)の対象となる園児については、年度内において46,000円とする。

(2) 認定こども園事業費・・・補助金

項目	内容	
1 事業内容	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園において、長時間預かり保育を実施する施設に対して、事業費の一部を補助する。	
2 補助金等の名称	福島県保育緊急確保事業費補助金	
3 補助率	国庫 1/2、県 1/4、市町村 1/4	
4 補助上限	下記※参照	
5 根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県補助金等の交付等に関する規則 福島県保育緊急確保事業費補助金交付要綱 幼稚園における長時間預かり保育支援事業実施要綱 認定こども園事業実施要綱	
6 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他	()
7 交付先	1 市	
8 予算額と決算額 (負担金、補助及び交付金)	内訳	平成 26 年度
	予算額	18,711 千円
	決算額	8,114 千円

※補助上限について

補助基準額(1人当たり月額)

①機能部分に対する補助

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	13,000円	18,000円
3歳児	13,000円	22,000円
1・2歳児	—	57,000円
乳児	—	107,000円

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

年齢区分	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000円
3歳児	11,000円
2歳児	46,000円

(3) 子ども・子育て新制度に係るシステム構築等事業・・・補助金

項目		内容	
1	事業内容	平成 27 年度に予定されている子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、市町村において必要となる電子システム導入経費に対して補助をする。	
2	補助金等の名称	福島県安心こども基金特別対策事業補助金	
3	補助率	定額（基金 10/10）	
4	補助上限	上限の定めはなし（都道府県知事が必要と認めた額）	
5	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県補助金等の交付等に関する規則 安心こども基金管理運営要領 福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱	
6	区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
7	交付先	1 町 1 村	
8	予算額と決算額 (負担金、補助及び交付金)	内訳	平成 26 年度
		予算額	11, 157 千円
		決算額	10, 789 千円

(4) 福島県子ども・子育て会議設置運営事業

項目		内容		
1	事業内容	子どもや保護者の子育てを取り巻く各分野の単体からの推薦を受けた者や学識経験者、一般県民から公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定や施設の許認可などについて意見を伺う。		
2	財源	一般財源		
3	予算額と決算額	平成 26 年度 (単位：千円)		
		節	予算額	主な内容
		報酬	1, 413	委員
		報償費	225	アドバイザー
		旅費	800	委員
		旅費	168	アドバイザー
		需用費	49	資料代
		需用費	100	計画印刷代
		役務費	79	郵券費
		使用料及び賃借料	176	会場使用料
計	3, 010	—		
決算額	1, 008			

(5) 子ども・子育て支援対策調査等事業

項目		内容		
1	事業内容	子ども・子育て支援や少子化対策について、県内外の新しい情報を収集するとともに、先進事例の調査を行う。		
2	財源	一般財源		
3	予算額と決算額	平成 26 年度 (単位：千円)		
		節	予算額	主な内容
		旅費	244	普通旅費
		需用費	60	需用費
		計	304	—
決算額		319		

(6) 子ども・子育て支援法移行推進事業

項目		内容		
1	事業内容	<p>子ども・子育て支援法の本格施行を翌年に控え、新制度の円滑な導入に向けた準備や体制整備が重要となっている。そのため、保育所などの各種施設に対し、きめ細やかな制度説明会を実施し、新制度の理解向上を図る。</p> <p>また、地域の課題把握や隣接市町村間の連携強化や調整などを図るため、各圏域ごとに子育て支援連絡会議を運営し、情報の共有や地域の実情に沿った課題解決に向けた検討などを行う。</p>		
2	財源	一般財源		
3	予算額と決算額	平成 26 年度 (単位：千円)		
		節	予算額	主な内容
		報償費	108	
		旅費	30	費用弁償
		旅費	156	普通旅費
		需用費	198	消耗品費
		役務費	119	通信運搬費
		使用料及び賃借料	240	会場使用料
計		861	—	
決算額		316		

上記の予算額は、「平成 26 年度当初予算歳出見積書（事業説明書）」から作成したものである。内訳の金額と合計に 10 千円の差異がある。

6 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	補助金に係る消費税等の確認について	(1)	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

7 指摘、意見等

(1) 補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

福島県保育緊急確保事業費補助金及び福島県安心こども基金特別対策事業補助金の交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる」と規定しているが、申請時も実績報告時についても返還の可能性を検討していない。

消費税に関連した取扱いを規定した実施要綱は、以下のとおりである。

福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 市町村等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

2 市町村は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 市町村等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

福島県保育緊急確保事業費補助金交付要綱についても第6条（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）及び第15条（消費税及び地方消費税仕入控除税

額の確定に伴う補助金の返還)において同様に規定されている。

返還の可能性について検証するために確認する事項は、以下のとおりである。

- ① 補助対象者が課税事業者か免税事業者か否か。
- ② 課税事業者の場合、対象年度の申告が一般課税業者か簡易課税業者か否か。
- ③ 一般課税業者の場合、仕入控除税額の全部又は一部について返還を命ずることが妥当か否か。

上記確認事項①②については、申請時に確認項目を増やす必要がある。また、③については、実績報告時又は消費税の申告後に確認する必要がある。

平成 13 年 8 月 27 日付けで財政課長より各部(局) 予算主計課長宛てに「補助金に係る消費税の取り扱いについて(通知)」が発出され、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額について、補助金交付先の事業者等が消費税の納税にあたり税額控除をした場合は、当該相当額を返還(又は減額交付)させる必要がある旨の通知を行っており、参考資料として「確認フロー」及び「確認のポイント」により詳細な説明を行っている。しかし、依然として是正措置を講じていない補助金が見受けられることから、平成 25 年 3 月 26 日付けで再度通知を行っている。

消費税は今後 10%に引き上げられる予定であり影響額が大きくなることから、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の返還(又は減額交付)の事務が適正に行われるよう体制を整備する必要がある。

1-9 地域の寺子屋推進事業

1 目的

震災後、改めて見直されている社会全体での子育てを支援するとともに震災により失われた地域コミュニティの再生に資するため、地域資源を利用して世代間交流を行う「地域の寺子屋」を県内各地に拡大するとともに子育て支援を行う高齢者を増やすことで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、本県の復興を担う子ども達を社会全体で育てることを目的とする。

2 事業内容

(1) 地域の寺子屋セミナー

地域のなかで、子どもと高齢者をはじめとする地域の人々が交流する機会が減っていることを踏まえ、現代の子どもたちとのコミュニケーションに関する講義や、実技を通じた遊びの教え方のノウハウ等を学ぶ。

(2) 地域の寺子屋

昔ながらの遊びや伝統文化等を用いて、子どもや子育て家庭と高齢者が交流するイベント。地域の寺子屋セミナーの参加者に講師として参加協力を求め、セミナーで学んだことを実践する場として活動してもらう。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成 23 年度から実施している。平成 27 年度も継続している。

5 財源

国庫支出金

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	13,024	17,435	2,005
決算額	13,260	14,839	2,003

(2) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
委託料	1,997	1,997
旅費	8	6
合計	2,005	2,003

7 委託契約の概要

(1) 地域の寺子屋推進事業業務

項目	内容
1 委託期間	平成 26 年 6 月 13 日～平成 27 年 3 月 31 日
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としている。</p> <p>また、財務規則施行通達第 269 条関係第 1 項第 3 号の規定により、単独随意契約とする。</p> <p>当該事業の実施に際しては、高齢者の社会参加を重視していること、さらに、県内全域で子育て支援を行う高齢者を増やしていくためには全県で活動している組織が担うことがふさわしいと考える。「公益財団法人福島県老人クラブ連合会」は、地域の中心となっている高齢者約 11 万人の会員を擁しており、これまで、地域三代子育て助け合い推進事業、また平成 23 年度から平成 25 年度まで地域の寺子屋推進事業を実施してきた実績がある。蓄積されたノウハウ等を活用し、幅広い世代による地域の子育て支援活動の拡大を図ることできるのは、「公益財団法人福島県老人クラブ連合会」を置いて他にいないため、競争入札に適さない。よって、単独随意契約としたものである。</p>
4 見積書省略の理由	<p>本業務は、地域の寺子屋セミナーの開催等を委託するものであり、社会通念上見積書を徴することが実態に即しないことから、財務規則施行通達第 269 条関係第 2 項第 8 号の規定に基づき見積書の徴収を省略している。</p>
5 概算払を必要とする理由	<p>本業務は、公益財団法人福島県老人クラブ連合会により実施されるものである。</p> <p>事業実施に際するスタッフの人件費、講師への謝金等が含まれており、事業の円滑な運営のためには事業実施に合わせた資金が必要である。</p> <p>このことから、財務規則施行通達第 6 条関係第 10 項、同通達第 110 条関係第 2 号の規定に基づき、概算払を行っている。</p>

項目		内容	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	1,997 千円
		契約金額	1,997 千円

8 実施状況の推移

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
セミナー	実施回数	2 回	2 回	4 回	
	参加者数	94 人	67 人	171 人	
寺子屋	実施回数	40 か所	40 か所	9 回	※
	参加者数	1,434 人	2,067 人	484 人	

※ 平成 24 年度及び平成 25 年度は仮設住宅等における寺子屋の実績を記載している。

平成 25 年度までは国の補助事業として実施していたが、平成 26 年度から委託事業として実施している。また、平成 26 年度は予算縮小の中、内容を変更しながら事業を継続している。

9 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	支出内容の検討について	—	(1)
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	随意契約の理由に記載のとおり、他に実施できる団体がいないため、競争入札に適さないことを理由に、単独随意契約としている。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

10 指摘、意見等

(1) 支出内容の検討について【意見】

受託者は委託契約書に基づき、「当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書に委託業務に係る収支の内訳を明らかにした収支決算書と添付書類」を県に提出している。また、受託者は事業報告書も作成し県に提出している。

製本された事業報告書は 500 部作成され、関係各機関に 479 部を配布している。本件事業の収支決算書は以下のとおりであり、事業報告書印刷代として 216 千円が計上されている。これは委託料の約 1 割に相当する金額である。

(収支決算要約)

(単位:千円)

	項目	金額	内訳
収入	委託料	1,997	
	県老連支出金	9	
	合計	2,006	
支出	報償費	369	
	旅費	169	
	需用費	1,215	内、事業報告書印刷代 216 千円
	役務費	173	
	使用料及び賃借料	79	
	合計	2,006	

委託仕様書には、チラシ、ポスター等による効果的な周知を事業開催前に行うことが記載されているが、事業報告書の作成は明示されていない。500部作成し事後的に報告書を作成し、関係各機関に配布することの可否について、有効性の観点から検討を行う必要がある。

1-10 ふくしまスマイルキャラバン事業

1 目的

震災からの復興に向けて、福島県内各地の子どもたちに心も体も元気になってもらうとともに、福島で生まれ育っていることへの誇りを持ち、ふるさとに一層の愛着を持ってもらうことを目的として、市町村や地域の民間団体等と連携して、子どもや子育て家庭のためのイベントを開催する。

2 事業内容

未来を担う子どもたちを元気づけられるよう、県内各地で市町村や地域の子育て団体等と連携して、子どもや子育て家庭のためのイベントを開催する。

また、福島県の子どもたちを応援する漫画家、スポーツ選手、芸能人、本県出身の著名人等から寄せられた子どもたちへのメッセージや本人ゆかりの品を会場に展示する。展示品については、平成 25 年に収集したものに加え、新たに寄附を募り、一層の充実を図る。

各地でのイベントを通して、子どもたちが本県で生まれ育っていることへの誇りやふるさと福島への愛着心を育むことができるように取り組む。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成 25 年度から平成 26 年度まで

5 財源

東日本大震災子ども支援基金繰入金

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	51,751	30,898
決算額	-	42,725	30,540

(2) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
旅費	269	54
需用費	53	0

節区分	予算額	決算額
役務費	14	0
委託料	30,450	30,448
使用料及び賃借料	112	38
合計	30,898	30,540

7 委託契約の概要

(1) ふくしまスマイルキャラバン事業業務

項目		内容	
1	委託期間	平成26年6月18日～平成27年3月31日	
2	契約方式	プロポーザル方式による随意契約	
3	予定価格と契約金額	内訳	平成26年度
		予算額	30,450千円
		予定価格	30,448千円
		契約金額	30,448千円

8 事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。イベントの実施については、開催地域のイベントとタイアップするなど市町村や地域の民間団体と積極的に連携することとされている。いわき地区については、タイアップをしていないが、集客力のある施設で実施することにより、1開催を除いてタイアップして開催している。各地のイベントとタイアップしていることから相応の観覧者数・参加者数となっている。

地区	開催日	開催場所	タイアップ	内容(観覧者数、参加者数)
相双	平成26年8月15日	川内村	2014年かわうち復興際	展示会(85名) ステージ(約300名) ワークショップ(200名)
県北	平成26年8月23日	伊達市	霊山太鼓まつりだてな復魂	展示会(724名) ステージ(約1,100名) ワークショップ(271名)
県南	平成26年9月27日、28日	白河市	ご当地キャラ子ども夢フェスタ	展示会(1,924名) ステージ(約350名) ワークショップ(60名)
南会津	平成26年10月12日、13日	南会津町	南会津新そば祭り	展示会(647名) ステージ(約650名) ワークショップ(367名)
県中	平成26年11月8日	玉川村	ふくしま道の駅・空の駅まつり	展示会(1,027名) ステージ(約800名) ワークショップ(115名)
いわき	平成26年11月30日	いわき市	なし	展示会(513名) ステージ(約200名) ワークショップ(153名)

地区	開催日	開催場所	タイアップ	内容(観覧者数、参加者数)
会津	平成 27 年 2 月 21 日	喜多方市	喜多方 冬まつり	展示会(540名) ステージ(約 800名) ワークショップ(211名)

9 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	プロポーザル方式により、委託団体を公募し、提出された企画提案等について審査会を実施し、委託業務を確実に執行できると認められるとともに選定審査会の結果、最も高得点であった事業者を選定している。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

10 指摘、意見等 なし

1-11 ふくしまキッズ夢サポート事業

1 目的

震災等により、様々なストレス・制限を受けている子どもたちが笑顔になり、夢をあきらめることなく希望を持ってたくましく成長することをサポートする。

2 事業内容

福島の子どもたちが夢や希望を持って成長することをサポートするため、「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を活用し、子ども及び子育て家庭を支援する事業について民間団体の企画提案を公募し、選考の上、採択事業へ補助を行う。

項目	(単位)	単独事業枠	連携事業枠
補助額	千円	上限 500	上限 5,000
補助率	-	10/10	10/10
予算額	千円	10,000	75,000

3 事業の開始時期

平成 25 年度から開始

4 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	81,038	85,610
決算額	-	79,221	80,662

(2) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
ふくしまキッズ夢サポート事業		
報償費	45	36
旅費	52	27
需用費	177	0
役務費	336	0
負担金、補助及び交付金	85,000	80,599
合計	85,610	80,662

5 財源

東日本大震災子ども支援基金

6 根拠法令

- ・福島県補助金等の交付等に関する規則
- ・ふくしまキッズ夢サポート事業補助金交付要綱
- ・平成 26 年度ふくしまキッズ夢サポート事業補助対象審査要領
- ・ふくしまキッズ夢サポート事業採択委員会設置要綱

7 事業の実施状況

(1) 平成 26 年度の実績

単独事業枠については 40 件の応募の中、23 件を採択

連携事業枠については 39 件の応募の中、20 件を採択

(2) 事業の採択方法について

採択委員会は「ふくしまキッズ夢サポート事業採択委員会設置要綱」別表に基づき、大学教員を含む外部審査員 4 名及び子育て支援課の計 5 名で構成され、平成 26 年度は審査が 1 回実施されていた。

方法は書類審査であり、まずは福島県子育て支援課の評価委員 3 名が評価を行い、「①実施体制、②事業計画、③現状分析の的確性、④期待できる効果、⑤完成度・独自性、⑥事業の継続性・発展性」の 6 つの視点で各 5 段階評価により採点の上、ランク付けを行う。当該結果に基づき、採択委員会は評価委員と同様の 6 つの視点で採点をした上で採択をする。

連携事業について検証したところ、事務局評価集計表により評価委員によって採点の上ランク付けが行われていることを確認した。また、採択委員外による審議が行われていることを審議の議事録の閲覧により確認した。

(3) 交付方法について

ふくしまキッズ夢サポート事業補助金交付要綱に準拠して交付している。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	消費税の取扱いについて	(1)	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

(1) 消費税の取扱いについて【指摘】

事業補助金交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる。」と規定しているが、申請時も実績報告時についても返還の可能性を検証していない。

指摘の具体的な内容は、事業 No. 1－8 の記載と同様であるため省略する。

1-12 ふくしま保育元気アップ緊急支援事業

1 目的

東日本大震災の影響に伴い、県内の保育所においては、周辺の除染が進まないことから、未だに保護者の不安が大きく屋外遊びの制限や児童ごとの個別な対応など厳しい状況に置かれており、子どもの体力低下などが問題となっている。これらに対応するために、保育所において相談支援事業等の事業を行う。

また、相談事業を行うための専門的知識を習得させるための研修会の開催や幼児向けの運動プログラムを作成し、幼児期からの運動習慣の定着を図る。

2 事業内容

(1) ふくしま保育サポート事業

保護者への相談や子どもの運動量を確保する取組等を実施する保育所等に補助を行う。

・補助先：市町村、補助率：定額

(2) 相談支援者育成研修事業

保護者の相談等に必要な専門的知識を習得するための研修会を実施する。実施方法は2地区に分けて3回実施することとする。研修は3日間の研修を受けることで終了とする。

(3) (新) 幼児期はつらつ運動プログラム事業

幼児向けの運動プログラムを作成し、体を動かすことを親しみながら運動習慣の定着を図る。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成25年からの3か年事業

5 財源

- ・平成25年度「安心こども基金(10/10) (基金の積み増しによるもの)」
- ・平成26年度「国庫支出金」

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	951,837	961,213
決算額	-	446,090	156,934

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
ふくしま保育サポート事業	948,003	146,802
相談支援者育成研修事業	3,197	912
幼児期はつらつ運動プログラム事業	10,013	9,220
合計	961,213	156,934

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
ふくしま保育サポート事業	948,003	146,802
補助金	947,853	146,802
需用費	30	0
役務費	120	0
相談支援者育成研修事業	3,197	912
報償費	1,012	229
旅費	785	385
需用費	190	62
役務費	60	19
使用料及び賃借料	1,150	217
幼児期はつらつ運動プログラム事業	10,013	9,220
報償費	57	9
旅費	568	126
需用費	122	0
役務費	94	0
使用料及び賃借料	96	10
委託料	9,076	9,075
合計	961,213	156,934

7 委託契約の概要

(1) 幼児期はつらつ運動プログラム事業・・・委託先 2 件

(A) 契約

項目	内容
1 委託期間	平成 26 年 8 月 27 日～平成 27 年 3 月 31 日
2 契約方式	随意契約

項目		内容	
3	随意契約の理由	<p>本業務は、子ども体力低下が問題となる中で、幼児の発達段階に応じた効果的な運動プログラムを作成するため、各分野の専門家の協力を得ながら進めることが重要である。</p> <p>本県の複雑な子育ての現状を理解した上で、専門的かつ総合的な視点で事業を実施することができる団体は、子どものより良い生育環境を実現していくことを目的に、研究者が学問領域を超えて集まり研究・実践している「公益社団法人子ども環境学会」を置いて他にいないため、競争入札に適さない。よって単独随意契約とする。</p>	
4	見積書省略の理由	<p>本業務は、幼児期運動プログラムの作成・周知を委託する者であり、社会通念上見積書を徴することが実態に即しないことから、財務規則施行通達第 269 条関係第 2 項第 8 号の規定に基づき見積書を徴さない。</p>	
5	概算払とする理由	<p>委託業務の執行を円滑に行うため。 (業務執行に当たり、人件費が必要であるため。)</p>	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	6,076 千円
		契約金額	6,076 千円

(B) 契約

項目		内容	
1	委託期間	平成 27 年 1 月 16 日～平成 27 年 3 月 31 日	
2	契約方式	随意契約	
3	契約の方法	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、企画提案書等の企画内容と見積金額を総合的に勘案して契約の相手方を選定することから、競争入札にすることが適さないので随意契約とする。</p> <p>また、財務規則施行通達第 269 条関係第 1 項第 3 号の規定により、契約の内容又は性質上、2 以上の者から見積書を徴することが不相当であるため単独随意契約とする。</p>	
4	見積書	平成 27 年 1 月 16 日入手 (委託先からの入手日付)	
5	概算払とする理由	該当なし	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	3,000 千円
		契約金額	2,999 千円

8 事業の実施状況

ふくしま保育サポート事業及び相談支援者育成研修事業については、平成 25 年度からの新規事業として「ふくしま保育元気アップ緊急支援事業補助金交付要綱」を県において制定し実施してきた。平成 26 年 5 月 15 日付けで「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業実施要綱」を国が制定したことに伴い「ふくしま保育元気アップ緊急支援事業」は、国庫補助事業として実施している。

国庫補助事業に変更されたことに伴い、補助要件も見直されたが、その結果としてふくしま保育サポート事業は、平成 25 年の実績が 28 市町村、266 施設であったのに対し、平成 26 年度の実績は 13 市町村、107 施設といずれも 5 割を下回る実績となっている。また、相談支援者育成事業についても平成 25 年度は研修修了者 288 名だったのに対し、平成 26 年度は 51 名と 2 割を下回る結果となっている。

(1) ふくしま保育サポート事業実績

測定指標	平成 25 年度	平成 26 年度
補助自治体	28 市町村	13 市町村
補助施設数	266 施設	107 施設

(2) 相談支援者育成事業実績

測定指標	平成 25 年度	平成 26 年度
研修修了者数	288 名	51 名

9 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	重点プロジェクトとしての適切な測定指標の設定について	—	(1)
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

10 指摘、意見等

(1) 重点プロジェクトとしての適切な測定指標の設定について【意見】

ふくしま保育サポート事業及び相談支援者育成研修事業については、既述したように、平成 25 年度からの新規事業として「ふくしま保育元気アップ緊急支援事業補助金交付要綱」を県において制定し実施していた。平成 26 年 5 月 15 日付けで「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業実施要綱」を国が制定した。これに

に伴い「ふくしま保育元気アップ緊急支援事業」は、国庫補助事業として実施している。

国庫補助事業に変更されたことに伴い、補助要件も見直されたが、その結果としてふくしま保育サポート事業は、平成 25 年の実績が 28 市町村、266 施設であるのに対し、平成 26 年度の実績は 13 市町村、107 施設といずれも 5 割を下回る実績となっている。また相談支援者育成事業についても平成 25 年度は研修修了者 288 名に対し、平成 26 年度は 51 名と 2 割を下回る結果となっている。

避難生活が長期化し、被災した子どもの健康・生活面での環境等の改善が望まれる中で毎年のように財源や要件などの制度改正が行われ、財源が変更し続けることによる継続的な財源確保の困難な点は斟酌する。しかし、重点プロジェクトとして重要な事業であると県で位置付けているのであれば、事業の有用性を示すための具体的な効果測定の指標を設け、それに対する実績を上げることが望まれる。

1-13 ふくしま保育士人材確保事業

1 目的

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、「待機児童解消加速化プラン」に関する事業のほか、新制度の下で市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

2 事業内容

(1) 保育士等支援センター事業

潜在保育士の就職、保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の開設及び運営に要する費用の補助を行う。開設した「保育士・保育所支援センター」には、保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズに合った就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズの調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等を実施する。また、保育所に勤務する保育士の相談や保育士資格の取得希望者からの相談など、潜在保育士以外の相談等にも対応する。

(2) 保育士修学資金貸付事業

保育士資格取得に必要な養成施設に就学する者への修学資金の貸し付け事業を行う社会福祉法人福島県社会福祉協議会に対して補助を行うことで、保育士人材の供給量の増加と定着の促進を図る。

(3) 保育士等処遇改善臨時特例事業

保育費の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

ア 基本事業

保育所運営費の民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。

イ その他事業

保育士等支援センター事業に関する市町村における事務処理に要する費用に充てるため、市町村に対して事務費を交付する。

(4) (新) 潜在保育士再就職支援研修事業

保育士等支援センター事業で開設した「保育士・保育所支援センター」に保育士再就職コーディネーターを配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズに合った就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズの調整並びに保

育所に対し潜在保育士の活用に関する助言及び研修を実施し、潜在保育士の円滑な就職や定着を図る。

潜在保育士の有効活用に当たっては、離職後のブランクに対する不安解消や現場復帰に必要な知識の再取得に向けた支援が必要であるとともに、経営者に対しても、潜在保育士雇用についての強みや希望条件などについて周知し、雇用環境の醸成を図るため研修事業を実施している。平成 26 年度は経営者向け研修を 1 日、潜在保育士向け研修を座学で 2 日、見学を 1 日、計 3 日間で実施している。

3 法令根拠

子ども・子育て支援法（保育士等処遇改善臨時特例事業）

4 事業の開始時期

平成 25 年度から実施

5 財源

平成 26 年度は安心こども基金を財源としている。

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	440,237	334,758
決算額	-	359,273	61,454

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
保育士等支援センター事業	16,400	9,106
保育士修学資金貸付事業	72,900	26,538
保育士等処遇改善臨時特例事業	220,640	25,250
潜在保育士再就職支援研修事業	1,037	560
保育士資格取得支援事業	23,781	0
合計	334,758	61,454

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
保育士等支援センター事業	16,400	9,106
委託料	8,200	7,966
負担金、補助及び交付金	8,200	1,140
保育士修学資金貸付事業	72,900	26,538

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	72,900	26,538
保育士等処遇改善臨時特例事業	220,640	25,250
負担金、補助及び交付金	220,640	25,250
潜在保育士再就職支援研修事業	1,037	560
委託料	540	540
負担金、補助及び交付金	497	20
保育士資格取得支援事業	23,781	0
旅費	11	0
需用費	330	0
役務費	20	0
使用料及び賃借料	20	0
負担金、補助及び交付金	23,400	0
合計	334,758	61,454

※

※所要見込による減額及び国庫補助について、直接補助に制度設計されたことによる国庫支出金の減額補正を行った結果である。

7 事業の実績

ふくしま保育士人材確保事業のうち、保育士等支援センター事業及び潜在保育士再就職支援研修事業は福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に通年委託し、再就職などの相談窓口も県社協に設けている。平成26年度の相談件数は約370件に対してマッチングした件数は16件（4%程度）となっている。

相談件数の増加を目標としているが、事業に対する具体的な測定指標は設定していないと担当者からはヒアリングで確認している。広報活動は市町村や県及び県社協のホームページ及び県社協からの広報誌でPRしている。

NPO法人という選択肢もあるが、情報保護の観点から実績のある県社協に単独随意契約で委託契約を締結している。

支援研修は平成26年度には郡山市でのみ実施。研修内容は座学2日、見学1日、経営者向け1日。日数は他自治体の例を踏まえて日数を決定している。いわき市、会津若松市はそれぞれの市で独自に別財源を用いて実施している。

ふくしま保育士人材確保事業のうち、保育士等処遇改善臨時特例事業は市町村への補助事業として実施している。各市町村の保育所等で勤務する保育士の主に収入面の処遇を改善するために保育士一人当りに年間一定額を上乗せする。平成26年度は19市町村、94施設で実施している。

ふくしま保育士人材確保事業のうち、保育士修学資金貸付事業は保育士資格取得に

必要な修学資金の貸付を行う事業であり、補助先については県社協に対して実施している。資金の貸付手続については、4月に募集を行い、選考を経て、貸付決定となる。借入を受けた学生は資格取得後5年間、福島県内で保育士として勤務すれば返済を免除されるとしている。

(1) 相談件数及びマッチング件数

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	302 件	370 件
マッチング件数	12 件	16 件
割合	3.97%	4.32%

(2) 保育士等処遇改善臨時特例事業実績

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
補助自治体	21 市町村	19 市町村
補助施設数	133 施設	94 施設
補助金実績額	279,066 千円	25,250 千円

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	事業のための効果測定指標の設定について 潜在保育士等の就職支援の連携について	—	(1) (2)
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

(1) 事業のための効果測定指標の設定について【意見】

保育士等支援センター事業は、潜在保育士の就職、保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的として県社協に委託し開設された。保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）には保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズに合った就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズの調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等を実施している。また、保育所に勤務する保育士の相談や保育士資格の取得希望者からの相談など、相談内容は多岐にわたる。

県の意向としては相談件数及びマッチング件数を増加させることを目標としてい

るが、平成 26 年度現在では具体的な測定指標は設けていない。支援センターに寄せられる相談は多岐にわたり、全ての相談件数が必ずしも再就職に関わる相談ではないことも想定される。平成 26 年度の相談件数の中からマッチングした件数は 4 % 程度であった。今後は効果測定として測定指標を設けることにより、潜在保育士の再就職支援の更なる推進を図るべきと考える。

(2) 潜在保育士等の就職支援の連携について【意見】

潜在保育士の再就職及び新卒保育士の就職については、ハローワークでも就職相談を対応しており、保育士に関する就職対策の窓口が重複している状況となっている。ハローワークは厚生労働省の各都道府県労働局の管内に複数設置される出先機関であり、当該事業の目的や内容と必ずしも合致しない点はあると考える。しかし、保育士の雇用状況の改善という点で、再就職の斡旋先が複数ある状態では、潜在保育士がハローワークと社会福祉協議会のいずれに掛け合えば良いのか困惑するおそれもある。今後はハローワークなどとの連携を図り、潜在保育士のニーズの把握といった情報共有を行うといった潜在保育士の再就職を効率的に支援するべきである。

1-14 地域の子育て力向上事業

1 目的

現在の社会においては、核家族化が進行し、地域社会における人間関係の希薄化により子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が増大している。このような状況下で、地域の子育て力を向上させ、子育て支援を推進するため、県、市町村及び民間団体が取り組む各種事業を実施する。

2 事業内容

- (1) 子育て支援ネットワーク促進事業
- (2) 市町村企画事業
- (3) 民間団体企画提案事業

事業内容については「事業内容及び補助金事業の概要」参照。

3 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	44,623	59,640	44,088
決算額	44,133	29,614	34,671

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
地域の子育て力向上事業	44,088	34,671
合計	44,088	34,671

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
地域の子育て力向上事業	44,088	34,671
旅費	8	1
負担金、補助及び交付金	44,080	34,670
合計	44,088	34,671

4 事業内容及び補助金事業の概要

(1) 子育て支援ネットワーク促進事業

項目	内容
1 事業内容	子育て支援活動を実施している民間の子育て支援者の専門性の向上と連携強化を目的として、「ふくしま子育て支援ネットワーク」への補助により研修会等の開催について補助する。

項目		内容	
2	補助率	補助対象経費の10分の10以内	
3	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県補助金等の交付等に関する規則 福島県子育て支援ネットワーク促進事業補助金交付要綱等	
4	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助(運営費)	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助(改修費)
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
5	交付先	ふくしま子育て支援ネットワーク	
6	財源	ふれあい福祉基金	
7	事業の開始時期	平成24年度	
8	予算額	内訳	平成26年度
		負担金、補助及び交付金	812千円
		旅費	8千円

(2) 市町村企画事業

項目		内容	
1	事業内容	市町村で東日本大震災で被災した子どもやその家族を支援するために企画した事業の経費を補助する。	
2	補助率	補助対象経費の10分の10以内	
3	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県補助金等の交付等に関する規則 福島県子育て支援ネットワーク促進事業補助金交付要綱等	
4	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助(運営費)	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助(改修費)
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
5	交付先	市町村(市町村が民間団体に委託する場合を含む)	
6	財源	子育て支援対策費補助金	
7	事業の開始時期	平成26年度	
8	予算額	内訳	平成26年度
		負担金、補助及び交付金	40,768千円

(3) 民間団体企画提案事業

項目		内容	
1	事業内容	安心して楽しく子育てができる県づくりに向けて、地域の特性を生かした自主的な子育て支援活動や少子化対策を促進するため、民間団体からの企画提案を公募・審査選定し、その事業に要する経費を補助する。	
2	補助率	補助対象経費の10分の10	
3	補助上限	1事業あたり25万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。	

項目		内容			
4	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	福島県補助金等の交付等に関する規則 福島県子育て支援ネットワーク促進事業補助金交付要綱			
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/>	事業費の補助 (運営費)	<input type="checkbox"/>	設備・施設の整備に係る補助 (改修費)
		<input type="checkbox"/>	団体の運営費補助	<input type="checkbox"/>	利子補給
		<input type="checkbox"/>	その他	()	
6	交付先	民間団体			
7	財源	ふれあい福祉基金			
8	事業の開始時期	平成 24 年度			
9	予算額	内訳		平成 26 年度	
		負担金、補助及び交付金		2,500 千円	

5 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	事業計画書の確認について	—	(1)
	収支予算書と収支決算書の比較について		(3)
	具体的な支出内容について		(4)
業務実施の適正性	事前講習又はフォローアップの実績について	—	(2)

6 指摘、意見等

(民間団体企画提案事業で採択された婚活イベント：だてコン)

(1) 事業計画書の確認について【意見】

福島県民間団体企画提案事業実施要領において、3企画提案の内容(1)募集する事業として以下の3件が挙げられている。

ア 地域子育て支援を行う NPO 等の活動の立ち上げ支援事業

イ 子育て相談事業

ウ その他地域の実情に応じた少子化対策や子育て支援事業で県が必要と認めた事業上記の事業内容では、具体的な対象が不明な部分もあることから、募集チラシでは※を付して説明している。

※少子化対策の企画については、独身者のための事前講習を含む出会いの場づくりなどが対象となります。

※子育て支援の企画については、子育ての相談、親に対する支援、支援者の研修などが対象となります。親子の交流やイベントは対象外です。

民間団体企画提案事業については、少子化対策の企画に該当するため、独身者のための事前講習を含む出会いの場づくりなどが対象となる。

平成 26 年度の福島県民間団体企画提案事業で採択された婚活イベント「だてコン」は、事前講習又はフォローアップを組み込むことという条件が付されている。実施要領では明確に記載されていないものの、企画提案段階で事前講習又はフォローアップを計画されていないことから、本来は採択されるべきではない。

なお、事前講習又はフォローアップについては、平成 26 年 6 月 2 日付けで再提出された事業計画書に記載されたものの、平成 27 年 3 月 31 日付けで内容変更するために事業変更申請書が提出されたが、同日付の事業計画書からは事前講習会、フォローアップイベントの開催に関する記載が漏れている。事前講習又はフォローアップを組み込むことは採択の条件であり、入手した書類の内容確認を十分に行う必要がある。

(2) 事前講習又はフォローアップの実績について【意見】

民間団体企画提案事業の婚活イベント「だてコン」は、事前講習又はフォローアップとして婚活イベント前にセミナーが企画されている。実績として 4 回のセミナーが企画されたものの、実施実績がほとんどない状況である。

セミナー			婚活イベント
実施日	希望者	参加者	参加者
平成 26 年 7 月 21 日	2 名	2 名	24 名
平成 26 年 9 月 22 日	10 名	5 名	25 名
平成 26 年 10 月 27 日	0 名	中止	28 名
平成 27 年 3 月 23 日	0 名	中止	29 名

セミナーは企画されているものの、実態を伴っていないことから、単に婚活イベントに補助金を充当したことになっている。業務実施が適切に行われているかの確認が不十分である。

(3) 収支予算書と収支決算書の比較について【意見】

補助事業等成果確認書に添付されている収支決算書は、当初の収支予算書と支出

科目の集計が相違していることから、当初の収支予算書との比較が容易でない状況となっている。収支予算書のとおり集計することにより、収支決算書が当初の予算とどの程度乖離しているかを明確にする必要がある。

(4) 具体的な支出内容について【意見】

補助事業等成果確認書において、人件費に係る証拠が添付されていない。収支予算書と収支決算書は同額の支出となっているものの、根拠資料を添付する必要がある。また、食事代として3回分の領収書合計 30,000 円分が添付されているが、領収書日付にイベント開催日との関連性が見られない。

本来、イベントに直接関連した経費に限定した支出を集計すべきであり、イベント開催日との関連性が見られない場合は、支出内容を確認するか、当該支出を認めない等の対応が必要である。

1-15 ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

1 目的

東日本大震災・原発事故発生後は、子どもたちの屋外活動の制限や長引く避難生活等の影響から、将来を担う子どもたちの体力低下や肥満の増加、体験学習の減少、食生活・食習慣の乱れ等、食に関連する健康問題が深刻化することが懸念されている。そのため、食育推進の観点から、保健福祉部、農林水産部、教育委員会等関連機関が連携して家庭・学校・地域が一体となって食育推進体制を整備するとともに、食育推進体系を再構築することにより、「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を推進することを目的とする。

2 事業内容

保健福祉部、農林水産部及び教育委員会が連携して、家庭・学校・地域が一体となって食育推進体系を再構築し、「元気なふくしまっ子」が育つ食育環境整備を進める。保健福祉部では次の（１）子どもの食を考える地域ネットワーク会議、（２）保育所等を対象とした食の指導者育成研修会、（３）福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント、（４）地域の子育て食環境支援事業を進める。（１）～（３）は保健福祉事務所又保健福祉部が実施主体となっている。

（１）（新）子どもの食を考える地域ネットワーク会議

県内６か所の保健福祉事務所が主体となって実施している。地域の関係団体、関係機関及び関係者が子どもの食に関わる健康課題の現状や原因を把握し、食による児童育成などの観点から必要な対策を協議し、具体的な対策を検討している。

（２）（新）保育所等を対象とした食の指導者育成研修会

「子どもの食を考える地域ネットワーク会議」での方針等を踏まえ、保育所、幼稚園、市町村職員等を対象に食の指導者を育成するため、食育計画の作成、食育計画内容等の充実を図るための研修を実施している。

（３）（新）福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント

福島県で活躍している企業（福島に支店を持つ企業を含む。）に福島県食育応援企業に参加していただき、子どもの肥満予防や望ましい食生活の定着等について啓発活動を実施する。具体的には企業が自ら実施するイベント（ガス展など）で運動コーナーや試食コーナーといった「スリムアップイベント」のコーナーを設け、栄養指導などを実施する。

イベントに県が直接補助金等を出すことはなく、あくまで食育に関する広告等を

県が印刷して企業に渡すのみ。したがってこの予算については主に印刷費などに充てられている。

(4) (新) 地域の子育て食環境支援事業

当該事業は(公社)福島県栄養士会(会員 900 名)への委託事業となっている。福島県内の栄養士が子どもの食育を目的として、栄養士未配置の保育所などへの給食献立のアドバイス、保護者等に対する栄養・食生活指導、スリムアップイベントにおける食生活指導等を実施することを通して、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食生活の定着を図る。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成 26 年度からの 3 か年事業

5 財源

福島県東日本大震災子ども支援基金繰入金 9,601 千円

原子力災害等復興基金繰入金 2,669 千円

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	-	12,270
決算額	-	-	11,012

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
子どもの食を考える地域ネットワーク会議	1,128	705
保育所等を対象とした食の指導者育成研修会	1,343	913
福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント	3,972	3,972
地域の子育て食環境支援事業	5,827	5,422
合計	12,270	11,012

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

節区分	予算額	決算額
子どもの食を考える地域ネットワーク会議	1,128	705
報償費	423	228
旅費	105	96
需用費	360	260
役務費	120	120
使用料及び賃借料	120	1
保育所等を対象とした食の指導者育成研修会	1,343	913
報償費	215	197
旅費	180	180
需用費	600	321
役務費	288	215
使用料及び賃借料	60	0
福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント	3,972	3,972
旅費	198	198
需用費	3,500	3,500
役務費	274	274
地域の子育て食環境支援事業	5,827	5,422
委託料	5,827	5,422
合計	12,270	11,012

7 委託契約の概要

① 平成 26 年度地域の子育て食環境支援事業

項目	内容
1 委託期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定及び財務規則施行通達第 269 条関係第 1 条第 3 号の規定により単独随意契約としている。</p> <p>委託先は、県内で就労又は在宅の管理栄養士・栄養士約 800 名を保有する栄養に関する専門の職能団体であり、公益社団法人として県内の栄養・食生活に関する社会貢献事業に尽力している。そのため、当該団体のほかに本業務を実施させるにふさわしい団体等は見当たらないため、当該団体との単独随意契約とする。</p>

項目		内容	
4	見積書省略の理由	上記随意契約の理由に記述したとおり、業務を実施できる団体が一つしかなく、契約の内容から、財務規則第 269 条第 2 項及び同施行通達第 269 条関係第 2 項第 8 号の規定に基づき見積書の徴収を省略した。	
5	概算払を必要とする理由	<p>本業務は、公益社団法人福島県栄養士会により実施されるものである。</p> <p>公益社団法人福島県栄養士会は、会員会費や委託事業費等の予算をもとに社会貢献活動を行っている団体であるため、当該委託事業の事業費を立て替える余裕はない。</p> <p>また、当該委託事業では、既に保育所や市町村等から管理栄養士や栄養士の派遣要望が出されており、早急に支援者の賃金・旅費等の活動費を必要としているため、概算払の手続きが必要である。</p> <p>以上により公益社団法人福島県栄養士会に一括払で概算払を行うこととした。</p>	
6	予定価格と契約金額	内訳	平成 26 年度
		予定価格	5,827 千円
		契約金額	5,827 千円

8 実施実績（平成 26 年度）

項目	参加・支援回数	参加者・支援者数
(1)子どもの食を考える地域ネットワーク会議	9 回	167 名
(2)保育所等を対象とした食の指導者育成研修会	9 回	278 名
(3)福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント	33 回 (参加企業 7 社)	10,672 名
(4)地域の子育て食環境支援事業	135 回	2,543 名

9 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	業務内容について 業務範囲について	—	(2) (3)
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	概算払を必要とする理由の記載について	—	(1)

項目	コメント	指摘	意見
	精緻な積算による予算の策定の必要性について		(4)
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はない。	—	—

10 指摘、意見等

(1) 概算払を必要とする理由の記載について【意見】

委託先は会員会費や委託事業費等の予算をもとに社会貢献活動を行っている団体であること及び既に保育所や市町村等から管理栄養士や栄養士の派遣要望が出されており、早急に支援者の賃金・旅費等の活動費を必要としているとの理由で、概算払で500万円支払っている。

実績等が県に提出される前に業務開始時に予算額の8割以上を概算払で一括払いとするには金額的にも多額である。また、委託先の平成26年度事業計画を福島県栄養士会のホームページにより確認したところ、事業比率は全体のわずか1.8%と僅少である。このような事業費率などの状況を勘案した結果、概算払請求書において概算払が必要な理由が「会員の会費で運営するので、当該事業に係る費用を捻出できないため」と一行で記載しているのは理由として不十分ではないかと考える。

今後は委託先から提出される事業実績などを踏まえて、概算払が必要な理由を明確かつ詳細に記載し、場合によっては昨年の実績報告等に鑑みて、四半期ごとに委託費を支払うなどを検討すべきと考える。

(2) 業務内容について【意見】

平成26年度地域の子育て食環境支援業務で、業務委託仕様書において業務内容は以下のとおりとなっている。

(業務内容)

- ・ 栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイス
- ・ 保育所・幼稚園・学校等の子どもや保護者等に対する栄養・食生活指導
- ・ 福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等によるスリムアップイベントにおける栄養指導・試食・運動コーナーの実施支援
- ・ その他、福島県の食育を推進するための支援等

しかし、実績報告を見ると後半はうつくしま健康応援店に対するスリムアップイベントの普及啓発活動が主となり、偏りが生じている。飲食店を多く回り、栄養や食に関する助言をすることについて、意義があるものとは理解するが、その結果が地域の子育て食環境支援に結びつくものか効果が不透明である。業務委託仕様書の委託業務の範囲を広義に解することができる余地があり、業務内容について見直す余地があると考えられる。

(3) 業務範囲について【意見】

平成 26 年度地域の子育て食環境支援業務委託仕様書では、業務内容として以下のように記載している。

(1) 保育所、幼稚園、学校、行政、福島県食育応援企業、うつくしま健康応援店等からの要請書に基づき、栄養・食生活指導などの活動を行う。

仕様書には要望に基づき実施する内容となっており、具体的な回数等を決めているわけではないが、相双地区などでは栄養士が不足（1名）しているため、要望があっても断る場合もあるとのことであり、実際に断っている。県内全域からの要望に応えられるよう委託事業の業務範囲を見直し、業務委託仕様書を作成する余地があると考えます。

(4) 精緻な積算による予算の策定の必要性について【意見】

地域の子育て食環境支援業務については伺い書の中で委託先に対して概算委託契約であるため、契約当初に正確な金額が見積もれないこととの理由から、見積書の徴取は行わないこととしている。また委託先は公益社団法人として県内の栄養・食生活に関する社会貢献事業に尽力している団体であることから本業務を実施させるにふさわしい他の団体等は見当たらないとの理由により、単独随意契約により委託契約を締結している。そのため、伺い書に添付されている積算内訳は県の担当者が概算で作成した資料と推察する。

その結果、平成 26 年度の収支決算書において総額では委託料 5,442,210 円に対し、当初積算内訳では総額 5,827,000 円と 93%の執行率となっている。これに対し、内訳の中身を精査すると管理栄養士等による食環境支援活動費として支援活動経費で支出する需用費の当初の積算が 519,171 円であるのに対して、収支計算書では 1,162,617 円と 2 倍以上の支出となっている。執行率が下回っているにも関わらず、当該支出のみが大幅に乖離しているが、県の見解としては委託先が委託費の範囲内で効果的に業務を執行するため需用費の見直しが図られたものとしている。委託先において委託費の範囲内で経費支出の割合が変わることは理解できるが、当初の積算と大幅に乖離するのでは、作成する県の側でどのような根拠に基づいて当該積算を作成しているのか疑念を抱かざるを得ない。県においてはどのような根拠資料に基づいて作成しているのかを明確にし、さらに精緻な積算を行うべきと考える。

第2部 人口減少・高齢化対策プロジェクト

2-1 地域少子化対策強化交付金事業

1 目的

結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援を目的として、地域で結婚から出産・子育てまでを応援する「世話やき人」を育成するとともに、職場でも従業員の結婚・子育てを応援する気運を高めるため、事業者を対象とする研修や啓もう活動を行う。

また、乳幼児がいる家族が外出しやすい環境づくりを進めるため、施設事業者に対してガイドブックを作成・提供するとともに、産後に育児不安がある母子に対するケアを行う。

さらに、市町村が独自に実施する少子化対策を支援する。

2 事業内容

(1) 「復活！世話やき人」活動推進事業

結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援を目的として、地域で結婚から出産・子育てを応援する「世話やき人」を育成する。

(2) 職場で行う切れ目のない支援促進事業

職場における従業員の結婚・出産、子育てを応援する気運を高めるため、事業者を対象とする研修や啓発活動を行う。

(3) 赤ちゃんとお出掛け施設ガイドブックの作成

乳幼児がいる家族が外出した際に利用できる授乳室やおむつ替えスペース等の施設情報や子育て支援サービス情報をまとめて提供することにより、子育て家族が楽しく外出できる環境を支援するとともに、施設事業者に対してガイドラインを作成、提供する。

ア 赤ちゃんとお出掛け施設の広報

イ 赤ちゃんとお出掛け施設ガイドブックの作成

(4) 産後ママサポート事業

核家族化、地域のつながりの希薄化等社会の変化に伴い、地域での育児支援が受けにくい環境であるなか、生活体験の未熟等により育児知識や技術が不足している産婦や育児に対して強い不安を抱いている母子等を対象に助産所での宿泊ケア、日帰りケアを提供することにより、自信を持って育児を行えるよう支援し、子どもを生み、育てられる環境づくりの一助とする。

(5) 市町村企画事業

市町村が独自に実施する少子化対策を支援する。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成 26 年からの新事業

5 財源

国庫支出金

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	-	70,167
決算額	-	-	49,851

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
「復活!世話やき人」活躍促進事業	5,481	3,767
職場で行う切れ目ない支援促進事業	4,043	533
赤ちゃんと楽しい生活応援事業	2,798	1,771
産後ママサポート事業	17,845	16,087
市町村企画事業	40,000	27,693
合計	70,167	49,851

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
「復活!世話やき人」活躍促進事業	5,481	3,767
報償費	192	140
旅費	227	140
需用費	266	200
役務費	1,530	1,390
委託料	2,916	1,780
使用料及び賃借料	350	117
職場で行う切れ目ない支援促進事業	4,043	533
報償費	47	

節区分	予算額	決算額
旅費	76	41
需用費	246	17
役務費	1,480	0
委託料	1,944	454
使用料及び賃借料	250	21
赤ちゃんと楽しい生活応援事業	2,798	1,771
旅費	106	0
需用費	1,470	0
役務費	202	0
委託料	1,000	1,771
使用料及び賃借料	20	0
産後ママサポート事業	17,845	16,087
需用費	98	96
役務費	52	52
委託料	17,695	15,939
市町村企画事業	40,000	27,693
負担金、補助及び交付金	40,000	27,693
合計	70,167	49,851

7 主な委託契約・補助金の概要

(産後ママサポート事業)・・・委託契約

項目	内容
1 委託期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の理由	産後ママサポート業務は、妊産婦や産後間もない母子を対象として、母乳育児や育児全般の相談及び支援を行い、自宅に戻ってからも自信を持って育児ができるよう支援することを目的としており、妊娠、出産、子育て等専門的な知識、技術を持った助産師等による対応が必要である。 助産師の団体は一般社団法人福島県助産師会以外に実施できる団体はないため、競争入札に適さない。よって、随意契約とする。
4 見積書省略の理由	産後の母子等へ宿泊ケア・日帰りケアを提供する育児支援業務を委託するものであり、契約の内容から社会通念上見積書を徴することが実態に即さないことから、財務規則第 269 条第 2 項及び同施行通達第 269 条関係第 2 項第 8 号の規定に基づき見積書の徴収を省略する。
5 概算払が必要な理由	本業務は、一般社団法人福島県助産師会により実施

項目		内容	
		<p>されるものである。</p> <p>当該年度にわたり、産後ケア等を行うものであり、業務に要する経費として人件費等を計上しており、運営費的性格を有するものである。</p> <p>このことから、財務規則施行通達第6条第10号、同通達第110条関係第2号の規定に基づき、三半期ごとに概算払を行うこととしたい。</p>	
6	予算額と決算額 (委託料)	内訳	平成26年度
		予算額	17,695千円
		決算額	15,939千円

(市町村企画事業)・・・交付金

項目		内容	
1	事業内容	市町村企画事業 市町村が独自に実施する少子化対策を支援する。	
2	補助金等の名称	平成26年度地域少子化対策強化交付金	
3	補助率	定額 10/10 相当 中核市 1市につき、2,500万円 上記以外の市町村 1市町村につき、1,000万円	
4	根拠法令 (法律、条例、要綱等)	平成26年度地域少子化対策強化交付金交付要綱 福島県地域少子化対策強化交付金交付要綱 福島県補助金等の交付等に関する規則	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	1市町村	
7	予算額と決算額 (負担金、補助及び交付金)	内訳	平成26年度
		予算額	40,000千円
		決算額	27,693千円

8 事業の実施状況

① 事業実績

項目	測定指標	測定数値
(1)「復活！世話やき人」活動推進事業	世話やき人	18名
(2)職場で行う切れ目のない支援促進事業	セミナー開催数	1回
	参加者数	20名程度
(3)赤ちゃんと楽しい生活応援事業	ガイドブック制作部数	1,000部
	事業費	1,771千円
(4)産後ママサポート事業	(宿泊ケア) 利用者数	71組

項目	測定指標	測定数値
	延べ日数	492 日
	(日帰りケア)利用者数	52 組
	延べ日数	66 日
(5)市町村企画事業	企画市町村数	7 市町村

9 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に記載すべき事項はなし。	—	—
事業の適正性	特に記載すべき事項はなし。	—	—
競争性の確保	特に記載すべき事項はなし。	—	—
契約事務の適正性	予算および積算資料の検証について	—	(1)
業務実施の適正性	特に記載すべき事項はなし。	—	—

10 指摘、意見等

(1) 予算及び積算資料の検証について【意見】

平成 26 年度当初予算歳出見積書（事業説明書）を閲覧した。産後ママサポート事業の予算額は 17,845 千円となっており、その内訳は、以下のとおりである。

(産後ママサポート事業)

需用費	98 千円
役務費	52 千円
委託料	17,695 千円
合計	17,845 千円

この事業予算の内訳について県から入手した積算資料を再計算したところ、「委託料 1（宿泊ケア）」の集計が漏れていた。したがって、当該費用を予算に含めた場合、委託費は 17,755 千円となる。

需用費 事務用品費 5,000 円×12 月	60,000 円
------------------------	----------

これは単純な計算誤りではあるが、単純な計算誤りが生じないよう、部署内で作成者とは別の者がチェックする体制を整備するといった対応を行うべきである。

2-2 ふくしまで幸せつかもうプロジェクト

1 目的

未婚化・晩婚化による少子化の進行に対し、社会全体で独身男女の出会いを応援する気運を高め、地域・企業を含めたより広い範囲で出会いの場づくりを進めるため、企業と連携した出会いの推進、イベント実施団体の活動支援、「縁結びサポーター」による地域の相談体制の充実を図る。

2 事業内容

少子化が進行している状況の中で、福島の復興のためには若者が県内に定着し、家庭を持ち、幸せに生活していくことが不可欠である。

県内に若者が定着する第一歩として、独身男女が出会い、結婚しやすい環境を作ることが重要であり、社会全体で男女の出会いを応援する気運を高め、地域・企業を含めたより広い範囲で出会いの場づくりを推進する。「出会い応援コーディネーター」1名を配置し、次の業務を行う。

(1) 企業間独身者交流の推進

ア 企業間の独身者交流イベントの開催

- ・県内3地域で各1回、計3回以上開催する。

イ 企業への広報・啓発

- ・独身従業員の交流を応援する雰囲気作り等について、企業への働き掛けを行う。

(2) 出会いの機会創出の促進

ア 出会いイベント実施団体の活動支援

- ・出会いイベント実施団体（若者交流応援団体）のPR、イベント情報の発信、イベントの企画運営助言
- ・イベント参加者数等の把握

イ ネットワーク会議及び「出会い応援フォーラム（仮称）」の開催

- ・出会いイベント実施団体等が情報共有や意見交換を行う会議を開催する(1回)。
- ・社会全体で独身男女の出会いを応援する機運を高めることを目的として「出会い応援フォーラム（仮称）」を開催する。

ウ 出会いイベント情報の発信

- ・ホームページ「ふくしま若者交流情報ステーション」への情報掲載（随時）
- ・メールマガジン「ふくしま若者交流情報メルマガ」の配信（随時）
- ・情報誌「ふくしま出会いサポートニュース」の発行（年3回）

出会いイベント実施団体の照会、イベント開催情報、イベント参加報告等を掲載する。

- ・現行のホームページを見直し、リニューアルする。
「縁結びサポーター」ページの追加やイベント登録ページの修正等を行う。
- ・事業周知用のパンフレットを作成する。

(3) 縁結びサポーターの募集

独身者及び独身の子を持つ親の身近なところで、出会い・結婚に関する相談を受け、独身者を出会い・結婚に前向きにさせる役割を担う「縁結びサポーター」を募集し、地域の相談体制の充実を図る。

- ・縁結びサポーターの募集 (30人程度)
- ・縁結びサポーター研修の開催(1回)
- ・縁結びサポーター情報交換会の開催(県内3地域で各1回 計3回)

アンダーラインは平成27年3月30日の業務委託変更契約書により仕様書が変更され削除された箇所である。

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成25年からの実施

5 財源

安心こども基金

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	-	4,609	6,751
決算額	-	2,566	4,515

(2) 平成26年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
旅費	54	0
需用費	30	30
役務費	16	16
委託料	6,651	4,469
合計	6,751	4,515

7 委託契約の内容

項目		内容	
1	委託期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
2	契約方式	随意契約	
3	随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、財務規則施行通達第 269 条関係第 1 項第 3 号の規定により単独随意契約とする。</p> <p>本業務は、企業間の独身者の交流を軸に、男女の出会いの場づくりを拡大・充実させることを目的としており、県内の幅広い企業の協力を得ながら、事業に取り組む必要がある。</p> <p>一般社団法人福島県法人会連合会は、県内全域の企業のネットワークを持ち、男女の出会い支援に積極的に取り組む団体であり、平成 25 年度に本業務を受託した実績もあることから、本業務を行うことが出来る団体は一般社団法人福島県法人会連合会以外にはないため、競争入札に適さない。よって単独随意契約とする。</p>	
4	見積書省略の理由	上記、契約方法の理由でも記述したとおり、事業を実施できる団体が一つしかなく、契約の内容から、財務規則第 269 条第 2 項及び同施行通達第 269 条関係第 2 項第 8 号の規定に基づき見積書の徴収を省略した。	
5	概算払が必要な理由	当該委託料における人件費の割合が、予算額の 5 割以上を占めること。交付時期については、当該補助金の 5 割以上が人件費のため、各四半期の初月に交付することにより、当該事業の円滑な運営を図る必要があること。当該事業は、収益を伴わないこと当該事業は、平成 27 年 3 月 31 日に完了する見込みであること。	
6	予算額と決算額	内訳	平成 26 年度
		予算額	6,651 千円
		決算額	4,469 千円

8 事業の実施状況

(1) 事業実績

未婚化・晩婚化による少子化対策のため、地域や企業を含めた男女の出会いの場の創出等、若者の交流を促進する以下の事業を行った。出会いイベントについては参加者数及びカップル誕生数も増加しており一定の成果を上げているといえる。

項目	測定指標	平成 25 年度	平成 26 年度
出会いイベント	開催数	4 回	10 回
	参加者数	189 名	344 名
	カップル誕生数	22 組	54 組
ネットワーク会議	開催数	1 回	1 回

項目	測定指標	平成 25 年度	平成 26 年度
出会いイベント実施団体 (若者交流応援団体) の PR、イベント情報の発信	掲載団体 (イベント数)	88 団体 (110 件)	86 団体 (96 件)
情報誌発行	発行回数	1 回	3 回

9 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	業務委託変更契約事務の適時性について	—	(1)
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

10 指摘、意見等

(1) 業務委託変更契約事務の適時性について【意見】

平成 26 年度のふくしまで幸せつかもうプロジェクト業務委託仕様書では「縁結びサポーター」を募集し、地域の相談体制の充実を図ることとしている。「縁結びサポーター」とは、独身者及び独身の子を持つ親の身近なところで、出会い・結婚に関する相談を受け、独身者を出会い・結婚に前向きにさせる役割を担う人である。県では平成 26 年度から「縁結びサポーター」を業務委託内容に新たに組み込み、県内の独身男女の出会いの機運を高めようとしている。

一方、地域少子化対策強化交付金事業の「復活！世話やき人」活躍推進事業は、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を目的として、地域で結婚から出産・子育てを応援する「世話やき人」を育成するものである。

縁結びサポーター研修会や情報交換会については、縁結びサポーターの単独事業として行うのではなく、『復活！世話やき人』活躍推進事業の「結婚」、「妊娠」、「出産」、「子育て」支援部門の「結婚」支援部門として開催することとした。また、事業周知用のパンフレットを作成しないこととした。これは、当初予算がほぼ固まった後に、国の補正予算が活用できることとなったため、県事業の見直しを行った上で国の予算を優先させて活用するために、業務委託変更契約書を締結し、業務委託仕様書の変更と委託料の減額を行ったものである。

しかし、変更契約に係る発議及び支出負担行為の決裁を業務委託契約期間終了間際の平成 27 年 3 月 20 日に行い、同日付けで業務委託変更契約書を締結しており、契約事務処理の適時性に問題がある。国の補正予算が活用できることが判明後、速やかに委託業務範囲の見直しを行い仕様書の変更手続を行うよう努めるべきである。

2-3 多子世帯保育料軽減事業

1 目的

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村を支援し、子育てに係る保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることが出来る環境づくりを推進する。

2 事業内容

保育所及び認可外保育施設を利用する世帯について、第3子以降の3歳未満児に係る保育料の一部を市町村を通じて補助する。

(1) 補助先 市町村（中核市を除く。）

※県補助を受けた金額又は市町村において上乗せした金額を減免する事業を実施する市町村

(2) 補助対象 第3子以降の3歳未満児に係る保育料の一部

【認可保育所】

- ・第2～第4階層:市町村の保育料徴収基準額による保育料の1/2
- ・第5～第8階層:市町村の保育料徴収基準額による保育料の1/4

※階層区分は、保育所運営費国庫負担金に係る保育所

【認可外保育施設】

10,000円又は保育料の1/2のいずれか低い額

(3) 補助率 10/10

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成19年度から平成26年度まで実施

5 財源

一般財源

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	86,947	81,640	87,476
決算額	79,969	84,881	90,048

(2) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	87,476	90,048
合計	87,476	90,048

7 事業の実施状況

(1) 多子世帯保育料軽減事業実績

測定指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助自治体	39 市町村	41 市町村	42 市町村	43 市町村

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	予算積算資料の見込み額の算定について	—	(1)
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

(1) 予算積算資料の見込み額の算定について【意見】

多子世帯保育料軽減事業の認可保育所の予算積算について、平成 26 年度多子世帯保育料軽減事業予算積算資料で次のように計算していた。

現行市町村部分＋過去平均による増額見込み分＋避難児童戻り見込み分

過去平均による増額見込み分の算定において、平成 24 年度の交付申請額の前年度との差を「平成 24 年申請額は特殊な年度であったため」という理由で平成 25 年度の数字を当てはめていた。下表のとおり、平成 24 年度の前年度との差の実額 39,664 円ではなく、平成 25 年度の前年度との差 5,092,484 円を使用したことにより、前年度との差の合計額（平成 21 年度から平成 25 年度としている）は 13,646,328 円となり、過去 4 年の増額平均は 3,411,582 円となった。

【交付申請額の推移】

年度	交付申請額	前年度との差	県の算定
平成 21 年度	74,549,133 円		
平成 22 年度	75,642,352 円	1,093,219 円	1,093,219 円
平成 23 年度	78,010,493 円	2,368,141 円	2,368,141 円
平成 24 年度	78,050,157 円	39,664 円	5,092,484 円
平成 25 年度	83,142,641 円	5,092,484 円	5,092,484 円
合計		8,593,508 円	13,646,328 円
平均		2,148,377 円	3,411,582 円
平成 26 年度	90,826,838 円	7,684,197 円	

平均額を求める場合において、異常値がある場合は異常値を除いて算定することが一般的である。異常な年度について他の年度の数値を当てはめて算定することは恣意的であり妥当な算定方法ではない。

しかし、前年度との差の平均を加算する方法としていることから直近の状況を反映しない場合がある。上記の表を見ると、平成 24 年度を除いて前年度との差が増加していることから、過去実績の平均ではなく直近の年度の増加額を使用するなど将来の予測に対するより適切な補正を行うことを検討されたい。

第3部 その他の子ども・子育て関連事業

3-1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）

1 目的

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に適切な遊び場及び生活の場を与え、健全育成・児童福祉の増進を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的としている。また、東日本大震災での避難者が避難地から戻った際の受け皿としての放課後児童クラブの運営が必要であるため、支援を行うことを目的とする。

2 事業内容

(1) 放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない主に小学校低学年児童等の健全な育成を図るため、20人以上（年間250日以上開設する児童クラブにあっては10人以上）の児童で組織する放課後児童クラブを設置する市町村等に対し、運営費の一部を助成する。

また、放課後児童クラブを設置するための改修等の環境整備に要する経費、民営児童クラブに従事する職員に対する健康診断に要する経費及び障がい児の受入を推進するための指導員配置経費の一部を助成する。

- ・補助先：市町村等（中核市を除く。）
- ・補助率：国1／3、県1／3、市町村等1／3

(2) わくわく放課後支援事業

国庫補助要件に満たない5人以上（年間200日以上開設）の児童で組織する放課後児童クラブを設置する市町村に対し、その運営費の一部を助成する。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：県1／2、市町村等1／2

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成17年度から平成26年度まで実施

5 財源

国庫及び一般財源

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	653,398	754,630	859,442
決算額	612,681	701,185	765,062

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
放課後児童健全育成事業	855,159	756,605
わくわく放課後支援事業	4,283	1,333
放課後子どもクラブ推進事業国庫補助金 還付金	0	7,124
合計	859,442	765,062

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
放課後児童健全育成事業	855,159	756,605
負担金、補助及び交付金	855,159	756,605
わくわく放課後支援事業	4,283	1,333
負担金、補助及び交付金	4,283	1,333
放課後子どもクラブ推進事業国庫補助金 還付金	0	7,124
償還金、利子及び割引料	0	7,124
合計	859,442	765,062

7 事業の実施状況

(1) 放課後児童健全育成事業実績

測定指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助先	39 市町村 1 法人 231 児童クラブ	39 市町村 1 法人 247 児童クラブ	41 市町村 1 社会福祉法人 263 児童クラブ	43 市町村 1 社会福祉法人 274 児童クラブ

(2) わくわく放課後支援事業

測定指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助先	9 市町村 12 児童クラブ	9 市町村 13 児童クラブ	7 市町 7 児童クラブ	4 市町 4 児童クラブ

放課後児童健全育成事業は補助対象市町村数及び児童クラブ数が年々増加してい

るが、わくわく放課後支援事業については減少している。

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

なし

3-2 保育対策等促進事業

1 目的

延長保育促進事業、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を図る。また育児の相談や情報提供、子育て親子の交流等を行う地域の子育て支援拠点施設の拡充を図る。

2 事業内容

(1) 保育対策等促進事業

① 延長保育促進事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する保育所に対して補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3

② 特定保育事業

毎日の保育所利用にまでは至らない就労等により一定程度の保育サービスが必要になる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3

③ 休日保育事業

就業形態の多様化に対応するため、休日等を含め年間を通じ開所する保育所に対して補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3

④ 病児・病後児保育事業

病院・保育所等において病気の回復期の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う保育所等に対して補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3

⑤ 分園推進事業（経常経費分）

保育所分園の運営について、必要な経費の補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3

⑥ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村が認めた認可外保育施設の保育従事者・調理担当職員に対する健康診断に要する経費の補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

⑦ 保育環境改善等事業

利用者へのサービス向上等のため、既存の事業実施施設の改修等に要する経費の補助を行う。

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

(2) すくすく保育支援事業

ア 乳児保育環境改善事業

乳児保育環境改善事業として、事業を実施する市町村に対し、必要な経費の補助を行う。

(内容)

- (ア) 乳児を受け入れるための乳児用ベッド・イス等の整備
- (イ) 乳児の安全・保健衛生面の向上を図るための設備の設置
- (ウ) 乳児保育を担当する保育士の研修、その他の環境整備

- ・補助先：市町村
- ・補助基準額：1 か所当たり 2,000,000 円

イ 地域子育て支援センター充実事業

地域子育て支援拠点事業のセンター型を実施する市町村に対し、保育士の配置等の要件で国庫補助事業の該当にならなかった地域子育て支援センターに対して、必要な経費の補助を行う。

(内容)

- (ア) 育児不安等についての相談指導
- (イ) 地域の子育て家庭の交流を促進
- (ウ) 地域の子育て家庭の把握

- ・補助先：市町村（中核市を除く。）
- ・補助率：県 1 / 2、市町村 1 / 2

3 法令根拠

該当法令なし

4 事業の開始時期

平成 18 年度から平成 26 年度まで実施

5 財源

国庫補助金、一般財源

6 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	423,946	430,277	440,518
決算額	391,077	398,767	408,505

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
保育対策等促進事業費	437,268	405,301
すくすく保育支援事業	3,250	1,302
平成 25 年保育対策等促進事業国庫補助金 還付金	0	1,902
合計	440,518	408,505

(3) 平成 26 年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
保育対策等促進事業費	437,268	405,301
負担金、補助及び交付金	437,268	405,301
すくすく保育支援事業	3,250	1,302
負担金、補助及び交付金	3,250	1,302
平成 25 年保育対策等促進事業国庫補助金 還付金	0	1,902
償還金、利子及び割引料	0	1,902
合計	440,518	408,505

7 事業の実施状況

(1) 保育対策等促進事業実績

測定指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助先	※	19 市町村	19 市町村	19 市町村

※平成 23 年度の実績は以下のとおり

- ア 延長保育支援事業：17 市町村、87 か所
- イ 特定保育事業：4 市村、14 か所
- ウ 休日保育事業：4 市、4 か所
- エ 病児・病後児保育事業：5 市町、10 か所
- オ 分園推進事業：3 市町、3 か所

カ 保育所体験特別事業：2市、23か所

キ 認可外保育施設・安全対策事業：2市、22か所

(2) すくすく保育支援事業

測定指標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助先	1市 2か所	2市 3か所	1市 2か所	1市

8 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

9 指摘、意見等

なし

3-3 安心こども基金事業

1 目的

「安心こども基金」を活用し、「待機児童解消加速化プラン」による保育所の整備等を実施するとともに、保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。

2 事業内容

(1) 保育所等整備事業

① 保育所緊急整備事業

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。(平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について 別添1 保育所緊急整備事業)

保育所(認定こども園を構成する保育所を含む。)の新設、修理、改造及び整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減及び保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置を講じる。

② 子育て支援のための拠点施設整備事業

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。(平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について 別添3 子育て支援のための拠点施設整備事業)

子育て相談、子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う。

(2) 複合化・多機能化推進事業

被災地の復興に際し、被災市町村が策定する復興計画に基づき、保育所、幼稚園、地域の子育て拠点等の子育て関連施設の複合化・多角化を図る基盤整備を行う場合に補助する。

(3) 保育の質の向上のための研修事業等

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士の人

材確保への取組及び質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。(安心こども基金管理運営要領 別添 7 保育士研修等事業)

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

3 事業の開始時期

(1)、(3)は継続事業、(2)は平成26年度から実施

4 財源

安心こども基金

5 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	201,960	954,634	454,892
決算額	347,580	82,155	212,045

(2) 平成26年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
保育所等整備事業	361,058	129,562
複合化・多機能化推進事業	89,638	78,849
保育の質の向上のための研修事業等	3,970	3,624
事務費	226	10
合計	454,892	212,045

(3) 平成26年度節区分予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

節区分	予算額	決算額
保育所等整備事業	361,058	129,562
負担金、補助及び交付金	361,058	129,562
複合化・多機能化推進事業	89,638	78,849
負担金、補助及び交付金	89,638	78,849
保育の質の向上のための研修事業等	3,970	3,624
委託料	655	655
負担金、補助及び交付金	3,315	2,969

節区分	予算額	決算額
事務費	226	10
旅費	136	3
需用費（その他）	20	0
役務費	10	0
使用料及び賃借料	60	7
合計	454,892	212,045

6 補助金の概要

(1) 保育所等整備事業

項目	内容	
1 事業内容	①保育所緊急整備事業 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助する。 ②子育て支援のための拠点施設整備事業 子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点整備に要する費用の一部を補助する。	
2 補助金等の名称	福島県安心こども基金特別対策事業補助金	
3 補助率	① 基金1/2又は2/3 ② 基金1/2	
4 根拠法令 (法律、条例、要綱等)	安心こども基金管理運営要領 福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱 福島県補助金等の交付等に関する規則	
5 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
	<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
	<input type="checkbox"/> その他	()
6 交付先	2市 2施設	
7 予算額と決算額 (負担金、補助及び交付金)	内訳	平成26年度
	予算額	361,058千円
	決算額	129,562千円

(2) 複合化・多角化推進事業

項目	内容	
1 事業内容	被災地の復興に際し、被災市町村が策定する復興計画に基づき、保育所、幼稚園、地域の子育て拠点等の子育て関連施設の複合化・多角化を図る基盤整備を行う場合に補助する。	
2 補助金等の名称	福島県安心こども基金特別対策事業補助金	
3 補助率	基金1/3（中核市の場合）	
4 根拠法令 (法律、条例、要綱等)	安心こども基金管理運営要領 福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱 福島県補助金等の交付等に関する規則	
5 区分	<input type="checkbox"/> 事業費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助

項目		内容	
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	1 市 2 施設	
7	予算額と決算額 (負担金、補助 及び交付金)	内訳	
		平成 26 年度	
		予算額	89,638 千円
	決算額	78,849 千円	

(3) 保育の質の向上のための研修事業

項目		内容	
1	事業内容	保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。	
2	補助金等の名称	福島県安心こども基金特別対策事業補助金	
3	補助率	基金 1 / 2	
4	根拠法令 (法律、条例、要 綱等)	安心こども基金管理運営要領 福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱 福島県補助金等の交付等に関する規則	
5	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の補助	<input type="checkbox"/> 設備・施設の整備に係る補助
		<input type="checkbox"/> 団体の運営費補助	<input type="checkbox"/> 利子補給
		<input type="checkbox"/> その他	()
6	交付先	8 市町村	
7	予算額と決算額 (負担金、補助 及び交付金)	内訳	
		平成 26 年度	
		予算額	3,315 千円
	決算額	2,969 千円	

7 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	実績報告書の添付書類の様式について 事業計画書及び事業実績書の検証について	—	(1) (2)
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

8 指摘、意見等

(保育の質の向上のための研修事業)

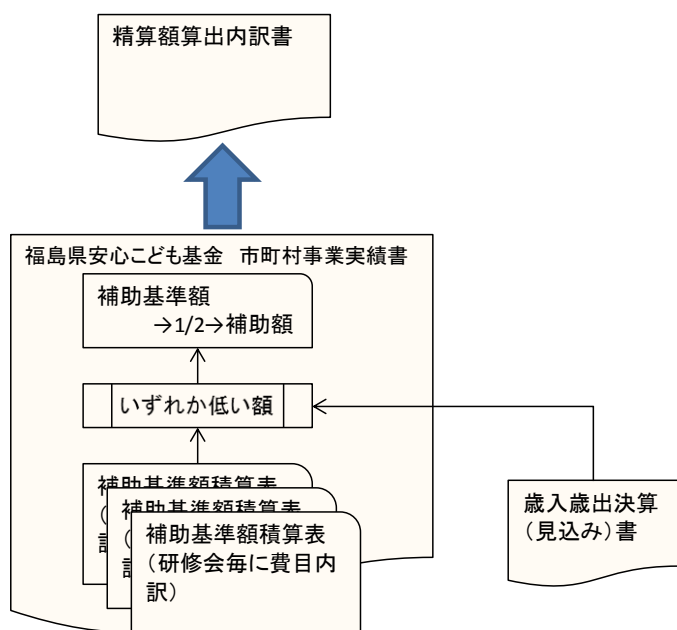
(1) 実績報告書の添付書類の様式について【意見】

福島県安全こども基金特別対策事業補助金実績報告書に添付する書類は以下のと

おりである。

- (1) 事業実績書（様式については知事が別に定める。）
- (2) 精算額算出内訳書（別表 2）
- (3) 歳入歳出決算（見込み）書
- (4) その他参考となる書類

事業実績書については、「福島県安心こども基金 市町村事業実績書」（別紙 2-5）が様式として定められている。この事業実績書は、研修実績概要として研修会名、研修会主催者、研修会開催地、研修の対象者、参加人数、補助基準額、実施(参加)回数、補助率、補助額及び実施年月を記載させ、補助基準額に補助基準額積算表で算出した「補助基準額」又は補助対象事業費のいずれか低い方を記載させるものである。



(ヒアリングにより作成)

精算額算出内訳書は円単位で記載させる書類であるが、事業実績書は千円単位であり、内訳資料の記載単位の方が大きくなっている。また、精算額算出内訳書の県補助所要額及び事業実績書の補助額については、千円未満の端数処理方法として千円未満切り捨てることと定めているにもかかわらず、事業実績書の記載項目は全て千円単位で記載することとなっているため、市町により端数処理方法が違っている。

以下のように事業実績書の作成パターンは3つに分かれる。

なお、最終的な補助金交付額は当該事業の補助対象経費の $1/2$ 以下になっており問題はない。

ア 補助対象経費に補助率である $1/2$ を乗じた額が県補助金の交付決定額となる

ように研修毎の内訳を調整している市

イ 事業実績書について補助額の算定を除き千円未満四捨五入で処理している市

ウ 事業実績書についてすべて千円未満切り捨てとしている市町

上記のうち、事業実績書をウのパターンで作成し、合計額を精算額算出内訳書に転記している市町が、補助対象事業費を1/2した額と補助金の差が生じている。

様式を定めるに当たっては、作成者に記載方法を工夫させる部分を残すことは必要であるが、補助金の算定根拠となる部分については、実績報告書作成者によって解釈が分かれやすいよう分かりやすい様式を定めるべきである。

(2) 事業計画書及び事業実績書の検証について【意見】

各市町村は、実績報告時に「補助金積算額算出内訳書」及び「歳入歳出決算(見込み)書」を提出することとされており、「歳入歳出決算(見込み)書」が「補助金積算額算出内訳書」の総事業費の金額の疎明資料となる。

白河市については、「歳入出決算見込抄本」の歳出額の合計が605,139円で節区分の内訳は旅費205円、需用費76,169円、その他528,765円となっている。説明欄に研修会講師旅費124円、消耗品費49円と記載されており合計173円となるが、「補助金積算額算出内訳書」の総事業費は173,693円と記載されており単位の記載の誤りであることは明らかである。

また、猪苗代町の「歳入歳出決算(見込)書抄本」には、保育の質の向上のための研修事業費が記載されていない。

これらはいずれも書類の不備であり、実際の補助金交付額に影響するものではないが、白河市及び猪苗代町から正式に発行され提出された書類であり、補助金額の算定に際しての疎明資料となるものであることから、実績報告書の入手時に確認し、市町に対して訂正を求める必要がある。

3-4 保育サービス等充実事業

1 事業内容

保育サービスの充実及び体制の強化並びに放課後児童クラブ開所時間の延長に取り組む市町村に対する支援を行う。

(1) 保育サービス等充実事業

乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、へき地保育事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施する市町村に対して補助を行う。

実施主体	市町村
補助率	国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3 へき地保育事業のみ国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

(2) (新)保育体制の強化事業

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減を図り、保育士の人材確保に取り組む。

実施主体	市町村
補助率	国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

(3) (新)放課後児童クラブの充実事業

保育所との開所時間の乖離を縮小することにより「小1の壁」を解消するため、18時半を超えて開所する放課後児童クラブに対して、追加的な費用を補助する。

実施主体	市町村
補助率	国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

2 当初予算額・決算額

(1) 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	519,716	953,015
決算額	-	402,864	305,943

(2) 平成 26 年度事業別予算額及び決算額内訳

(単位:千円)

事業名	予算額	決算額
保育サービス等充実事業	670,059	289,496
保育体制の強化事業	94,156	0
放課後児童クラブの充実事業	188,800	16,447

合計	953,015	305,943
----	---------	---------

3 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
事業の有効性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
事業の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
競争性の確保	特に指摘すべき事項はない。	—	—
契約事務の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—
業務実施の適正性	特に指摘すべき事項はない。	—	—

4 指摘、意見等

なし

第4部 全般事項

全般的な指摘、意見等を以下に記載する。

1 監査要点の総括

項目	コメント	指摘	意見
契約事務の適正性	権限規程の適切な運用について	—	(1)

2 指摘、意見等

(1) 権限規程の適切な運用について【意見】

財務規則第5条では、負担金、補助及び交付金の交付の決定（これらの決定に係る変更の決定を含む。）をする権限は、一件の金額が二千万円以上一億円未満のものにあつては政策監、一件の金額が二千万円未満のものにあつては課長と規定している。しかし、支出命令書や支出負担行為調書が二千万円以上の書面であっても、副課長や主幹が決裁権者となっている書類が多数存在する。

この点に関して、福島県事務決裁規程第8条第1号では、本庁機関における代決者として決裁権者である課長が不在のときは、主幹が置かれている課では当該事務を掌理する主幹を第一次代決者とし、主幹が置かれていない課は副課長が第一次代決者として当該事務を専決することができる」とされており、代決者が決裁を行うことは規程にのっとりた取扱いである。

県民の健康に関する業務などにより業務量が増大し、財務規則で定められた決裁権者（課長等）が決裁すべき書類が膨大であることは考えられるが、多くの書類に関して代決者が決裁しており、本来の決裁権者のコントロールが十分に図られない可能性がある。福島県事務決裁規程の代決規定は、決裁権者が不在の時は事務を代決することができるといった例外規定であり、緊急を要する事務でない限り本来の決裁権者が事務を行うことが原則であると解される。財務規則の趣旨を踏まえ、決裁権限の適切な運用が望まれる。

第5部 総括

(1) 子ども・子育て政策に関する各種政策の位置付けについて

保健福祉事業の子ども・子育て政策に関連する事業を抽出して監査を行ってきた感想としては、福島県総合計画、福島県保健医療福祉復興ビジョンの下にあるうつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）が体系化された計画であること、平成7年に策定された夢プランは改訂を繰り返し、東日本大震災からの復興に向けた対策を総合的に示す福島県復興計画と連携していること、夢プランに基づき子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる環境整備を推進することとして各種施策を行っていることが分かった。

(2) 合計特殊出生率の上昇について

子ども・子育て政策の重要な指標である合計特殊出生率については、平成26年度は1.58（前年1.53）と0.05上昇し、全国順位も9位（前年15位）に浮上した。震災後大きく落ち込んだが、出生率としては震災前より上昇している。

県としては、参考として、合計特殊出生率は「上昇を目指す」、出生数は「増加を目指す」としている。合計特殊出生率については平成23年の1.48を上回っているものの、出生数については平成23年の15,072人に対し、平成26年は14,517人と達成できていない。

震災後の混沌とした状況は未だ継続しており、子ども・子育て政策のみで解決できる問題ではないが、合計特殊出生率の上昇は、少子化対策としての子ども・子育て政策に一定の成果があったものと評価できる。

(3) 保健福祉部の人員の確保について

今回の監査対象である保健福祉部のうち子育て支援課（現 子ども・青少年政策課、子育て支援課）についての感想としては、震災後、本県の財政規模が急激に増加している影響で数多くの事業を行っており、未だ全国に避難している方も対象として事業を行っていかなければならず、業務量が増大している状況にある。喫緊の課題である少子化対策、子ども・子育て支援策を確実に実行していくために十分な人員の確保が求められる。

(4) まとめ

今回は少子高齢社会対策のうち、少子化対策としての子ども・子育て政策に関連する事業を監査の対象としたが、一方で、御高齢の方に対しても、生きがいのある生活を送ってもらうことが大事であり、幼少期に、高齢者との触れ合いを通じて、尊敬と慈愛の精神を学ぶことも、将来における福島県民の豊かな生活環境づくりに

は欠かせないものであると思う。高齢者と子どもたちの橋渡しの事業が各方面から望まれる。

以 上